

職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査

報告書

2021年3月12日

MRI 株式会社三菱総合研究所

キャリア・イノベーション本部

本報告書は、文部科学省委託事業として、株式会社三菱総合研究所が実施した令和 2 年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の成果を取りまとめたものです。

目次

1. 本調査の概要	1
1.1 目的.....	1
1.2 調査実施概要.....	1
2. フォローアップ見直しに向けた認定要件等充足状況確認方法の実証	3
2.1 概要.....	3
2.1.1 調査件名.....	3
2.1.2 調査背景.....	3
2.1.3 調査目的.....	4
2.1.4 調査対象.....	4
2.1.5 調査方法.....	5
2.1.6 調査期間.....	11
2.2 調査結果.....	11
2.2.1 属性別の分類傾向.....	12
2.2.2 A・Cに分類された認定学科の事例.....	14
2.2.3 円滑な調査を進める上での課題.....	18
2.3 まとめ.....	19
2.3.1 調査方法について.....	19
2.3.2 フォローアップについて.....	20
2.3.3 職業実践専門課程制度全体について.....	21
2.3.4 フォローアップの重要性の普及啓発.....	22
3. ヒアリング調査（認定学科、都道府県）	23
3.1 概要.....	23
3.2 調査結果.....	25
3.2.1 認定要件の実質化のための取組（認定学科調査）.....	25
3.2.2 認定要件の充足、実質化を妨げる要素（認定学科調査）.....	26
3.2.3 フォローアップの課題（認定学科調査、都道府県調査）.....	27
3.2.4 その他（都道府県調査）.....	28
4. 「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」におけるアンケート調査結果	30
4.1 調査概要.....	30
4.1.1 調査件名.....	30
4.1.2 調査方法.....	30
4.1.3 調査項目.....	30
4.1.4 調査期間.....	31
4.1.5 調査対象.....	31
4.1.6 回収状況.....	33
4.2 調査結果.....	33

4.3 調査結果からの示唆.....	54
4.3.1 非常勤教員による授業や企業内実習における企業等連携の在り方.....	54
4.3.2 認定要件のPDCAサイクルの在り方.....	54
4.3.3 認定学科の認識と実態とのギャップ.....	55
5. まとめ.....	56
5.1 フォローアップの見直しについて.....	56
5.1.1 フォローアップの目的の再整理、周知.....	56
5.1.2 フォローアップ方法の見直し.....	58
5.2 職業実践専門課程制度の在り方について.....	63
5.2.1 普及啓発の必要性.....	63
5.2.2 職業実践専門課程制度の関連資料の見直し.....	65
5.2.3 職業実践専門課程制度への示唆.....	65
5.2.4 職業実践専門課程の認知度向上.....	68
5.2.5 フォローアップと他の制度の関係性の整理.....	68
6. 参考資料.....	69

目次

図 2-1	令和元年度調査におけるフォローアップ対象学科の分類と課題	4
図 2-2	今年度調査のフロー	10
図 2-3	書面調査の流れ	11
図 2-4	認定年別の分類傾向	12
図 2-5	分野別の分類傾向	14
図 4-1	非常勤教員の質や水準を確保するための取組（複数選択）	34
図 4-2	企業内実習の質や水準の確保のための取組（複数選択）	35
図 4-3	成績評価を行う際の企業等との連携（複数選択）	36
図 4-4	企業等と連携した実習・演習等の改善のために行うべき取組（複数選択）	37
図 4-5	Q5_4 で選択した取組の実施状況（各単数選択）	38
図 4-6	生徒に対する企業内実習等の効果を高めるのに有効と考える取組（複数選択（上位3つまで））	41
図 4-7	教員の能力・資質向上のための教員研修の内容（複数選択）	42
図 4-8	研修以外の教員の能力・資質向上のための取組（複数選択）	43
図 4-9	職員研修の内容（複数選択）	44
図 4-10	生徒からの評価の実施形式（複数選択）	46
図 4-11	教育課程全体の教育効果の評価において重視している観点（複数選択）	48
図 4-12	職業実践専門課程の認定学科として職員が担う役割・持つべき知識（複数選択）	49
図 4-13	Q5_11 で選択した知識を自学科の職員が身に付けている程度（各単数選択）	50
図 4-14	フォローアップの認知状況（単数選択）	51
図 4-15	フォローアップの認知状況（単数選択）	51
図 4-16	別紙様式4の様式改訂の認知度（単数選択）	52
図 4-17	別紙様式4の様式改訂の認知度（単数選択）	52
図 4-18	職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項（複数選択）	53
図 5-1	職業実践専門課程の現状とフォローアップの結果活用のイメージ	57
図 5-2	フォローアップの認知状況（単数選択）（再掲）	58
図 5-3	別紙様式4の様式改訂の認知度（単数選択）（再掲）	58
図 5-4	職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項（複数選択）	67

表目次

表 1-1 令和2年度職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査検討委員会.....	1
表 1-2 開催日程及び検討内容	1
表 2-1 記述式部分の項目	8
表 2-2 別添7の開発及び改訂、エビデンス資料の扱いの経緯.....	9
表 2-3 認定年別の分類傾向	12
表 2-4 分野別の分類傾向	13
表 4-1 調査項目	30
表 4-2 調査対象と「特定の学科」の条件	32
表 4-3 回収結果	33
表 5-1 認定要件充足状況等調査の実施項目、体制	60

用語について

本報告書では、以下の用語を用いる。

本報告書での表記	本報告書での意味
職業実践専門課程の認定要件 ¹	<p>専修学校の専門課程が職業実践専門課程として認定されるために満たすべき以下の要件。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修業年限が2年以上であること。 ・ 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。 ・ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業(以下「実習・演習等」という。)を行っていること。 ・ 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。 ・ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。 ・ 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を公表していること。 ・ 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。 ・ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。
認定学科	職業実践専門課程として認定された学科。
職業実践専門課程のフォローアップ	認定学科が、認定後引き続きその要件に適合していることについて、認定後3年を経過する毎に別紙様式4を提出すること。
認定要件の充足	認定要件を満たしていること。
認定要件の実質化	認定要件で示される趣旨を踏まえて有機的な連携のもとに運用され、実質的に機能していること。
職業教育マネジメント	専門学校がその教育資源を用いて職業教育の質向上を図るために行う各種の取組。
認定要件のマネジメントサイクル	認定要件の充足を教育の質向上へつなげる取組。

¹ 文部科学省(2013) 「「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項」

1. 本調査の概要

1.1 目的

学校評価機関の関係者や専門学校関係者等で構成される有識者会議等を開催し、職業実践専門課程の既認定学科における認定要件の充足状況(教育課程編成委員会の活用状況や企業等連携科目などの学習活動状況等)に関する事例調査を行い、その傾向を分析することで、職業実践専門課程の認定学科の継続的な運営状況に関する課題を整理するとともに、職業実践専門課程の認定要件充足状況の確認方法等に関する示唆をまとめる。

1.2 調査実施概要

(1) 有識者会議

有識者から構成される「令和2年度職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査検討委員会」(委員名簿、開催概要は表1-1及び表1-2参照)を開催し、調査設計、調査対象の選定、調査結果取りまとめについて検討を行った。

表 1-1 令和2年度職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査検討委員会
委員一覧(順不同、敬称略)

氏名	所属・役職
菊田 薫	全国専修学校各種学校総連合会 参与
関口 正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 東京スポーツ・レクリエーション専門学校 学校長
船山 世界	学校法人 電子学園 日本電子専門学校 校長
山本 幸一	学校法人 明治大学 教学企画部

表 1-2 開催日程及び検討内容

回	日程	検討内容
1	2020年9月9日	(1) 令和2年度職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査について (2) 学科等ヒアリングについて (3) 今後のスケジュール
2	2020年12月23日	(1) 認定要件充足状況等調査の進捗状況(報告) (2) 学科等ヒアリング中間報告 (3) 今後のスケジュール
3	2021年2月24日	(1) 認定要件充足状況等調査の結果報告 (2) 最終報告に向けた論点 (3) 来年度実施事項について

(2) 事例調査①フォローアップ見直しに向けた認定要件等充足状況確認方法の実証

効果的・効率的なフォローアップ方法を試行し、方法の妥当性を検証することを目的として、認定要件の充足状況等に関する調査を行った。

調査対象は、平成26年文部科学省告示第59号における認定学科(1,373学科)及び平成29年文部科学省告示第22号における認定学科(240学科)のうち3分の1程度に絞り込み、効果的なフォローアップ方法を試行した。

なお、本調査は特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構と連携の上実施した。

(3) 事例調査②ヒアリング調査（認定学科、都道府県）

認定要件の実質化がどのように教育の質の向上につながっているかを把握することを目的として、継続的に認定要件を実質化していくためのマネジメントサイクルの好事例調査、及び、要件を充足できない／充足が確認できない場合の原因を検証するための調査を実施した（認定学科8件程度）。また、所管庁（都道府県）のフォローアップに対する取組や認識を把握することを目的として、都道府県に対する調査を実施した（2件程度）。

(4) 「職業実践専門課程事例・ポイント集」の改訂

過年度本事業成果物である「職業実践専門課程事例・ポイント集」を改訂し、認定学科に対する情報提供資料を作成した。また、都道府県向けの資料も作成し、追加した。

(5) 成果の取りまとめ

調査を踏まえ、「職業実践専門課程事例・ポイント集」を改訂し、認定学科に対する情報提供資料を作成した。また、全ての調査結果を取りまとめた報告書を作成し、職業実践専門課程のフォローアップ等の見直し及び職業実践専門課程制度全体への示唆・提言を行った。

なお、本事業内「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」（株式会社三菱総合研究所受託事業）で今年度実施した、専修学校の専門課程に対するアンケート調査結果も参考とした。

2. フォローアップ見直しに向けた認定要件等充足状況確認方法の実証

2.1 概要

2.1.1 調査件名

認定要件充足状況等に関する調査（以降、認定要件充足状況等調査とする）

2.1.2 調査背景

職業実践専門課程の認定学科は、認定後引き続きその要件に適合していることについて、認定後3年を経過する毎に別紙様式4を提出（以降、「フォローアップ」とする）することとされている。平成29年に1回目のフォローアップが実施された²が、その結果、以下の2つの課題が明らかとなった。

- 多くの認定学科では、認定要件を外形的に充足するのみにとどまり、実質化に至っていない。
- フォローアップの際に使用する「別紙様式4『職業実践専門課程認定後の公表様式』」（以降、「別紙様式4」とする）の記載では、認定要件の実質的な取組を確認することができない。

これを受け、平成30年度及び令和元年度の文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」において、フォローアップ見直しに向けた認定要件充足状況等調査を実施した。その結果、以下の課題が明らかとなった。

- 現行のフォローアップは、認定学科が認定後3年を経過する毎に実施されることとなっている。その結果、年度によってはフォローアップの対象学科数が1,500件以上となり、別紙様式4の目視により認定要件の充足状況を確認する現行の方法では、フォローアップの実施が難しくなる可能性がある。
- 令和元年度の調査において、当該年度のフォローアップ対象学科を試行的に「各認定要件の実質化に資する取組が見られた学科」「各認定要件を充足している学科」「各認定要件の充足が確認できなかった学科」に分類したところ、「各認定要件の実質化に資する取組が見られた学科」は少なく、認定学科間の格差が拡大している（図2-1）。
- 一部の認定学科では、フォローアップ及び認定要件充足状況等調査に使用するための資料提出等が困難である、又は、認定要件の継続的な充足がなされていない可能性がある。

これらの課題の背景や原因について、過年度調査からは以下の指摘や示唆が得られた。

- 認定学科の中には、認定要件の充足を教育の質向上へつなげる取組（マネジメントサイクル）を自覚的に実施していない学科があるのではないかと。
- 認定学科の中には、認定要件の趣旨に対する理解が不十分な学科があるのではないかと。

² 文部科学省令和2年8月18日付事務連絡【別添5】「職業実践専門課程」既認定課程のフォローアップについての基本的考え方

- フォローアップで認定要件の充足状況を確認するための資料としては、別紙様式 4 とは異なる形式の調査票が必要なのではないか。
- 対象学科数を年々逓減していき、効率的なフォローアップを実施できる仕組みを構築すべきではないか。
- 認定要件の充足状況だけでなく実質化状況まで確認することができる効果的なフォローアップの仕組みが必要ではないか。

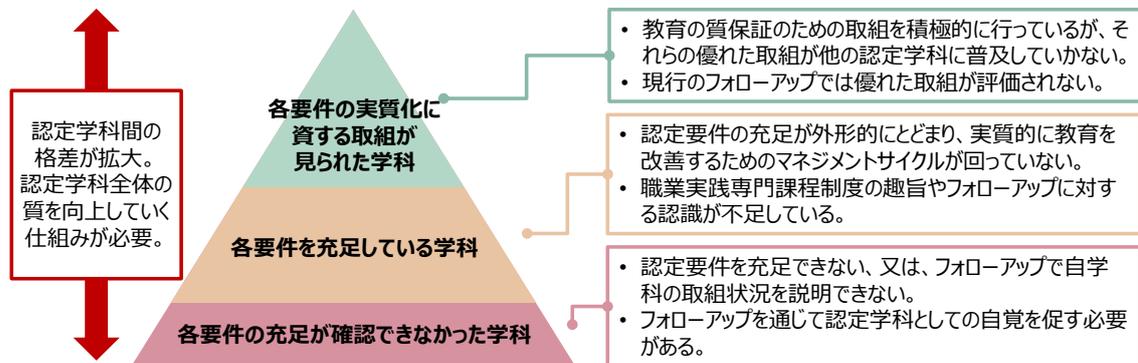


図 2-1 令和元年度調査におけるフォローアップ対象学科の分類と課題

2.1.3 調査目的

今年度調査では、今年度のフォローアップ対象学科（2.1.4）における認定要件の充足状況及び認定要件を実質化するための取組状況について確認するとともに、フォローアップの周期や手法、フォローアップ結果の取扱い等の観点から、効果的・効率的なフォローアップの実証を行うこととした。

2.1.4 調査対象

現行のフォローアップは認定学科が認定後 3 年を経過する毎に実施されることとなっているため、今年度のフォローアップの対象学科は以下のとおりとなり、合計で 1,500 学科を超えることとなった（学科数は文部科学省公表資料³による。廃止等となった学科も含む）。

- 平成 29 年文部科学省告示第 22 号における認定学科（240 学科）
- 平成 26 年文部科学省告示第 59 号における認定学科（1,373 学科）

過年度調査結果を踏まえ、見直し後のフォローアップを効率的・効果的に行うため、今年度調査では、フォローアップ対象学科数を減らす方法を試行した。

具体的には、今年度のフォローアップの対象の上記の認定学科のうち、既に 3 年前に第一回目のフォローアップ対象となった「平成 26 年文部科学省告示第 59 号における認定学科」について、文化・教養分野の学科に限定し、本調査の対象学科数を減少させた。

学科数を限定する際に、分野の観点で絞り込みをかけた理由は以下のとおりである。

³ 文部科学省（2020）「『職業実践専門課程』の認定状況（令和 2 年 3 月 25 日現在）」（2021 年 3 月 5 日閲覧）https://www.mext.go.jp/content/20200325-mxt_syogai01-000006177_5.pdf

- 調査対象を分野で指定することで、認定学科が当該年度調査対象であるかどうかのわかりやすい。
- フォローアップのサイクルを分野で指定することで、認定学科にとって自学科がいつ調査対象となるのかが予測しやすく、その年度に向けた PDCA サイクルをまわしやすくなる。
- 同じ分野の認定学科をフォローアップすることで、フォローアップ実施主体が学科間の取組状況を比較しながら審査を進めることができる。

なお、以下の理由から、文化・教養分野の学科を今年度調査の対象として指定した。

- 認定学科数が比較的多い分野である。
- 所管省庁の大臣等から養成施設として指定を受ける指定養成施設が比較的少ない分野である。
 - ✓ 指定養成施設として指定を受けていない学科にとっては、教育の質を保証する公的な仕組みとして職業実践専門課程の重要性が高い。
- 同分野は、芸術系や外国語系等⁴、人材を輩出する業界が多様であるため、様々な観点での企業等連携の事例収集が期待できる。

以上を踏まえ、今年度のフォローアップ及び認定要件充足状況等調査の対象学科は、以下のとおりとした（学科数は弊社確認による）。

- 平成 29 年文部科学省告示第 22 号における認定学科（220 学科）
- 平成 26 年文部科学省告示第 59 号における認定学科のうち文化・教養分野の学科（216 学科）

2.1.5 調査方法

(1) 調査票及び添付資料（表 2-2）

1) 学科記入シート（別添 7）

認定学科の取組状況を効果的・効率的に把握するため、認定学科に自学科の取組状況を記入させるシートを、過年度調査の結果を踏まえて改定した（なお、2.1.5(2)に記載のとおり、この学科記入シートは文部科学省令和 2 年 8 月 18 日付事務連絡の【別添 7】職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シートとして発出されたため、以降、「別添 7」と表記する）。

別添 7 は過年度調査で使用した同資料を改訂した。改訂の方針は以下のとおりである。

- 現行のフォローアップ様式である別紙様式 4 の課題を改善し、別添 7 の様式を開発。
- 過年度調査で使用した別添 7 について、より深い調査を行うために改訂。
- 調査における確認のしやすさへ配慮する。
- 学校の記入しやすさ、記入負担を抑える。

それぞれの詳細は以下のとおりである。

⁴ 文部科学省（2017）「専修学校 君たちが創る未来のために」p.4,（2021 年 3 月 8 日閲覧）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/03/31/1332361_3.pdf

a. 現行のフォローアップにおける別紙様式 4 の課題

現行のフォローアップでは、各認定学科が記入した別紙様式 4 (Excel 形式) を用い、目視により認定要件の充足状況を確認している。

このフォローアップ方法は、認定要件と直接関係のない項目が多数あり、確認プロセスが複雑になること、認定要件の外形的な充足状況しか確認できないこと等の課題がある。

b. 平成 30 年度調査の別添 7 の開発と課題

上記の課題を踏まえ、平成 30 年度の認定要件充足状況等調査では、別紙様式 4 に加えて別添 7 と添付資料 (以降、エビデンス資料とする。平成 30 年度は教育課程編成委員会等の議事録、学校関係者評価委員会の議事録) を提出させ、これらの突合により認定要件の充足状況を確認する方法を試行した。

様式としては、Excel 形式を採用し、各認定学科が○△×で自己点検結果を記入するものとした。この様式を添付することで、毎年度情報公開のために作成していた別紙様式 4 とは別に資料を作成することとなり、認定学科が自学科の取組状況を自己点検する機会となるとともに、調査側でも、エビデンス資料との突合により認定要件の実質化状況を確認することが可能となった。

一方で、突合に時間がかかること、突合が不可能な場合があること (例 エビデンス資料と突合すべき項目の対応関係が不明等)、Excel のセルサイズが調整されておらず記述内容の一部が表示されない例があったこと等の課題が残った。

c. 令和元年度調査の別添 7 の改訂と課題

平成 30 年度調査の結果を受け、令和元年度は別添 7 を以下のように改訂した。

まず、Word 形式へ変更し、セルサイズを調整しなくても学科の記述内容が全て表示されるようにした。

各認定学科が○×で自己点検結果を記入する部分については、エビデンス資料 (教育課程編成委員会等の議事録、学校関係者評価委員会の議事録、学則) から関連部分を転記させる欄を設け、自己点検結果の根拠を明記するとともに、エビデンス資料との突合を容易にした。

さらに、認定要件に関する取組について記述式で説明させる形式を導入し、認定要件の実質化状況の確認を試みた。

この改訂により、エビデンス資料との突合時間が大幅に減少し、記述式部分の確認により取組状況を具体的に把握できるようになった。また、特に優れた認定学科と標準的な認定学科の違いを可視化できたこと等の成果が得られた。

一方で、記述式の項目が認定要件ごとに設けられていたため、調査意図が十分に伝わらず、認定要件の充足を教育の質向上へつなげるマネジメントサイクルに関する記述が十分得られなかった、マネジメントサイクルを自覚的に実施していない認定学科の場合は記載ができなかった、学科側の資料作成負担が増大した等の課題が発生した。

d. 今年度調査の別添 7 の改訂

ア) 今年度の別添 7 の形式

今年度は、基本的な形式は令和元年度のを踏襲し、各認定学科の自己点検結果(○×)の記入と記述式による取組の説明を組み合わせた Word ファイルとした。ただし、記述式部分については、項目を細分化して記載すべき内容を明確化するとともに、記載例を豊富に掲載することで、認定学科が自学科のマネジメントサイクルを具体的に記入しやすくなるよう改訂した。

また、認定学科の認定要件以外の取組や工夫について情報収集するため、第三者評価の受審状況と、認定学科として特に工夫している事項についての記入欄を追加した。

イ) 今年度の別添 7 の調査項目

今年度の別添 7 の調査項目は、以下のとおりである。

- 学科の基礎的情報
- 自己点検チェック項目 (○×を記入)
 - ✓ 修業年限等
 - ✓ 教育課程の編成
 - ✓ 実習、実技、実験又は演習
 - ✓ 総授業時数・単位数
 - ✓ 教員の実務研修
 - ✓ 学校関係者評価
 - ✓ 学校関係者評価委員会
 - ✓ 教育情報の公表
- 取組状況調査項目 (記述式)
 - ✓ 教育課程の編成
 - ✓ 実習、実技、実験又は演習
 - ✓ 教員の実務研修
 - ✓ 第三者による評価等
 - ✓ 職業実践専門課程として、特に工夫している事項

上記のうち、取組状況調査項目の「教育課程の編成」「実習、実技、実験又は演習」「教員の実務研修」に関しては、以下の項目を設けて学科に任意で記入を依頼した(表 2-1)。

表 2-1 記述式部分の項目

認定要件に係る取組	記述項目 ※各項目ごとに、マネジメントサイクルを意識した記入例を記載。
教育課程の編成	<p>【学内の体制、プロセス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程編成委員会等へ諮る検討項目を決定するためのプロセス ・ 教育課程編成委員会等の企業等の役員又は職員の委員から、教育課程編成の改善に資する具体的な意見等を引き出すための取組（取組の具体的内容、取組の効果・課題） ・ 教育課程編成委員会等での意見を議論する学内（法人内含む）の主な会議体の名前、簡潔な会議体の概要・役割（会議名、概要・役割） ・ 教育課程編成委員会等での意見を議論する学内（法人内含む）会議体の参加者属性（会議名、参加者属性） <p>【意見の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程（カリキュラムの構成・内容、成績評価等）についての意見の反映事例（対象の教育課程の内容、教育課程編成委員会等での意見、反映の具体的内容） ・ 教育課程以外（生徒募集、生徒指導、学内イベント、就職支援等）についての意見の反映事例（対象の事項、教育課程編成委員会での意見、反映の具体的内容） ・ 教育課程編成委員会等で得た意見を反映するための取組
実習、実技、実験又は演習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習等の企画・計画（準備）において、企業等と連携するための主な取組 ・ 実習等の教育的効果を確認するために、行っている主な取組 ・ 実習等の成績評価において、企業等と連携するための主な取組
教員の実務研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修・研究に係る主な取組 ・ 授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための研修・研究に係る主な取組 ・ 上記の研修・研究の機会を教員が計画的に受講できるよう、行っている主な取組

2) 添付資料（エビデンス資料）

過年度調査では、エビデンス資料を求め、別添7の記入内容と突合することで充足及び実質化状況を確認することとした。一方、過年度調査において、提出資料のファイル容量が大きくなり、データ送信に苦慮する自治体があった。

そこで、今年度調査では、過年度調査で提出を求めていた学校関係者評価委員会の議事録をエビデンス資料から除外し、以下の3種類に限定した。

- 学則（最終改正版）及び認定学科の教育課程を定めた別表等の該当箇所抜粋（以降、「学則」とする）
- 当該認定学科に係る令和元年度に開催した全ての教育課程編成委員会の議事録（以降、「教育課程編成委員会の議事録」とする）
- 「企業等と連携した実習、実技、実験又は演習」に係る取組状況を補足する資料（任意）（以降、「補足資料」とする）

表 2-2 別添 7 の開発及び改訂、エビデンス資料の扱いの経緯

	確認方法	主な特徴、課題
現 行 の FU	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式 4 を目視で確認。 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定要件と直接関係のない項目が多数記載されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 項目が多数あるため、確認に時間がかかる。 認定要件の外形的な充足状況しか確認できない。
平 成 30 年 度 調 査	<ul style="list-style-type: none"> 別添 7（自己点検結果を入力する Excel 形式）と別紙様式 4、エビデンス資料（教育課程編成委員会の議事録、学校関係者評価委員会の議事録）を突合。 別添 7 の内容を集約した集約表を作成。各認定学科についてコメントを記入して評価。 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式 4 と異なる資料を改めて作成するため、学科が改めての認定要件の充足状況を確認する機会となった。 エビデンス資料との突合により、実質化状況のある程度把握することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 突合に時間がかかる。 突合が不可能な場合があった（エビデンス資料との対応関係が不明等）。 Excel のセルの幅が広げられておらず、記述の一部が表示されない例があった。
令 和 元 年 度 調 査	<ul style="list-style-type: none"> 別添 7 改訂版（自己点検結果の入力、エビデンス資料からの転記、記述式での説明を行う Word 形式）を中心に確認作業を実施。内容に問題があった場合にのみ、別紙様式 4、エビデンス資料（教育課程編成委員会の議事録、学校関係者評価委員会の議事録、学則）を確認。 別添 7 の記入の集約表を作成。 充足及び実質化状況から認定学科を 3 つに分類。 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠資料からの転記により、エビデンス資料との突合がしやすくなった。 記述式のため現状を具体的に把握可能。 認定学科間の格差の実態が明らかとなった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校側の記入負担が増大した。 調査側の意図が伝わらず、自覚的にマネジメントサイクルを実施している学科以外は十分な記載ができなかった。 書くべき内容がわからない学科が存在した。 エビデンス資料の容量が増え、自治体によってはファイル送信の容量制限に抵触した。
令 和 2 年 度 の 方 針	<ul style="list-style-type: none"> 別添 7 改訂版（自己点検結果の入力、記述式での説明、第三者評価の受審状況と、認定学科として特に工夫している事項について（任意）記入する Word 形式）、別紙様式 4、エビデンス資料（教育課程編成委員会の議事録、学則、補足資料（任意））を確認。 各認定学科の確認結果の集約表を作成。 記述式部分の状況から、認定学科の取組状況を A・B・C に分類。 	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査意図に沿って、記述式の項目を分割。 記入例を豊富に記載し、マネジメントサイクルを拾いやすい工夫を実施。 エビデンス資料を絞る（学校関係者評価委員会の議事録なし）。

(2) 調査票の回収

今年度調査の実施に当たっては、2.1.5(1)の別添7とその記入要項、本調査の趣旨説明資料を、文部科学省令和2年8月18日付事務連絡に添付し、都道府県に向けて発出した。

学科から提出された資料は都道府県及び文部科学省経由で回収し、書面調査(2.1.5(3))を実施する特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構に送付した。

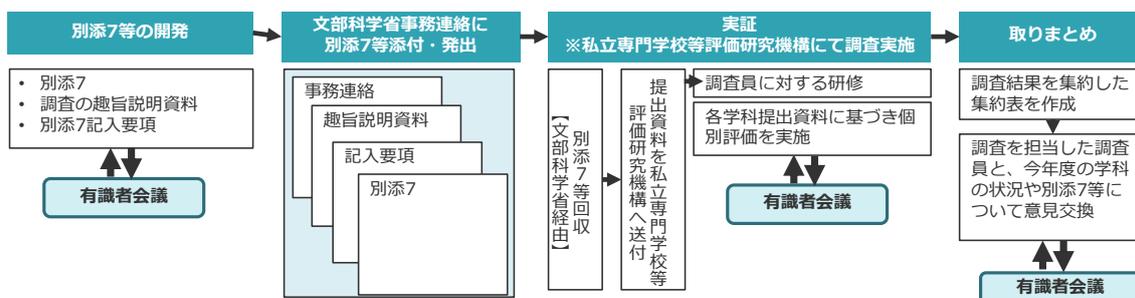


図 2-2 今年度調査のフロー

(3) 調査手法（書面調査）

対象学科の提出資料に基づいて書面調査を行うとともに、その調査結果から、職業実践専門課程のフォローアップの改善等に対する提言をまとめた。なお、書面調査は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が委嘱した調査員が実施した。また、提言を取りまとめるに当たって、同機構内の本調査事務局による調査報告書に、同機構が委嘱した調査員から弊社が聴取した意見を追記する形で論点を整理した。

1) 書面調査における確認の観点

書面調査においては、別添7と別紙様式4、エビデンス資料を相互に突合し、各認定要件の充足状況や実質化の状況を確認した。なお、書面調査の際には、調査対象の認定学科が「認定要件を充足し、おおむね認定要件の実質化が図られていると推測される学科」(以降、「A」とする)、「認定要件を充足していると推測されるが、認定要件の実質化が図られていることが十分に確認できない学科」(以降、「B」とする)、「認定要件を充足できていない可能性がある」と推測される学科、提出資料を通じて充足を説明できていない学科(以降、「C」とする)のいずれに分類されるかという観点から確認を行った。なお、分類する際の判断基準についても検証を加えた。

2) 書面調査のプロセス

提出資料の確認は、二段階に分けて実施した。

まず、別添7の「学科の基礎的情報」と「自己点検チェック項目」(○×)に着目し、認定学科の自己点検結果が漏れなく記入されているか、自己点検結果とエビデンス資料の内容に齟齬がないか等の観点から、認定要件の充足状況を確認した。この確認により、Cに分類される学科を特定した。

次に、「取組状況調査項目」（記述式）に着目し、その記述内容から認定要件の実質化の状況を確認した。この確認により、Aに分類される学科を特定した。

以上のプロセスにおいて、A・Cのどちらにも分類されなかった認定学科をBとした。なお、一段階目において、認定要件の充足を確認できない、提出資料の不備・不足がある等の理由により暫定的にCに分類された認定学科についても、二段階目で「取組状況調査項目」（記述式）の確認も行い、総合的に判断した上で最終的な分類を行った。最終的な分類とその理由については、表にまとめ、一覧可能な形式とした。

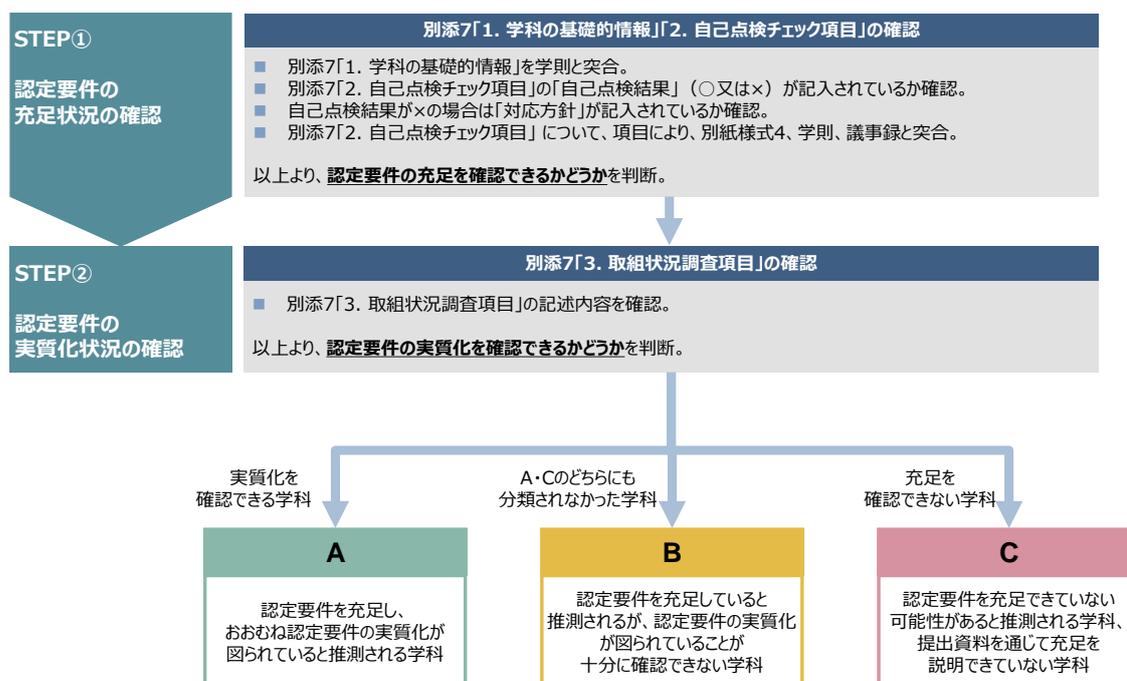


図 2-3 書面調査の流れ

以上の調査方法の設計及び別添7の形式確定に当たっては、1.2(1)「令和2年度職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査検討委員会」から意見を聴取し、参考とした。

2.1.6 調査期間

書面調査の期間は以下のとおりである。

- 令和2年12月3日～令和3年2月3日：書面調査（14回の調査会を開催）
- 令和2年12月22日・令和3年1月28日：書面調査についての意見聴取

2.2 調査結果

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構からの報告に基づき、以下に調査結果の概要を記載する。まず、今年度の調査対象である436学科のA・B・Cの分類の傾向をまとめる。次に、A・Cに分類された認定学科について、主な事例を取り上げる。最後に、今年度調査の課題を述べる。

2.2.1 属性別の分類傾向

今年度の調査対象である 436 学科の A・B・C 分類の傾向⁵を、認定年別、分野別に集計した。

(1) 認定年別の分類の傾向

- 平成 29 年告示における認定学科の分類傾向は、A・B・C がおおむね同程度（30%強）である。
- 平成 26 年告示における文化・教養分野の認定学科の分類傾向は、B が 45.8%で最も多く、C が 36.6%、A が 17.6%と続いている。

表 2-3 認定年別の分類傾向⁶

	A	B	C	計
平成29年告示	68	79	73	220
上記のうち平成29年告示（文化・教養分野）	(11)	(7)	(11)	(29)
平成26年告示（文化・教養分野）	38	99	79	216
計	106	178	152	436

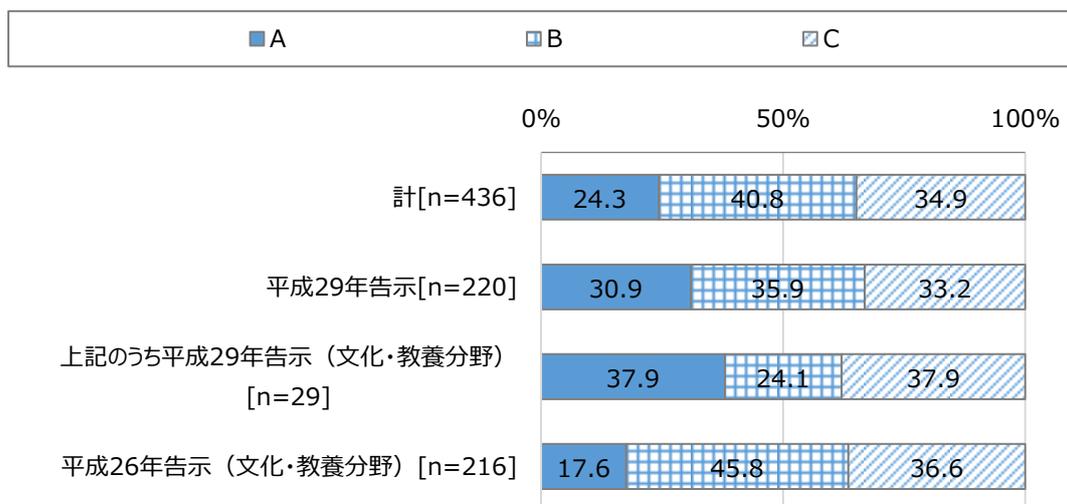


図 2-4 認定年別の分類傾向

⁵ なお、今年度調査では、令和元年度調査に比べ、Aに分類された認定学科数が増加した。これは、認定年度が異なること（そもそも対象学科が異なるだけでなく、認定が後の学科ほど制度についての理解を深めている可能性があること）、別添7の様式変更により認定学科が自学科の取組を説明しやすくなり、認定要件の実質化状況を把握しやすくなったこと等が一因と考えられる。

⁶ 平成 26 年文部科学省告示第 59 号における認定学科については、文化・教養分野のみを調査対象としたが、医療分野の 1 学科から提出があったため、表 2-3 内の「文化・教養分野（平成 26 年告示）」より 1 件多くなっている。

(2) 分野別の分類の傾向

- 工業分野、医療分野、文化・教養分野（平成 29 年告示）においては、A に分類された認定学科数が B 又は C に分類された認定学科数と同等以上である。
- 文化・教養分野について、平成 29 年告示分と平成 26 年告示分の ABC 分類を比較すると、平成 29 年告示分では A と C が同数だが、平成 26 年告示分では B が最も多く、次に C が多くなっている。

表 2-4 分野別の分類傾向

	A	B	C	計
工業分野	19	13	17	49
農業分野	0	0	1	1
医療分野	20	13	11	44
衛生分野	1	5	9	15
教育・社会福祉分野	5	18	6	29
商業実務分野	9	23	14	46
服飾・家政分野	3	0	5	8
文化・教養分野（平成29年告示）	11	7	11	29
文化・教養分野（平成26年告示）	38	99	78	215
計	106	178	152	436

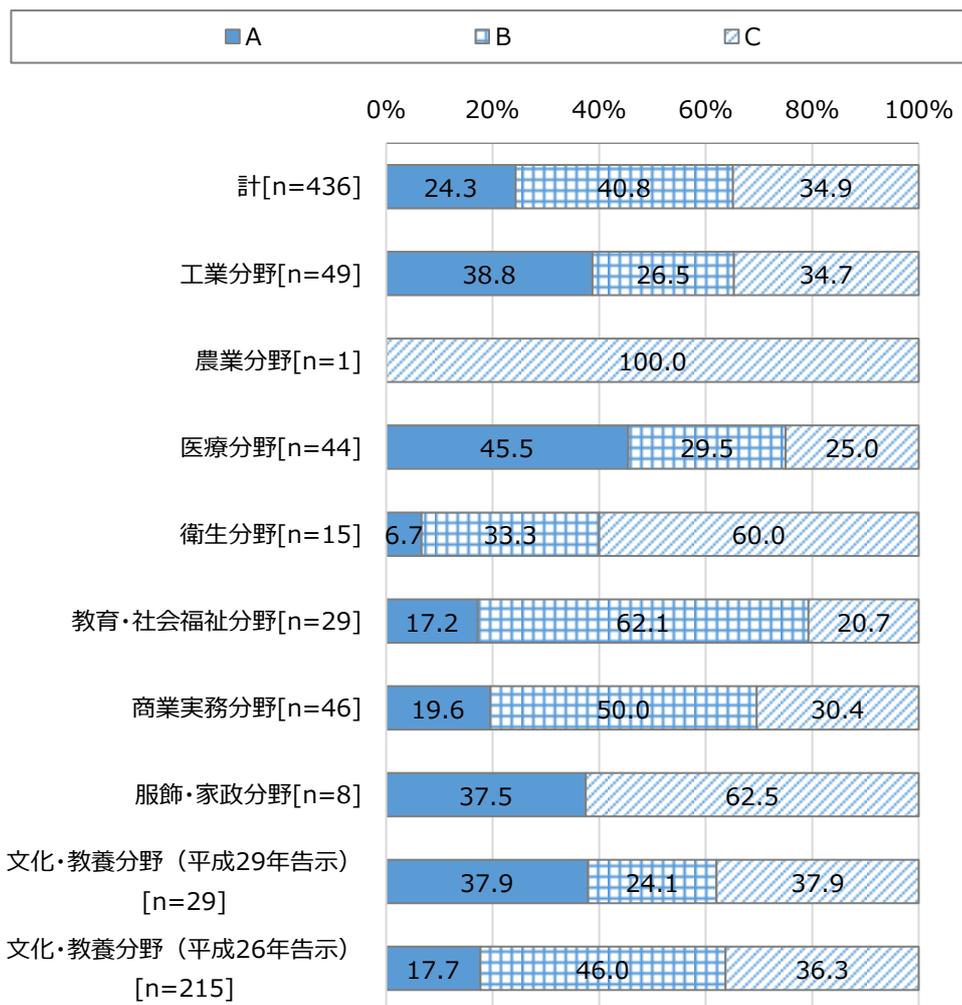


図 2-5 分野別の分類傾向

2.2.2 A・Cに分類された認定学科の事例

今年度の調査対象である436学科のうち、A・Cに分類された認定学科について、認定要件を充足し、おおむね認定要件の実質化が図られていると推測される事例と、認定要件を充足できていない可能性があるかと推測される・提出資料を通じて充足を説明できていない事例をまとめた。

(1) 認定要件を充足し、おおむね認定要件の実質化が図られていると推測される事例（Aの事例）

別添7及びエビデンス資料上の記載から、各認定学科が行っている取組のうち、認定要件を充足し、おおむね実質化していると推測される取組として、以下の事例が挙げられた。

1) 教育課程の編成

- 教育課程編成のプロセスが明確である。
(例)
 - ✓ 教育課程編成に関与する会議体や主体が明確である。
 - ✓ 教育課程編成委員会の位置づけが明確である。 等
- 企業等委員から具体的な意見を聴取するための取組を行っている。
(例)
 - ✓ 企業等委員に卒業制作展を視察してもらい、学校に対する理解を促進している。
 - ✓ 開催1か月前に議題や重要項目を送付し事前の意見集約を行っている。 等
- 効率的な議論を行っている。
(例)
 - ✓ 認定学科共通の全体会議と専門内容別の分科会を設けることで、議論の階層を分けて議論している。
 - ✓ 委員会当日に扱う項目を限定して集中的に議論するとともに、委員会後に委員から意見書を提出してもらい、追加の意見を聴取している。 等
- 企業等委員からの意見の活用状況が具体的に確認できる。

2) 実習、実技、実験又は演習

- 実習の位置づけを明確に説明することで実習等への企業等の理解を深め、実習への企業等の協力をより積極的に得ている。
- 実習の教育効果を確認している。
(例)
 - ✓ 実習報告書をもとに生徒と面談し、課題や問題点を抽出し、次年度の実習設計等に生かしている。
 - ✓ 実習について生徒への授業評価アンケートを行い、実習の生徒満足度を調べ、実習受入れ企業等の見直しの際に参考としている。 等
- 実習の準備から改善にいたるまで、企業等と密に連携している。
(例)
 - ✓ 年2回、企業等からの講師との会議を開催し、学校・学科の教育方針や実習・演習の指導計画等を説明の上、シラバス作成を依頼し、実習後には授業改善に向けたアンケートを実施し、改善に生かしている。 等

3) 教員の実務研修

- 教員を企業等に派遣して研修を受けさせている。
- 教員研修の受講に組織的に取り組んでいる。
(例)
 - ✓ 教員研修の受講に関する計画・予算化・スケジュール策定等が明確であり、研修が必要な教員が当該研修を確実に受講できるようにしている。 等

4) その他

- 卒業生調査を実施している。
(例)
 - ✓ 卒後1年以内の離職率調査を行い、初期キャリア形成における課題分析を行っている。
 - ✓ 実習先に就職後2年目の卒業生の評価を聴取し、学習成果を把握している。 等
- 卒業生と連携している。
(例)
 - ✓ 教育課程編成に卒業生を活用することで、生徒の立場からの具体的な意見を聴取することができる。
 - ✓ 同窓会組織を通じて企業と組織的に連携している。
 - ✓ ホームカミングデーで、卒業生から就職後に学科の教育がどのように役立っているかについて率直な意見を聴取している。
 - ✓ 卒業生にセミナーに登壇してもらい、在校生のモチベーション向上や学習効果の向上を図っている。 等
- 生徒が学習内容を実践する機会を与えている。
(例)
 - ✓ 学科の教育内容を生かして、地域で開催されているイベント支援に取り組みさせている。
 - ✓ 地元の企業団体との産学連携プロジェクトに参画し、生徒に就職後の仕事をイメージさせるとともに、企業等との信頼関係を構築して新たな就職先を開拓している。 等

(2) 認定要件を充足できていない可能性があるとして推測される事例、提出資料を通じて充足を説明できていない事例（Cの事例）

一部の認定学科において、認定要件を充足できていないのではないかと考えられる事例や認定要件の実質化に向けて改善が望まれる事例、また、提出資料の不備・不足の事例や提出資料の改善が望まれる事例が見られた。具体的には以下のとおりである。

1) 認定要件に関する事例

a. 認定要件の充足が確認できない事例

- 教育課程編成委員会における企業等委員の意見の活用状況が確認できない。
(例)
 - ✓ 議事録の学校報告部分等で、意見の活用の様子を窺うことができず、別紙様式4との突合によっても確認ができない。
 - ✓ 別紙様式4や別添7における企業等委員からの意見活用例の記載が抽象的である。 等

- 教員研修について企業等との連携が確認できない。
(例)
 - ✓ 学校法人内で研修を実施している。
 - ✓ 教員研修の講師を理事長が務めている。 等
- 学校関係者評価委員会の開催が確認できない。
- 学校関係者評価委員会の委員の選任状況が不適切である。
(例)
 - ✓ 委員に学校教職員が含まれている。
 - ✓ 校長が委員長を務めている。 等

b. 認定要件の実質化に向けて改善が望まれる事例

- 教育課程編成委員会を適切に開催していない。
(例)
 - ✓ 教育課程編成委員会を学校法人を超えて合同で開催しており、議事録から当該学科の教育課程について十分議論がなされたか確認できない。 等
- 企業等と連携した実習・演習等が、教育課程上規定されているか確認できない。

2) 提出資料に関する事例

a. 提出資料の不備・不足の事例

- 学校の基本情報が誤っている。
(例)
 - ✓ 別添7の基本情報部分に誤りがある。
 - ✓ 別添7に記載の学科名と認定学科名が異なる。 等
- 学則の必要箇所が提出されていない。
(例)
 - ✓ 教育課程別表が提出されていない。
 - ✓ 学則の全文が提出されていない。 等
- 必要な教育課程編成委員会の議事録が提出されていない。
(例)
 - ✓ 議事録が2回分以上提出されていない。
 - ✓ 令和元年度に2回以上委員会を開催したと記載があるにも関わらず、令和元年度の議事録の提出がなく、令和2年度の議事録が提出されている⁷。 等
- 教育課程編成委員会の議事録の内容が不適切である。

⁷ 今年度調査では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度分の教育課程編成委員会を令和元年度中に2回以上開催できなかった場合、延期予定である旨又は延期した旨を別添7に記載の上、延期後に開催している場合は該当する議事録の提出を求めた。そのため、令和2年度の議事録の提出が直ちに提出資料の不備となるわけではない。

(例)

- ✓ 別紙様式4と整合が取れない。 等

b. 提出資料の改善が望まれる事例

- 学科の基本情報がエビデンス資料から確認できない。
(例)
 - ✓ 学則に昼夜の規定がない。
 - ✓ 学則の教育課程にコースが明記されていない。 等
- 教育課程編成委員会の議事録の内容が不十分である。
(例)
 - ✓ 発言者の明記がないため企業等委員が発言しているかが判断できず、企業等委員の意見を活用して教育課程編成を実施していることが確認できない。
 - ✓ 記載が非常に簡潔であり、委員会の具体的な内容が把握できない。
 - ✓ 同じ学校法人内の他校と内容が同じである。
 - ✓ 出席者の明記がない。 等

2.2.3 円滑な調査を進める上での課題

その他、今年度調査を円滑に進める上での妨げとなったのは、以下の課題である。

- 都道府県提出書類の文部科学省事務連絡（令和2年8月18日付「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続きについて（依頼）」）「【別添9-1】「職業実践専門課程」既認定課程一覧（平成29文部科学省告示第22号において告示された専門課程）」「【別添9-2】「職業実践専門課程」既認定課程一覧（平成26文部科学省告示第59号において告示された専門課程）【文化・教養分野の学科】」について
 - ✓ 調査対象の認定学科に抜け漏れがある。
 - ✓ 合計の認定学科数が誤っている。
 - ✓ 課程名（学科名）が、提出フォルダ名や提出資料に記載の課程名（学科名）と一致していない。
- 提出フォルダについて
 - ✓ 調査対象の認定学科に抜け漏れがある。
 - ✓ 提出フォルダ名が、別添9上の課程名（学科名）や提出資料に記載の課程名（学科名）と一致していない。
 - ✓ 上記事務連絡の記入要項どおりに、ファイルのナンバリングがされていない。
 - ✓ 調査対象外の認定学科の資料が提出されている。
- 提出資料について
 - ✓ 別紙様式4は、同一のExcelファイル内の他のシートからセル参照をしている部分があるが、提出時に他のシートを削除することでセル参照が無効となったにも関わらず、そのまま提出されたため、認定学科の記述内容の一部が確認できない。

- ✓ 別紙様式4の記入欄のサイズが調整されておらず、記入内容が表示されていない。
- ✓ 別紙様式4（令和2年時点の情報）と教育課程編成委員会の議事録（令和元年度分）では記載されている内容の年度が異なるため、就任している委員が異なる場合があり、突合ができない。
- その他
 - ✓ 著しい提出遅延が見られた⁸。

2.3 まとめ

ここでは、今年度の書面調査の結果や、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構内の本調査事務局による調査報告書、同機構が委嘱した調査員からの意見を踏まえ、示唆をまとめる。

なお、調査結果に基づくフォローアップ調査の見直しに向けた最終的な論点は5で取りまとめる。

2.3.1 調査方法について

(1) 提出資料について

1) 別添7の記入しやすさの向上

今年度調査における別添7は、過年度からの様式の改善により、学校・学科が記入しやすくなったのではないかと示唆を得た。特に、記述式部分については、項目を細分化するとともに、認定要件の充足を教育の質向上へつなげる取組（マネジメントサイクル）の記載例を豊富に掲載したことにより、学校・学科が書くべき内容や取組の説明方法を理解し、記述しやすくなったのではないかと考えられる。

2) 別添7の確認しやすさの向上

また、別添7については、記述式部分の項目を細分化したことにより、各認定学科の取組を確認しやすくなったとの示唆を得た。今後、記述式部分の位置づけを整理することで（例今年度は任意記述であったが、重点的に確認すべき項目は記入必須とする等）、認定学科の取組の実態をある程度把握することが可能になるのではないかと意見を得た。これにより、別紙様式4では確認が難しかった認定要件の実質化状況を、別添7と同様の形式の資料を活用することで、一定程度確認可能になったといえる。

3) 認定学科の記述に調査結果が左右される可能性

認定学科に自学科の取組について記述式で説明させることは、取組の実態を確認する点において一定程度有効であることが示唆されたが、一方で、認定学科の記述の巧拙により、調

⁸ 都道府県が資料を取りまとめ提出するため、一部の学科の提出が遅れるなどした場合に当該都道府県の全ての学科の資料提出が遅延した事例があった。

査結果が左右される可能性も指摘された。具体的には、認定要件を実質化する取組を行っているにも関わらず、文章で明確に記述できないために、実質化していないと判断されてしまう等が考えられる。

4) エビデンス資料の在り方

教育課程編成委員会の議事録の様式が統一されていないため、確認作業が複雑になり時間を要した。また、別添様式4の内容や年月日がエビデンス資料と一致していないため突合が難しいケースがあった。

5) 学校・学科における学則の位置づけ

今年度調査でエビデンス資料として学則の提出を求めたが、認定要件に該当する企業等と連携した実習等を、学則上規定されている教育課程に位置づけていない事例が見られた。具体的には、別紙様式4に記載している科目名を、学則には記載していない等の事例が挙げられた。教育課程編成を学則上位置づけることは認定要件として求められていないが、学校の正式な教育課程として認定要件の実習等を位置づける必要から、認定学科における学則の扱いについて文部科学省から考えを示すなどし、エビデンス資料としての位置づけを明確にすべきと考えられる。

(2) 認定学科の分類について

1) 提出資料の不備・不足による分類の難しさ

認定学科のA・B・Cへの分類において、必要な資料が提出されていない、内容に不足がある等の理由により(2.2.2(2)2)、事実関係を十分に確認できず、Cに分類された認定学科が多数あった。これは提出前の資料確認が不十分であることが一因であると推測される。

2) 分類基準の明確化の必要性

認定学科のA・B・Cへの分類において、分類基準についてさらに詳細な設計が求められる。具体的には、定量的に優劣を判断できる項目が少ないこと、判断基準の優先順位が不明確であったことから、機械的な判断を行うためにはさらに工夫が必要という指摘があった。

なお、今後のフォローアップにおいても、今年度調査のような認定学科の分類を実施する場合は、あらかじめ認定学科に対して判断基準を示しておくことも必要である。

2.3.2 フォローアップについて

(1) フォローアップの目的

フォローアップの目的を充足状況の確認のみとするのか、実質化状況までを確認するのかについて再度検討が必要である。認定要件の実質化状況を確認するためには、各分野の職業教育に関する専門的な知見が必要となるが、調査対象学科数の多いフォローアップに

において、各分野の専門的見地から判断を行うことは難しい。

また、認定要件の充足状況の確認と実質化状況の確認を両方行う場合には、認定要件を「充足している」状態と「実質化している」状態について、その定義を明確化する必要がある。

(2) フォローアップの実施体制

1) 対象学科数

今年度の認定要件充足状況等調査では、対象学科数を限定したが、今後のフォローアップにおいても対象学科数を分野別に対象学科を指定する等して、確認作業が可能な範囲に収めることが必要である。

2) 人員体制の強化の必要性

今年度調査のように、認定要件の実質化の状況まで確認することを目指す場合は、フォローアップを実施する人員体制を強化する必要がある。

3) 都道府県の関与

フォローアップの実施プロセスへの都道府県の関与の在り方について、再度検討が必要である。例えば、既に都道府県が確認作業を担当している、高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認結果との整合性を図ることも、今後社会から求められる可能性がある。

また、都道府県専修学校所管課は、専修学校に対して認可や届出等に関する指導・助言を行っているため、都道府県がフォローアップの実施プロセスに関与することで、学校とのやりとりが円滑化されるとともに、フォローアップの結果を生かした指導・助言が促進される等、フォローアップの効率性や効果を高められると考えられる。

(3) 学校評価との関係性の整理の必要性

フォローアップと各種学校評価との関係性をわかりやすく学科へ示すべきである。また、フォローアップを第三者評価と組み合わせるなどして、より詳細に認定学科の質保証を行うなど、職業実践専門課程の質保証の体系を再構築する必要がある。

2.3.3 職業実践専門課程制度全体について

(1) 認知度の向上

過年度より指摘されているとおり、職業実践専門課程制度の認知度は極めて低く、特に専修学校の主なステークホルダーである高校生や高校教員、企業等や保護者等に知られていないため、現状では専門課程が職業実践専門課程の認定を受けるメリットがそれほど大きくないのが現状である。よって、認定学科と認定を受けていない学科との差別化を図り、認定学科に職業実践専門課程としてのメリットを実感させ、質保証への取組を促す必要がある。

(2) 分野別の対応方策の必要性

過年度調査及び今年度調査において、職業実践専門課程の特徴である企業等との連携に関して、分野により実施の難易度や課題が異なることが指摘されている。今後、分野別の職業実践専門課程の在り方を検討すべきである。

2.3.4 フォローアップの重要性の普及啓発

自校のどの学科が認定学科であるかを十分に理解していないと推測される学校(例 生徒総員数を誤っている) や、自県の認定学科を全て把握していないと推測される都道府県(例 別添9に認定学科の抜け漏れがある)が見られた。改めて関係機関にフォローアップの重要性を普及啓発することが求められる。

3. ヒアリング調査（認定学科、都道府県）

3.1 概要

(1) 調査件名

「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」ヒアリング調査

(2) 調査目的

認定要件の実質化がどのように教育の質の向上につながっているかを把握することを目的として、継続的に認定要件を実質化していくためのマネジメントサイクルの好事例調査を行った。また、認定要件を充足できない／充足が確認できないケースについて、その原因を検証するための調査を実施した。

さらに、所管庁（都道府県）のフォローアップに対する取組や認識を把握することを目的として、都道府県に対する調査を実施した。

(3) 調査方法

2020年10月から2021年3月にかけて、認定学科の職業実践専門課程の担当者（8件）、都道府県職業実践専門課程の担当者（2件）に対してオンラインヒアリング、電話ヒアリングを実施した。

(4) 調査項目

1) 認定学科

認定要件の実質化の取組について、その取組を実現するための教職員体制や、マネジメントの在り方を把握した。また、認定要件を実質化するにあたっての課題について、具体的に把握した。

また、フォローアップ調査方法をどのように改善すべきかについて、意見を聴取した。特に、認定要件やフォローアップの趣旨について、学校側にとってどの点が十分に理解しづらいのかを調査した。

- 認定要件の充足に関連する取組の実施状況について
 - ✓ 職業実践専門課程としての組織体制（学校、法人本部との連携含む）
 - ✓ 各認定要件を学校運営や教育の質の向上につなげるための仕組み（例 教育課程編成委員会の運営上の工夫 等）
 - ✓ 教育課程編成委員会の位置づけ
 - ✓ 関連業界の動向を踏まえた教育課程編成のための取組（教育課程編成委員会以外の取組含む）
 - ✓ 企業等と連携した実習・演習等の実施

- ✓ 教員の実務能力、業界知識の維持・向上のための取組（職業実践専門課程としての研修以外の取組含む）
- ✓ 非常勤教員の水準や質の保証のための取組
- ✓ 学校評価の位置づけ
- ✓ その他、職業実践専門課程の質向上のために特に取り組んでいる事項及びその工夫（現行の認定要件以外の取組含む）
- フォローアップの在り方について
 - ✓ 別紙様式4「職業実践専門課程の基本情報について」について
 - ✓ 「【別添7】職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シート」について
 - ✓ 記入上の課題について（記入する上で記入が困難と感じられる項目等）
 - ✓ 追加提出が求められる資料（学則、教育課程編成委員会及び学校関係者評価委員会議事録等）について
 - ✓ 今後のフォローアップについて

2) 都道府県

職業実践専門課程の新規認定推薦時と、フォローアップ時の実作業の現状を把握し、過年度の認定要件充足状況等調査や令和2年度の実証について意見聴取した。また、職業実践専門課程に対する認識も把握した。

- 職業実践専門課程のフォローアップ時の実務について
- 実施体制、所要期間
 - ✓ 学校とのやりとり（特に課題を抱える認定学科を持つ学校について）
 - ✓ 実施時の課題、工夫
 - ✓ 認定要件充足状況等調査について
 - ✓ 「【別添7】職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シート」について
- 今後のフォローアップについて
- フォローアップについての認識（課題認識含む）
 - ✓ 今後のフォローアップの在り方
 - ✓ 文部科学省からの詳細なフォローアップ結果の共有の在り方
 - ✓ フォローアップ結果の活用の在り方
- 職業実践専門課程に対する認識について
 - ✓ 課題を抱える認定学科に対する認識
 - ✓ 地域における職業実践専門課程の位置づけ（人材育成における期待等）
 - ✓ 職業実践専門課程制度全般に係る課題認識

(5) 調査対象

認定学科については、昨年度フォローアップ対象となった学科から、認定要件の充足又は実質化において特徴的な認定学科や、認定要件の実質化に課題を有すると推測される学科を選定した。

都道府県については、認定学科が域内に多数存在している都道府県から選定した。

3.2 調査結果

3.2.1 認定要件の実質化のための取組（認定学科調査）

認定要件の実質化においてポイントと考えられる取組は以下であった。

(1) 学校幹部、法人本部との連携体制

教育課程編成について、学科レベルのみで決定されるのではなく、学校全体の教育理念や育成する人材像（卒業認定の方針含む）、学校長・副校長等の積極的な関与、また、学校法人本部がある場合には、研修の提供や教育課程編成の枠組みに係る指示などが積極的に行われている。

したがって、教育課程編成の責任者だけではなく、学校運営全般からの視点によるマネジメントが、認定要件の実質化には効果的に働いていると考えられる。

(2) 関連業界の動向を踏まえた教育課程編成の取組（教育課程編成委員会以外の取組含む）

業界の動向を踏まえるため、関連団体の幹部等に教育課程編成委員会の企業等委員に就任いただくなどの取組が見られる一方で、生徒の卒業後の活躍のためには卒業後数年程度の若手社員の意見が重要という指摘もあった。また、卒業生を委員としている学校からは、卒業生委員は学校教育をよく知っているため、厳しい意見をフィードバックしてくれるという意見も得られた。学科としては、教育課程編成委員会の企業等委員の条件に「役職員」とあるため、比較的キャリアを積んだ企業等の責任者の就任を依頼するようにしているが、卒業後数年程度の卒業生などより現場に近い人間の声も取り入れることが、教育課程編成において有効であるとする学科があった。

また、関連業界に就職し、キャリアを積んだ卒業生が学校教育に大きな貢献をしている認定学科では、認定要件がより実質化している傾向にあった。

(3) 教員の実務能力、業界知識の維持・向上のための組織的な取組

教員研修等については、学校法人本体で組織的に研修計画の枠組みが設定されている、階層別の研修が研修規程上位置づけられている、副校長以上が研修計画を策定しているなど、組織的な取組があることで認定要件が実質化しやすいと考えられる。

また、教員間の授業参観等の授業改善の取組、学会発表等の専門的能力向上の奨励など、研修以外の取組も積極的に行われている学科があった。企業等から派遣された非常勤教員についても、授業実施後に学校側から要望を伝える、非常勤教員側からの意見を聴取する機会を設けている学科があった。

なお、教員の実務能力向上のための取組のほか、教育手法、生徒理解、教育業界全体の動向把握（学習指導要領改訂等の教育関連法制度の理解等）、大学 FD/SD 等の知識・ノウハウ修得の取組が見られた学科では、認定要件を実質化するためのマネジメントサイクルに自覚的であった。

(4) 職業実践専門課程の認定要件の充足・実質化を通じた自己点検

認定要件を充足・実質化していく過程で、学校の取組を自己点検し、改善する契機となっているという指摘があった。一方、職業実践専門課程の認知度が低いために、生徒への効果（生徒募集、就職支援等）が低くなってしまっていることが課題として挙げられた。

(5) 職業実践専門課程として評価を受けたい取組

現行の認定要件以外に、職業実践専門課程として評価を受けたい取組を尋ねたところ、学校の社会貢献の取組も評価されるべきという指摘があった。

3.2.2 認定要件の充足、実質化を妨げる要素（認定学科調査）

認定要件の充足、実質化を妨げると考えられる要素は以下であった。

(1) 職業実践専門課程の認知度の低さ

職業実践専門課程は入学希望者（特に高校生）に知られておらず、教員が職業実践専門課程として取組を進めようというモチベーションを持つのが難しいという指摘があった。

(2) 職業実践専門課程の認定要件への理解不足

認定要件が求めることについて学内で共通理解がない、教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の委員構成の違いについて十分に理解がなされていない等の状況がある場合、認定要件の実質化がなされにくいケースがあった。また、何が行われれば認定要件の実質化がなされているのかについて、共通理解がなく、自学科が職業実践専門課程として十分な取組ができているのか不安であるという回答を行った学科が多かった。

(3) 記入方法がわからないときに、学科が相談できる窓口の不在

文部科学省や本調査から、新しい様式や調査票が到達したときに、記入方法がわからないと感じる学科があった。そうした学科は、記入方法に迷う際も都道府県や文部科学省等へ確認をしていないケースが多かった。

(4) フォローアップの認知度不足

教育課程編成委員会等を開催しなければならないため、職業実践専門課程自体は学校内で知られているが、フォローアップについては学内の教職員にほとんど知られていないという回答があった。

(5) 文部科学省、都道府県等からの発出資料の理解不足

文部科学省や都道府県等からの発出資料は、量が多く、文章表現が教育行政の知識がないと読み解けないと感じている学科があった。そうした認定学科では、新しく届く資料であっても、十分に中身を確認することができていないということであった。

(6) 教員の実務能力、業界知識の維持・向上のための組織的な取組の不足

教員の実務能力、業界知識の維持・向上のための取組として、学校からの組織的な支援がないケースでは、十分な自己研鑽の機会が得られていなかった。教員研修等を組織的に支援することは、職業実践専門課程の目的である「職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成」するために必須と考えられるため、組織的な支援がないことは認定要件の実質化を妨げるだけでなく、充足すらできていない可能性がある。

また、企業等から派遣される非常勤教員の質や、非常勤教員による授業の質や水準を保証する取組は難しいという回答があった。

(7) 企業等と連携した実習等の難しさ

一部の分野では伝統的に教育プログラムを座学形式の講義を中心に構成しているため、そもそも実習等の機会や種類が少なく、職業実践専門課程における企業等と連携した実習等の認定要件を十分に充足するのが難しいと感じているという意見があった。

3.2.3 フォローアップの課題（認定学科調査、都道府県調査）

認定学科、都道府県からの主な意見は以下のとおりであった。

(1) 職業実践専門課程の認知度の低さ

職業実践専門課程の社会的な認知度が低く、認定要件の実質化を行っても学校の信頼度向上につながらないという指摘が、認定学科、都道府県からともにあった。特に高校生、高校教員、保護者への浸透が低いことに課題を感じている学校があった。

また、都道府県からは、職業実践専門課程の認知度が低いため、学校（学科）側が積極的に質保証や向上に取り組もうとするきっかけにならないのではないか、という指摘があった。特に、新規認定時の確認項目の多さと比較して、認定学科が他の学科とどのように差別化されているのかについて、国から明示的に広報されていないという意見があった。

(2) 職業実践専門課程の関係資料の様式の量、質

職業実践専門課程の推薦やフォローアップに係る資料の様式が多数あり、わかりづらいため、改善してほしいという意見が特に都道府県からあった。

また、認定要件充足状況等調査で求められた資料の分量では、ファイル容量が大きくなるため、フォローアップ見直しに反映する際にはファイル容量を減らすことも重要であるという指摘があった。

(3) フォローアップで求められている内容（レベル）の不明さ

「企業等との連携」で求められている企業連携の内容やレベルが不明であるため、どこまでを資料に記載すればよいのかわからない（取組が十分か、という判断もできていない）という回答が学科からあった。

また、都道府県も、学科側からの記載内容の質にばらつきがあり、都道府県側で修正指示を出すのに困難を感じている。

(4) 職業実践専門課程の質保証の難しさ

都道府県が認定学科に補助金を出す事業を持っている場合、その事業に応募する学校については取組状況を都道府県として把握することができるが、それ以外の認定学科については取組状況を把握する機会がないことが課題として指摘された。したがって、事務手続が増加することは避けたいが、フォローアップの機会を通じて認定学科の状況を把握したいと考えている都道府県があった。そのため、高等教育の修学支援新制度の確認事項や、専修学校設置基準、フォローアップの確認事項等の整理を行い、都道府県が把握しておくべき情報を明確化してほしい、という意見があった。

(5) コース等の扱い

専修学校では、伝統的に職業実践専門課程の認定単位である学科よりも更に下位のコースや専攻がある学校が多数あり、そのコース等と職業実践専門課程制度の関係が不明瞭であるという指摘が都道府県からあった。また、学校によってコース等の考え方が異なるため、質保証の前提としてコース等に関する見解を整理すべきという指摘がなされた。

3.2.4 その他（都道府県調査）

(1) 職業実践専門課程のフォローアップ時の実務について

所管する認定学科数の多い都道府県では、学科提出資料の内容をひとつひとつ確認することはできず、資料の過不足を確認している。また、人員体制が十分ではないという回答であった。

なお、認定要件充足状況等調査のように、職業実践専門課程の個々の学科に対する評価を都道府県でも把握できるとすれば、認定学科とコミュニケーションを取るきっかけになるという肯定的な意見があった。

(2) 「【別添 7】職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シート」について

別添 7 が求めている内容のうち、特に認定要件の実質化状況を尋ねる項目については、学校によっては十分に趣旨を理解できないのではないかという指摘があった。特に、分野別の違いが大きいため、分野別の資料作成の指針がないと適切に資料作成や提出資料を判断できないのではないか、という指摘があった。

(3) 専修学校に自主的な改善を促すための取組について

専修学校の現状を踏まえると、書面調査を行うだけでは、認定要件を充足できていない認定学科が自主的に改善する動機づけがないという意見であった。

(4) 分野別の職業実践専門課程の在り方の検討について

職業実践専門課程の在り方や位置づけについて、分野ごとの特性を踏まえて見直すべきではないか、という指摘があった。

4. 「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」におけるアンケート調査結果

4.1 調査概要

文部科学省の令和2年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」において、専修学校専門課程を対象とした「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」⁹が行われた。その調査において職業実践専門課程に関する質問を設定し、企業等と連携した実習・演習や教員研修、フォローアップに関する認知度等について実態を把握した。

4.1.1 調査件名

「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」

4.1.2 調査方法

ウェブアンケート調査（回答者の要望に応じ、一部、紙媒体で実施）を実施した。

4.1.3 調査項目

主な調査項目を表 4-1 に示す。このうち、本報告書へ掲載した企業等と連携した実習・演習や教員研修、フォローアップに関する認知度等の実態把握を行った質問は、「5. 職業実践専門課程の認定要件に関する取組」である。なお、この設問は認定学科のみに質問した設問とそれ以外の学科（以降、「非認定学科」とする）も含めて質問した設問がある。

表 4-1 調査項目

大項目	小項目
0. 回答者属性	学校名・規模等の基礎情報
	「特定の学科」についての基礎情報
1. 学校全体での職業教育マネジメントを扱う体制	職業教育マネジメントの主導者
	職業教育マネジメントを扱う会議体
2. 職業教育マネジメントを実践する、教職員の能力や意識醸成	教員の能力・資質、採用
	教員の職業教育マネジメントへの関与を促す仕組み
	職員研修
3. 職業教育マネジメントのための学習成果の把握・活用	把握している情報
	情報の把握・活用の準備、分析方法
	卒業生の追跡調査

⁹ 文部科学省令和2年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業「令和2年度『職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査』」（受託者：株式会社三菱総合研究所）。以下アンケートデータは本調査より抜粋。

大項目	小項目
4. 新型コロナウイルス (COVID-19) 流行下における 対応	コロナ禍における校務実施状況、今後の意向
	コロナ禍における教育活動実施状況、今後の意向
5. 職業実践専門課程の認定要件に関する取組 ※一部設問は認定学科以外にも調査した。	企業等と連携した実習・演習
	教職員の能力・資質の向上
	教育活動に関する評価
6～7. その他	文部科学省の広報で紹介可能な各学校の取組
	先端技術活用状況

4.1.4 調査期間

令和2年9月24日～11月2日（途中、未回答団体に対し督促状送付）。

4.1.5 調査対象

当該アンケート調査の対象は、表 4-2 のとおりである。

基本的には学校を回答単位としているが、「5. 職業実践専門課程の認定要件に関する取組」では「特定の学科」の状況を尋ねている。

「特定の学科」の選び方は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 調査対象と「特定の学科」の条件

	職業実践専門課程の認定学科 を有する学校	職業実践専門課程の認定学科 を有さない学校
調査対象	全ての学校	昨年度のアンケート調査 ¹⁰ に有効回答した学校 ¹¹
「特定の学科」	<p>①昨年度のアンケート調査に「職業実践専門課程の認定学科を有する学校」として回答した学校</p> <p>昨年度のアンケート調査回答時と同一の学科</p> <p>②昨年度のアンケート調査に「職業実践専門課程の認定学科を有さない学校」として回答した学校</p> <p>今年度新規認定された学科</p> <p>③昨年度のアンケート調査に回答していない学校</p> <p>職業実践専門課程の認定学科のうち生徒実員が最も多い学科</p> <p>※①②において、指定の学科が何らかの理由により回答できない場合は、職業実践専門課程の認定学科のうち生徒実員が最も多い学科</p>	<p>昨年度のアンケート調査回答時と同一の学科</p> <p>※昨年度のアンケート調査回答時と同一の学科が何らかの理由により回答できない場合は、生徒実員が最も多い学科</p>

¹⁰ 文部科学省令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業「令和元年度『職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査』」（受託者：株式会社三菱総合研究所）において実施した「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」のこと。

¹¹ 「有効回答」の条件は、回答者属性に関する質問のうち、「特定の学科の名称」を回答していることとした。それまでの質問で回答を中断した場合は「有効回答」とみなしていない。

4.1.6 回収状況

調査配布数、回収数及び回収率は表 4-3 のとおりである。

表 4-3 回収結果

調査対象	配布数	回収数	回収率	有効回答数 ¹²
・ 職業実践専門課程の認定学科を有する学校 1,032 校	1,777	1,216	68.4%	1,197
・ 職業実践専門課程の認定学科を有さない学校 745 校				

4.2 調査結果

本報告書では、表 4-1 の調査項目のうち、「5. 職業実践専門課程の認定要件に関する取組」の結果について抜粋して掲載する。以下、認定学科と非認定学科の両方に質問した設問については、認定学科と非認定学科の回答を比較したクロス集計結果を掲載する。それ以外の設問は、認定学科のみに質問したものである。

¹² 「有効回答数」は、「休校中/募集停止中ではない」と回答した学校数である。

(1) 非常勤教員の質や水準を確保するための取組

学科ヒアリングにおいて、企業等から派遣された非常勤教員等による授業の質保証のための取組を行うことは難しいという指摘がなされた。学内における企業等連携の実習等においてどのような質保証の取組が行われているのかについて調査したところ、取組の実施状況は以下のとおりとなった。

企業等から派遣された非常勤教員等による実習等の質を保証する取組は、派遣者決定前の取組(スキル、経歴等の確認)よりも派遣者決定後の事前調整の方が比較的多くなっている。分野別に見たときもこの傾向はおおむね同様である。企業等側での業務状況によって、派遣者が限定される可能性があり、学校側で質保証のための工夫をする必要があるといえる。

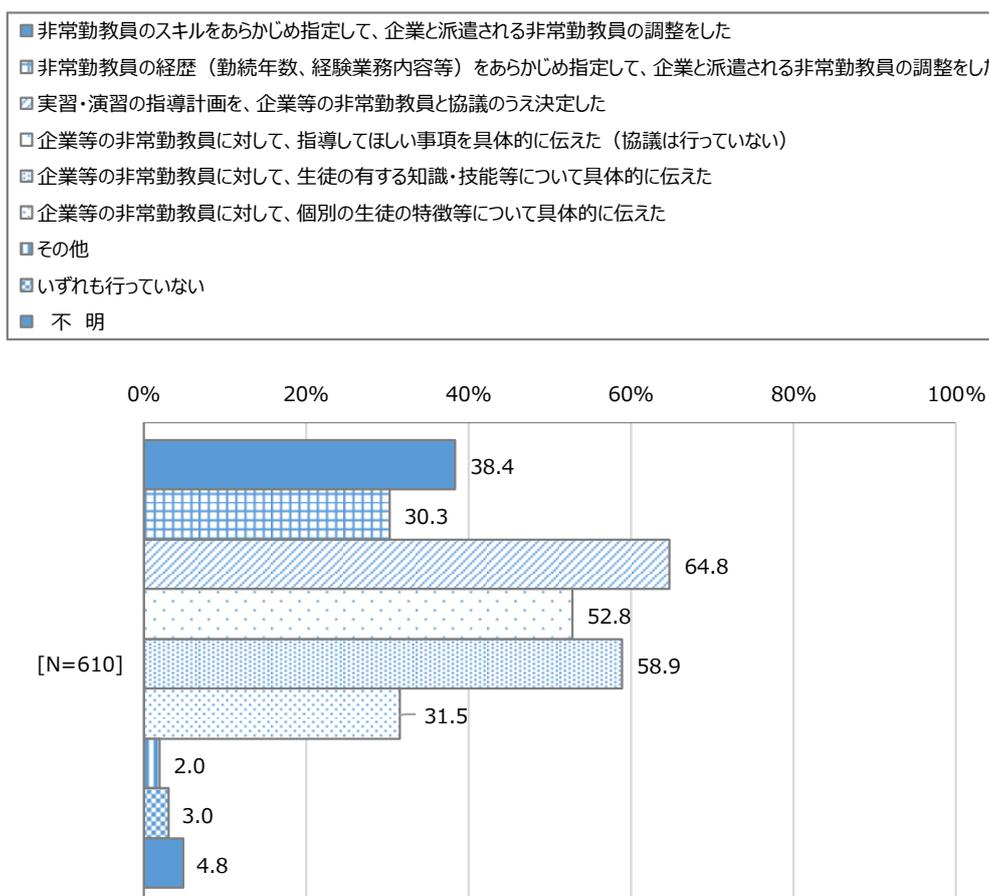


図 4-1 非常勤教員の質や水準を確保するための取組（複数選択）

(2) 企業内実習の質や水準の確保のための取組

企業内実習（法令義務及び非法令義務の全ての企業内実習）の質確保のための取組状況について、認定学科と非認定学科に質問したところ、以下のような結果となった。実習等の記録を生徒に取らせる、学校の教員が実習中に進捗状況を確認する取組が8割近くの認定学科で実施されている。一方、非常勤教員への達成目標の伝達や、企業等との実習前の協議については、学校側のみでの取組と比較すると低い割合となっている。

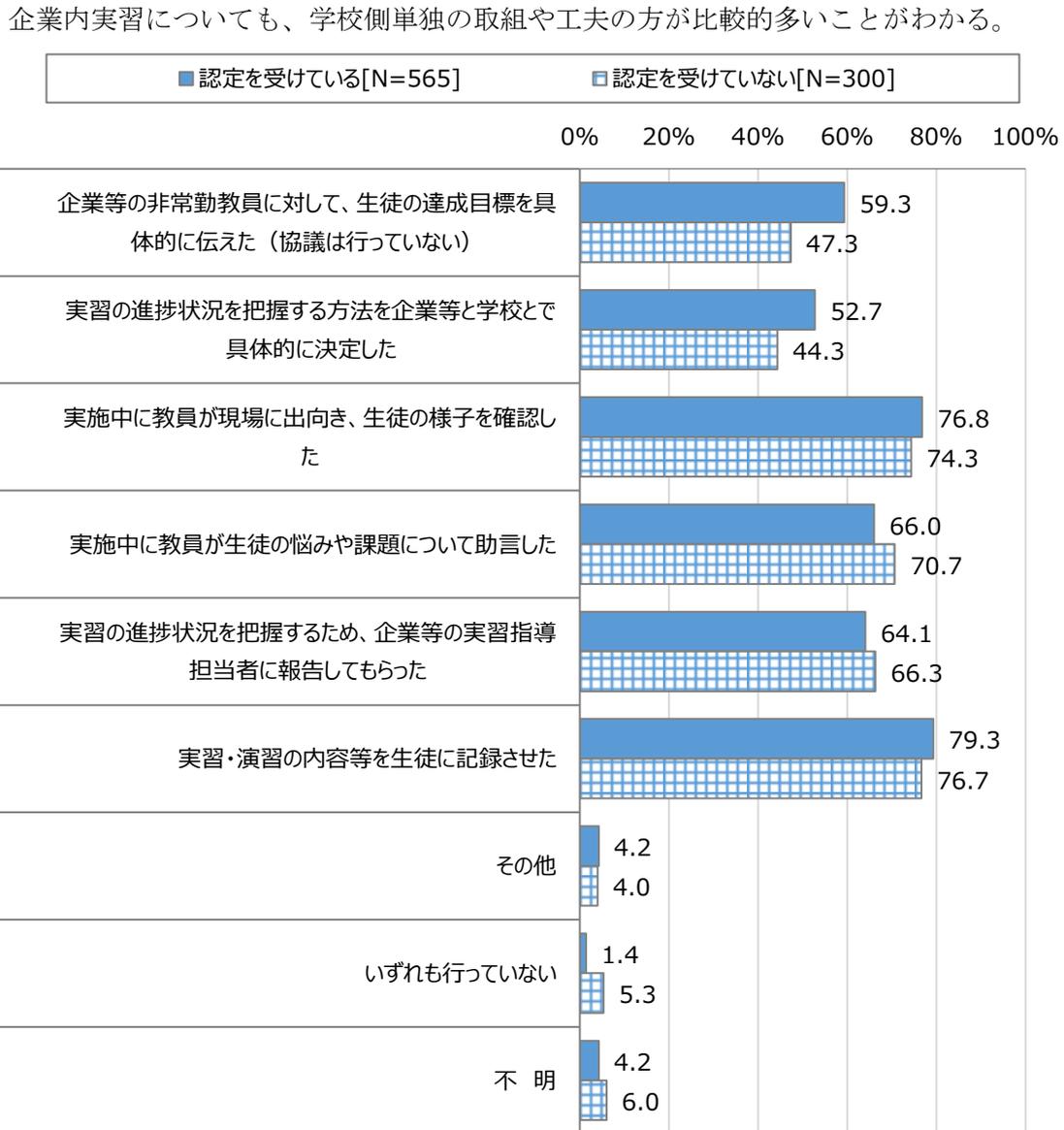


図 4-2 企業内実習の質や水準の確保のための取組（複数選択）

(3) 実習・演習等の成績評価を行う際の企業等との連携

職業実践専門課程の要件とされている企業等と連携した実習等の成績評価について、企業等とどのような連携を行っているかを尋ねたところ、多くの学科で成績評価のための何らかの取組が行われていた。

個別に取組状況を見たとき、企業等が生徒の目標到達状況を確認する取組は全体の約半数、生徒評価の結果を企業等にフィードバックする取組は約3割にとどまっている。企業等が実習の成果を確認しにくい状況になっている可能性があり、企業等と連携した実習等のPDCAに企業を巻き込むことが一部学科では難しくなっている可能性がある。

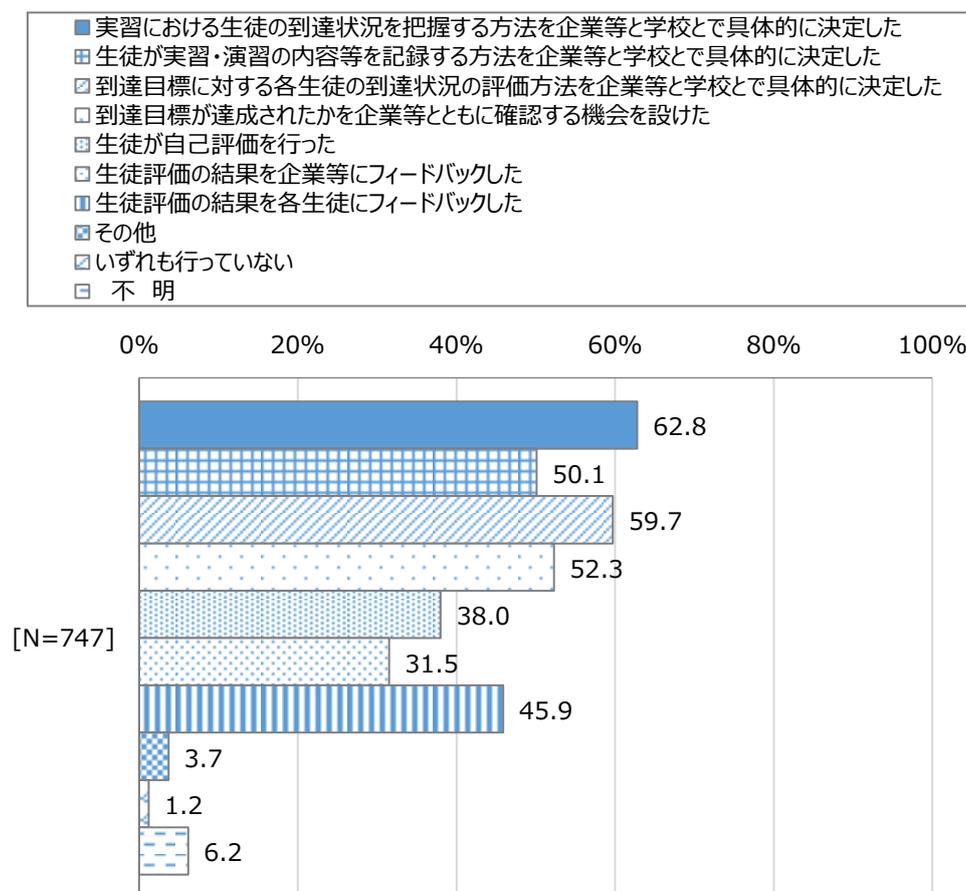


図 4-3 成績評価を行う際の企業等との連携（複数選択）

(4) 企業等と連携した実習等の改善のために行うべき取組

企業等と連携した実習等の改善のために必要と考えている取組について、どの取組を重視しているか、また、その取組をどの程度実施しているかを調査した。なお、前者と後者は連続した問いとなっており、前者で重視していると回答した項目についてその取組状況を回答してもらった。

企業等との実習等を改善するための取組として、7割以上の学科がカリキュラム内での実習等の位置づけや実習前後の授業との関連付けを重視している。その他の取組の回答状況と比較すると、認定学科は企業等と連携した実習等を含めた教育課程編成の在り方を重視しているといえる。

その一方、成績評価に係る項目を重視している学科は半数程度である。教育課程編成のPDCAサイクルにおいては、特にチェック（C）の部分に成績評価の結果や在り方が深く関与すると考えられるが、プラン（P）の部分に該当する教育課程編成の取組と比較すると意識がそれほど高くない状況が現れている。

また、重視している取組がどの程度十分に行われているかについて、成績評価の適正化については「あまり実施できていない」という回答がやや多いが、おおむね取り組んでいるという回答が9割に達している。重視している取組については、多くの学科で取組が行われているといえる。

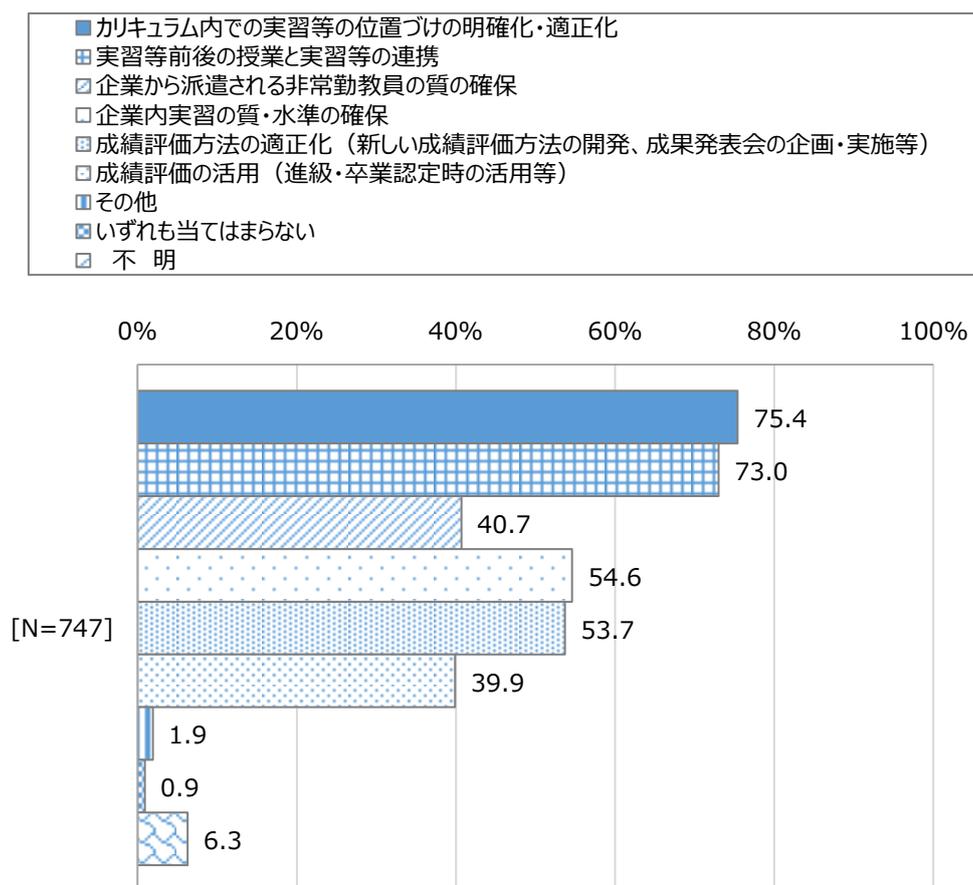


図 4-4 企業等と連携した実習・演習等の改善のために行うべき取組（複数選択）

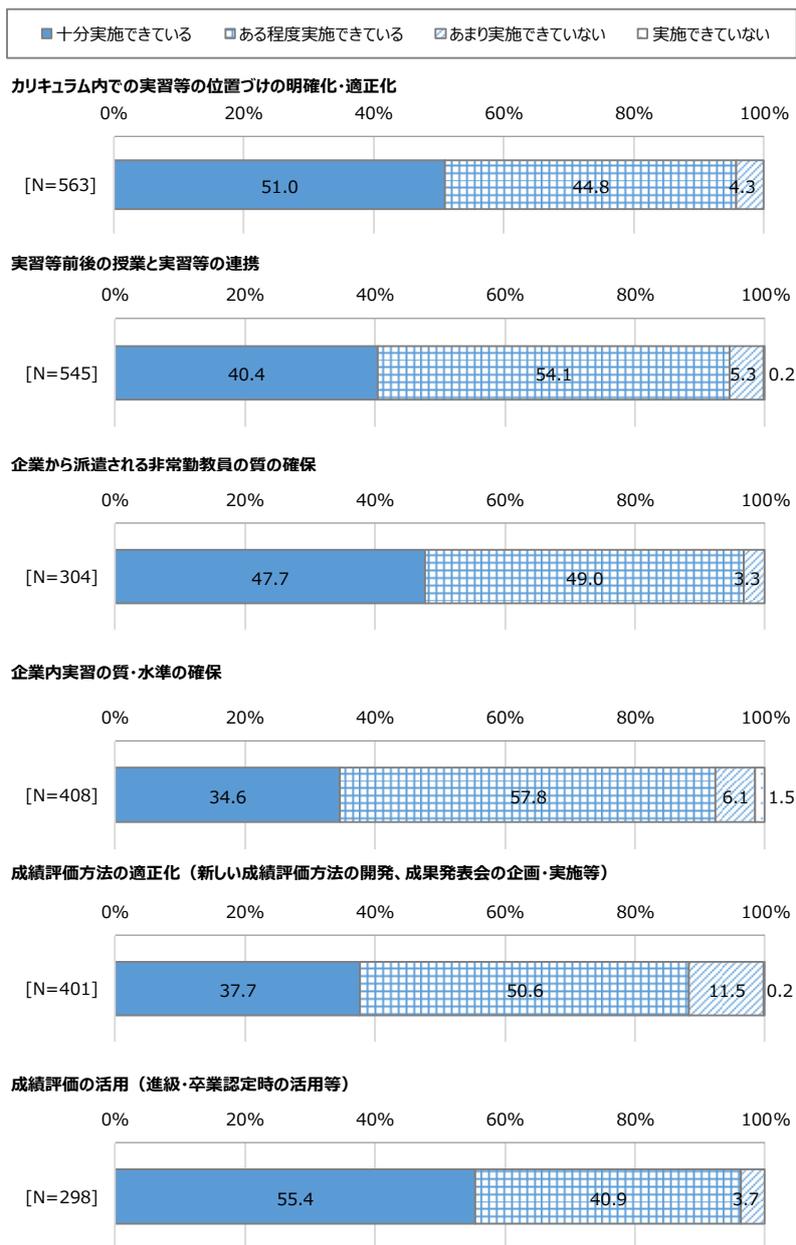


図 4-5 Q5_4 で選択した取組¹³の実施状況（各単数選択）

¹³ 「企業等と連携した実習・演習等の改善のために行うべき取組」を指す。

(5) 企業等と連携した実習・演習等の改善のために行うべき取組を実施できていない理由

企業等と連携した実習・演習等を改善するために行うべきと考えている取組のうち、実施できていないものについて、実施できていない理由を自由記述で求めた。

「企業内実習の質・水準の確保」の取組が実施できていない理由として、以下の回答が得られた¹⁴。

- 官公庁等、受入れが難しい実習先がある。
- 協力してくれる企業に負担がかかりすぎる。
- システム・エンジニア等の職種では、短期間の企業内実習等では教育成果を上げることが難しいと考えている。
- 企業からの派遣ではなく、生徒が現場に出向くため。

「カリキュラム内での実習等の位置づけの明確化・適正化」「実習等前後の授業と実習等の連携」「企業から派遣される非常勤教員の質の確保」「成績評価方法の適正化（新しい成績評価方法の開発、成果発表会の企画・実施等）」の取組については、「実施できていない」と回答した学校がほとんどなかった¹⁵。

¹⁴ 回答について、一部文章表現を修正している。また、回答のうち、「実施できていない理由」に該当しないと考えられる回答を除外するなどし、全ての回答を掲載していない。

¹⁵ 得られた回答について「実施できていない理由」に該当しないと考えられたため、割愛した。

(6) 生徒に対する企業内実習等の効果を高めるのに有効と考える取組

企業内実習（法令義務及び非法令義務の全ての企業内実習）について、生徒に対する実習等の効果を高めるのに有効であると考えられるものについて、認定学科と非認定学科に質問した。

「開始前の事前学習で実習・演習の内容を説明する」が最も多く、「開始前の事前学習で社会人としての心構えやマナーに関する指導をする。」がそれに続いている。この回答から、企業側を巻き込んだ取組よりも学校側での取組の方を有効と認定学科が考えていることがわかる。

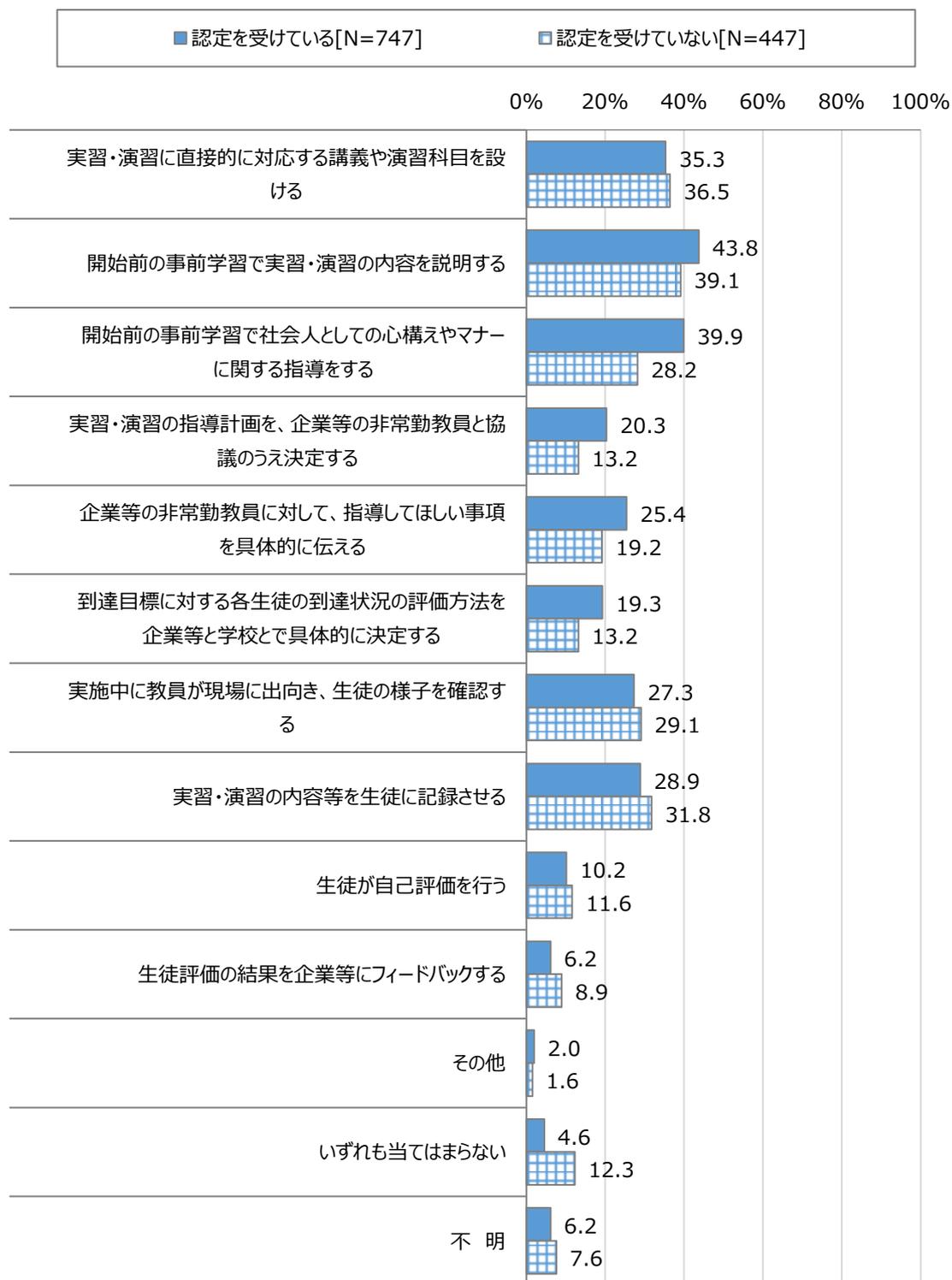


図 4-6 生徒に対する企業内実習等の効果を高めるのに有効と考える取組
(複数選択(上位3つまで))

(7) 教員の能力・資質向上のための教員研修の内容

教員を対象とした研修について、認定学科と非認定学科に質問した。「担当分野の実務に関する知識・技能の向上」が最も実施率が高く、82.7%となっている。認定学科の方が非認定学科よりも実施率は高いが、実務に関する研修は認定要件となっており、実施していない認定学科の認定要件に対する意識が反映されている可能性がある。

「授業および生徒に対する指導力等の習得・向上」についても認定要件に係る実施要項に記載されているが、実施率は75.9%である。この研修は、他の「授業の設計・評価に関する知識の向上」「生徒指導力・カウンセリング力の向上」等の研修を受講することが「授業および生徒に対する指導力等の習得・向上」の研修等に該当すると解釈される可能性はあるため、一律で課題視する必要はないかもしれないが、認定学科側の研修に対する認識には学科間で格差が生じている可能性がある。

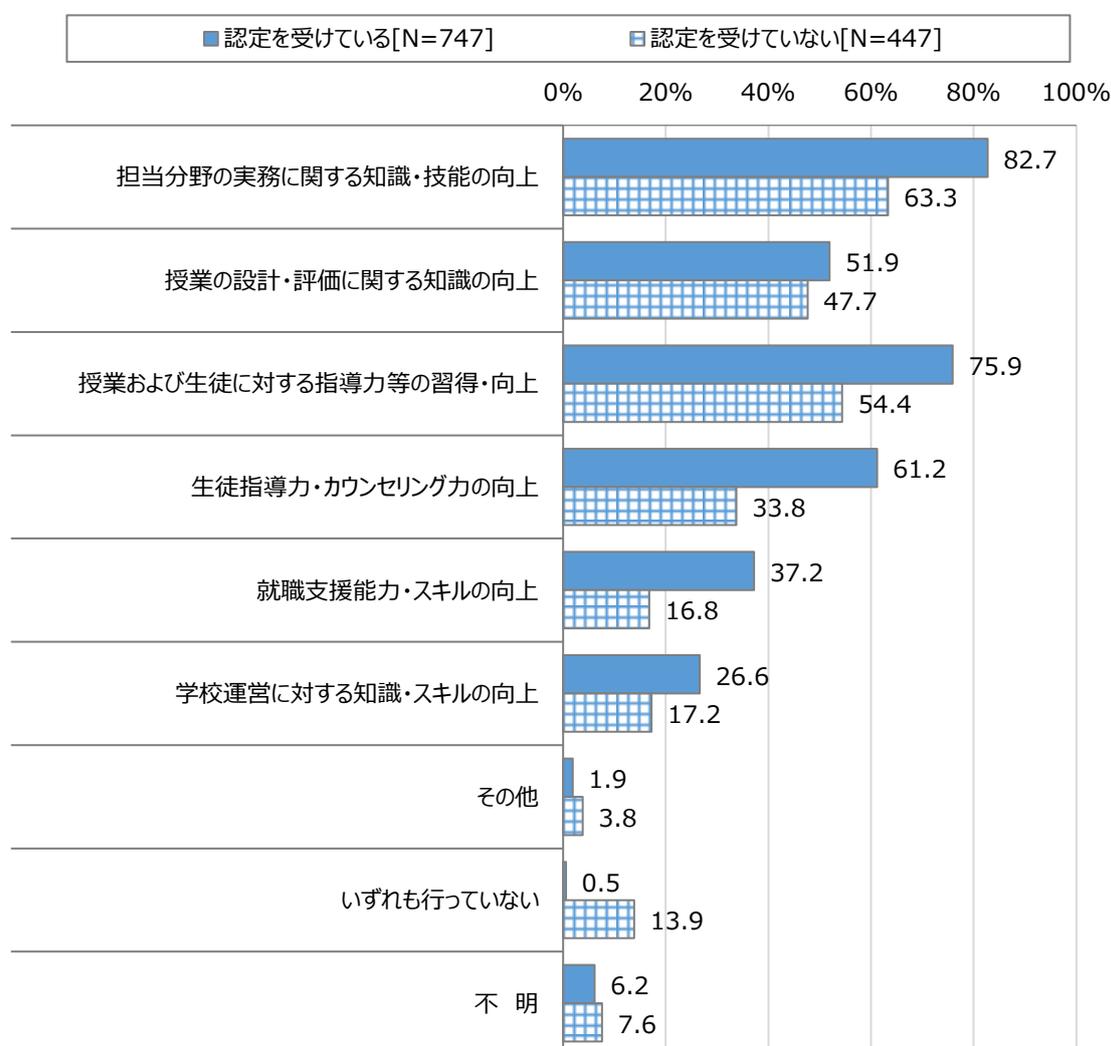


図 4-7 教員の能力・資質向上のための教員研修の内容（複数選択）

(8) 研修以外の教員の能力・資質向上のための取組

研修以外に教員の能力・資質を向上するための取組について、認定学科と非認定学科に質問した。

「能力開発等（前項で回答した教員研修も含む）のための費用の補助」、「教員の学会等参加を推奨」が多く、「能力開発等の結果の学内報告」が続いている。教員の能力・資質向上に対して、学科・学校が組織的に支援する取組が一部の学科で広まっている様子が見られる。

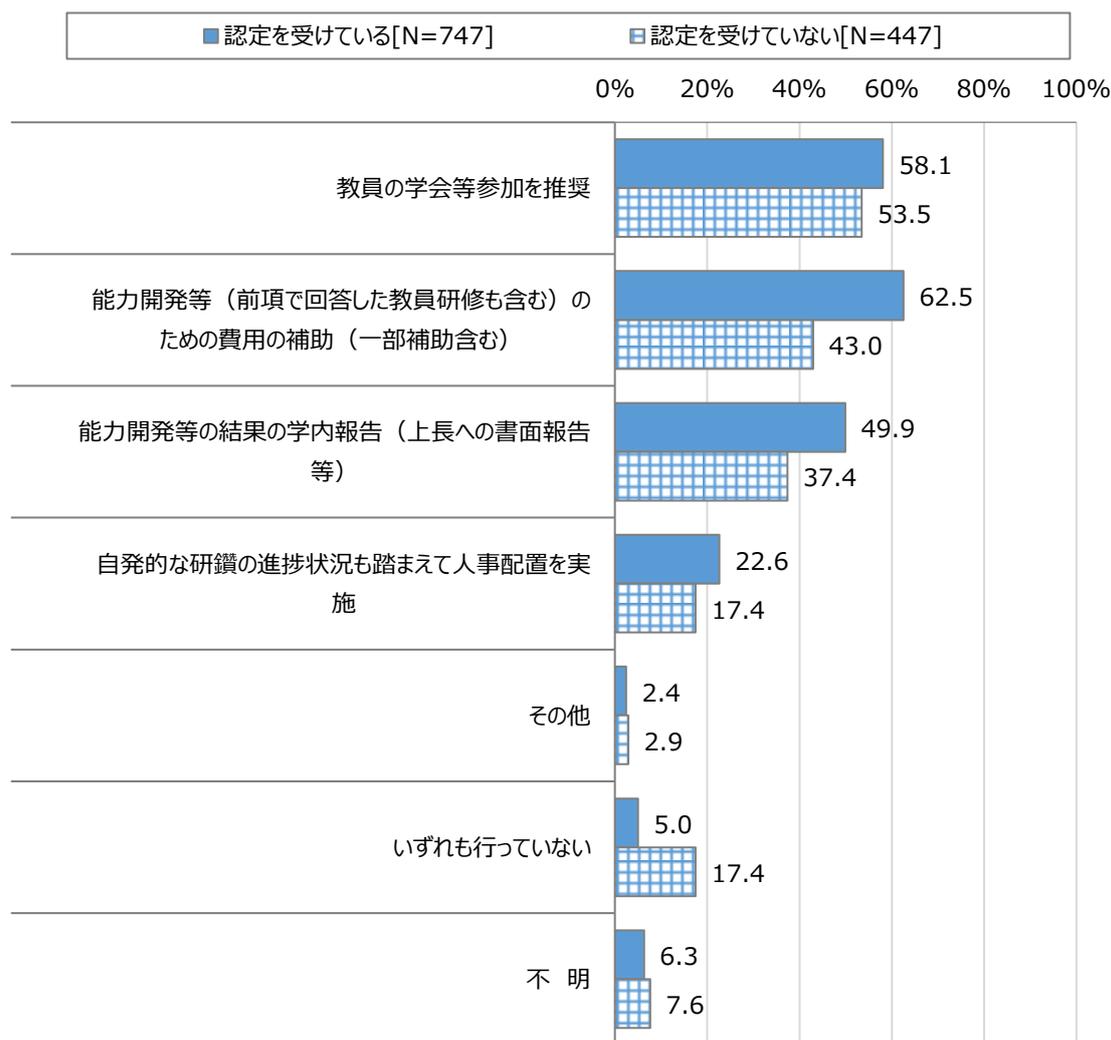


図 4-8 研修以外の教員の能力・資質向上のための取組（複数選択）

(9) 職員研修の内容

職員向けの研修の内容について、認定学科と非認定学科に質問した。

研修内容が多岐に渡っている実態が明らかとなったが、非認定学科と比較して認定学科の方が全ての回答項目について実施率が高くなっている（「その他」、「いずれも行っていない」、「不明」を除く）。

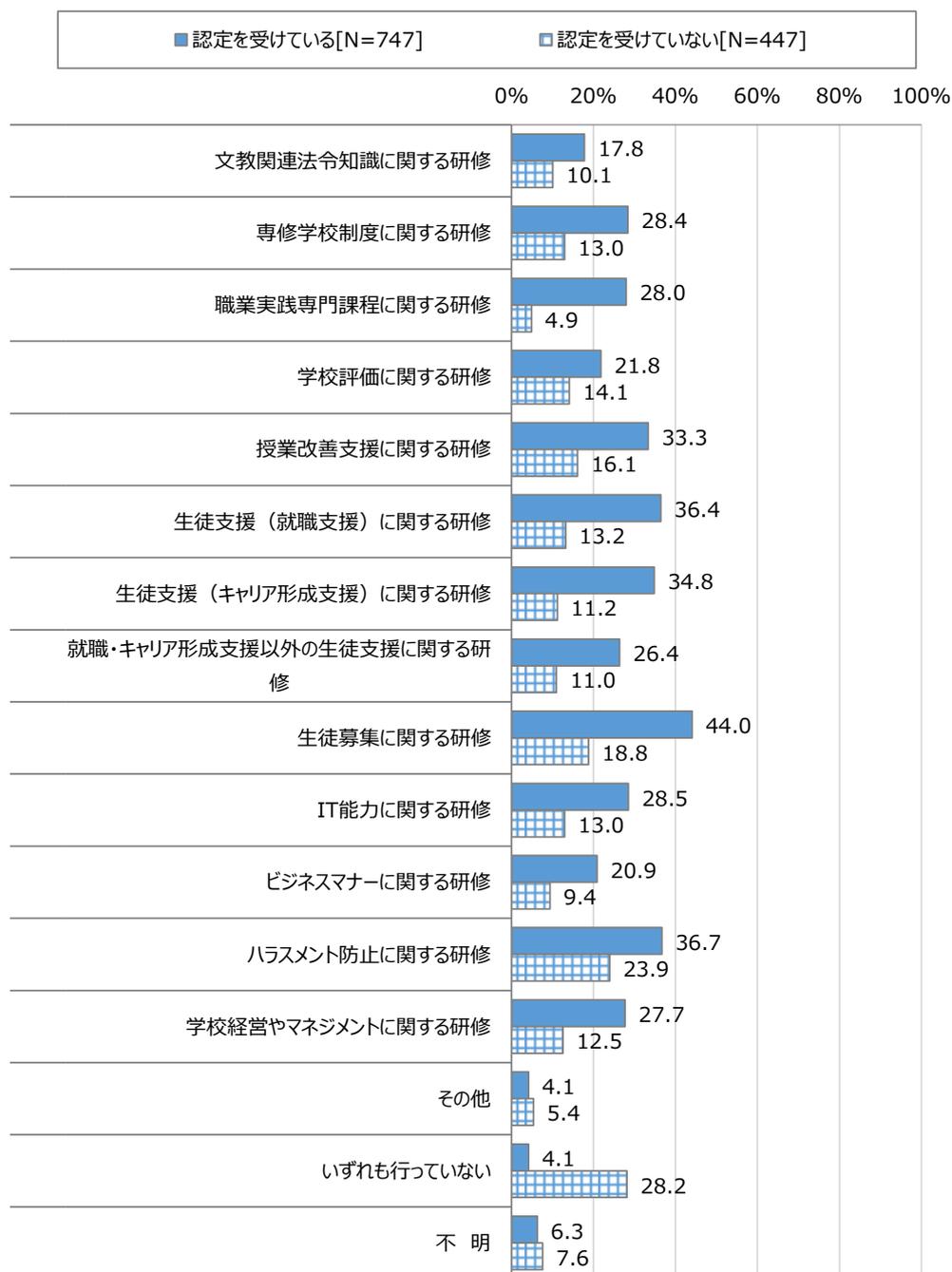


図 4-9 職員研修の内容（複数選択）

(10) 生徒からの評価の実施形式

生徒からの評価を把握するための取組について、認定学科と非認定学科に質問した。

授業アンケート、在学生アンケートの実施率が高く、学科として生徒の評価を把握しようとする取組を多くの認定学科で行っていることがわかる。

卒業生アンケートについても、認定学科では4割程度の学科で取り組まれているが、卒業以降の追跡の取組は低調である。多くの職業実践専門課程では、中期的な教育の成果（アウトカム）に基づく教育課程編成には至っていない可能性が高い。

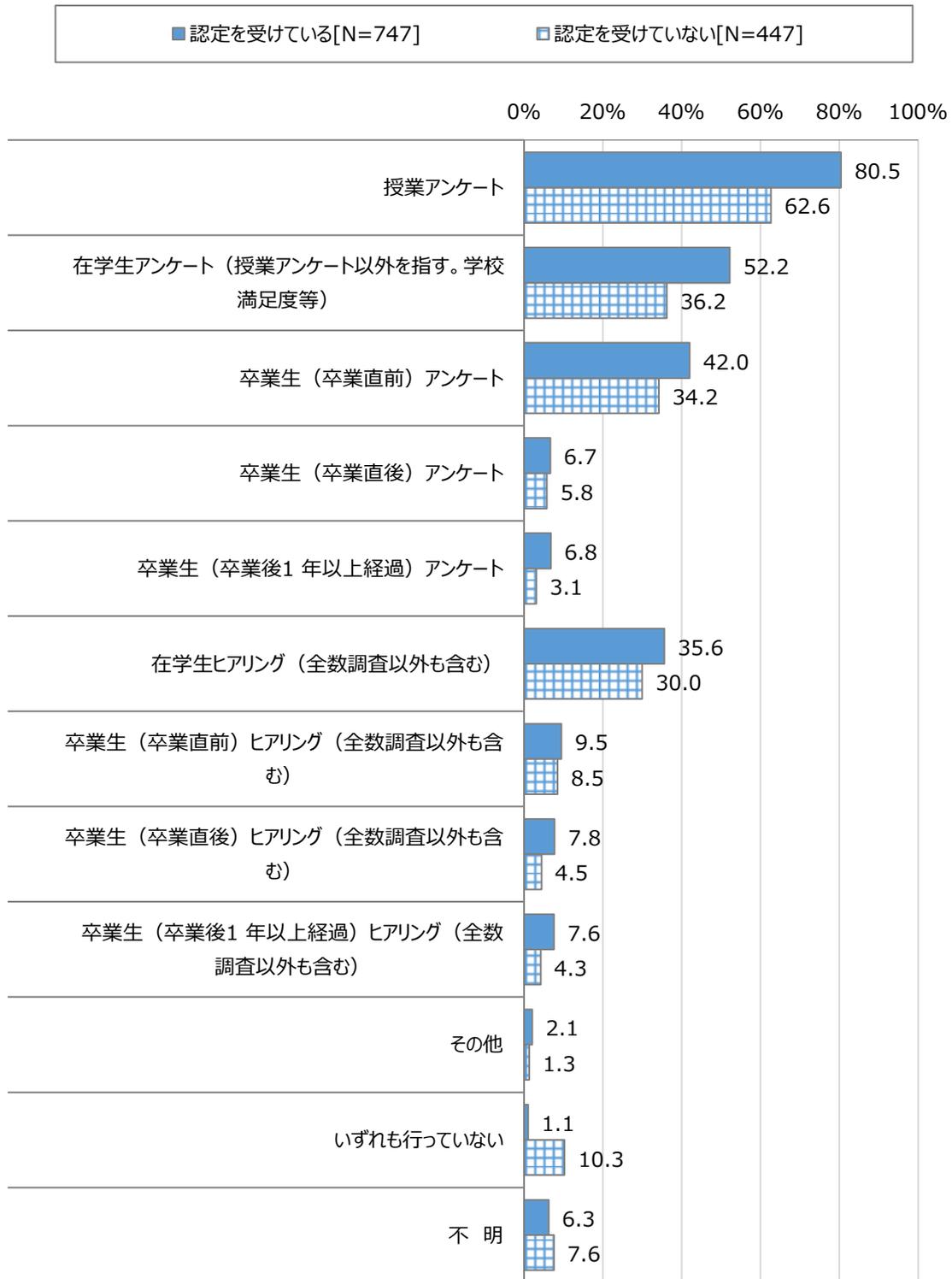


図 4-10 生徒からの評価の実施形式（複数選択）

(11) 教育課程全体の教育効果の評価において重視している観点

教育課程全体の教育効果を評価する際に重視する観点について、認定学科と非認定学科に質問した。

「生徒の実践的・専門的な知識・技能の習得」「生徒が希望する進路の実現」「就職先となる企業・業界からの評価」など、職業実践専門課程制度が目指すところと一致しやすい項目について、認定学科の方が非認定学科よりも重視している割合が高くなっている。

一方、卒業後の活躍や離職率・定着率など、中・長期的な教育の成果と結びつきやすい項目を挙げる学科は比較的少ない。

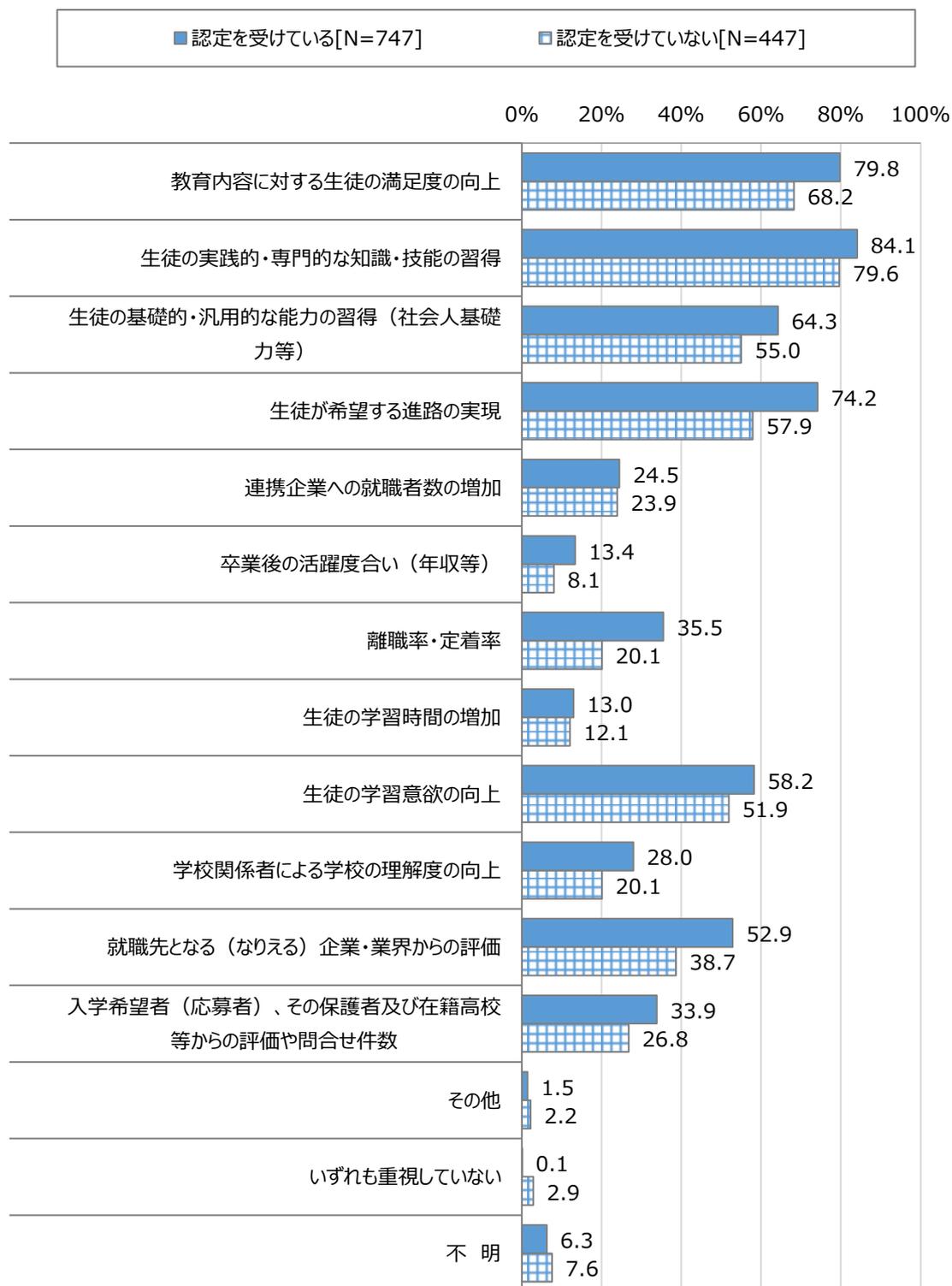


図 4-11 教育課程全体の教育効果の評価において重視している観点（複数選択）

(12) 職業実践専門課程の認定学科として職員が担う役割・持っておくべき知識

職業実践専門課程の認定学科として、職員（教員除く）が担うべき役割・持っておくべき知識について、どの内容が必要か、また、その内容がどの程度修得できているかについて質問した。なお、前者と後者は連続した問いとなっており、前者で必要と回答した項目についてその修得状況を回答してもらった。

職業実践専門課程の認定学科として必要な役割・知識は、「職業実践専門課程制度の知識」（81.0%）が最も多く、「教育の質向上の知識」（72.7%）がそれに続いている。また、自学科の職員（教員除く）が各知識を身に付けている度合いについて、全ての項目においては、80%前後の学校が「十分身に付けている」「ある程度身に付けている」と回答している。

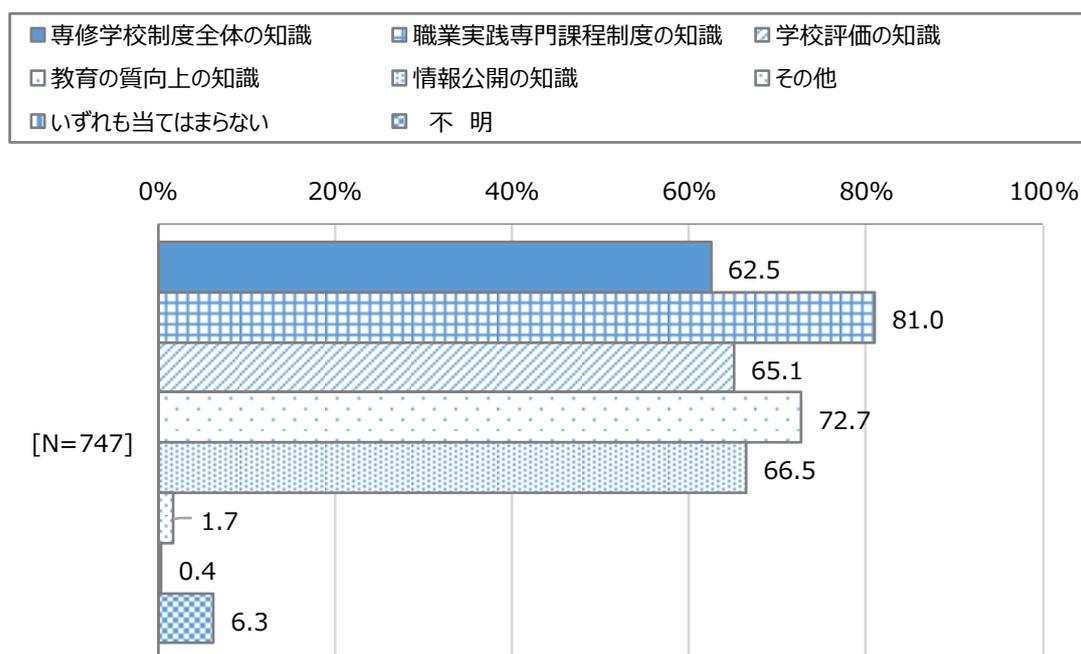


図 4-12 職業実践専門課程の認定学科として職員が担う役割・持っておくべき知識
(複数選択)

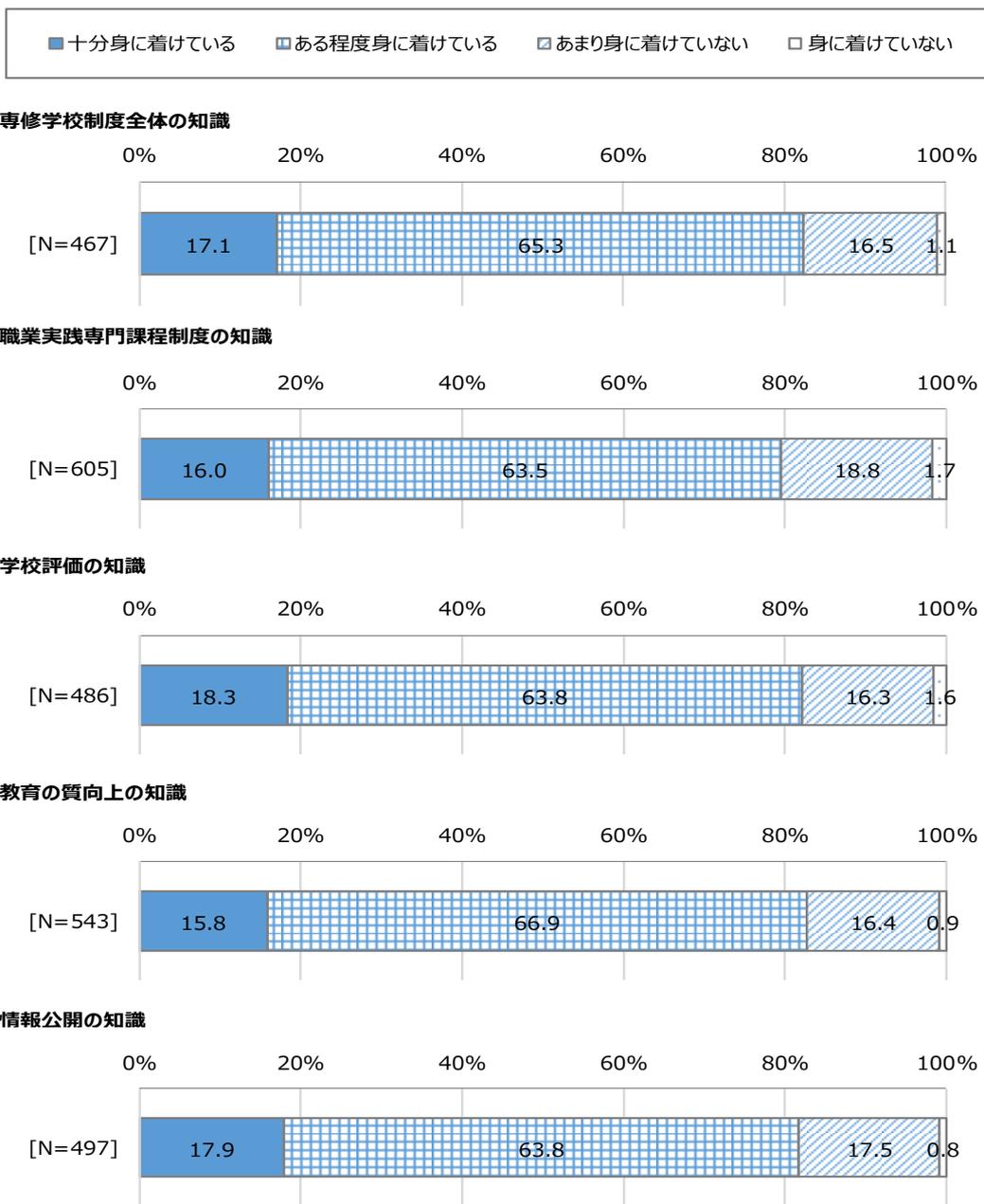


図 4-13 Q5_11 で選択した知識¹⁶を自学科の職員が身に着けている程度（各単数選択）

¹⁶ 「職業実践専門課程の認定学科として職員が担う役割・持つべき知識」を指す。

(13) フォローアップの認知状況

認定後のフォローアップの認知度は 83%である。一方、「内容まで知っている」という回答は 55.2%、また、「初めて聞いた」「不明」という回答が合計 17%に上った。

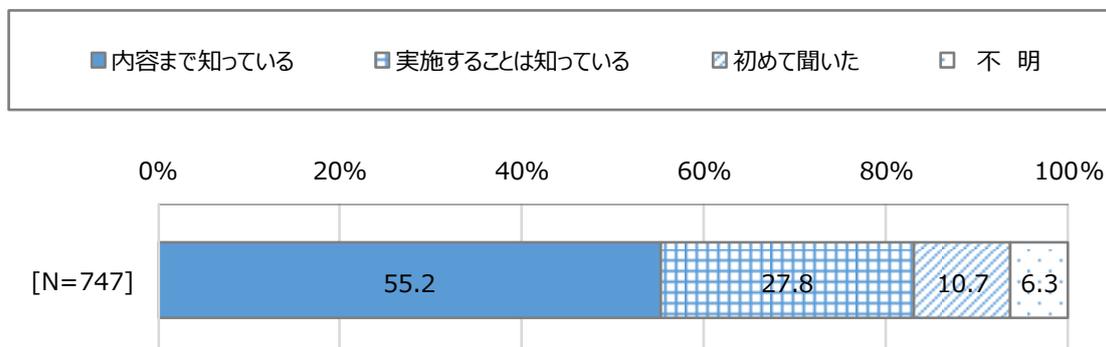


図 4-14 フォローアップの認知状況（単数選択）

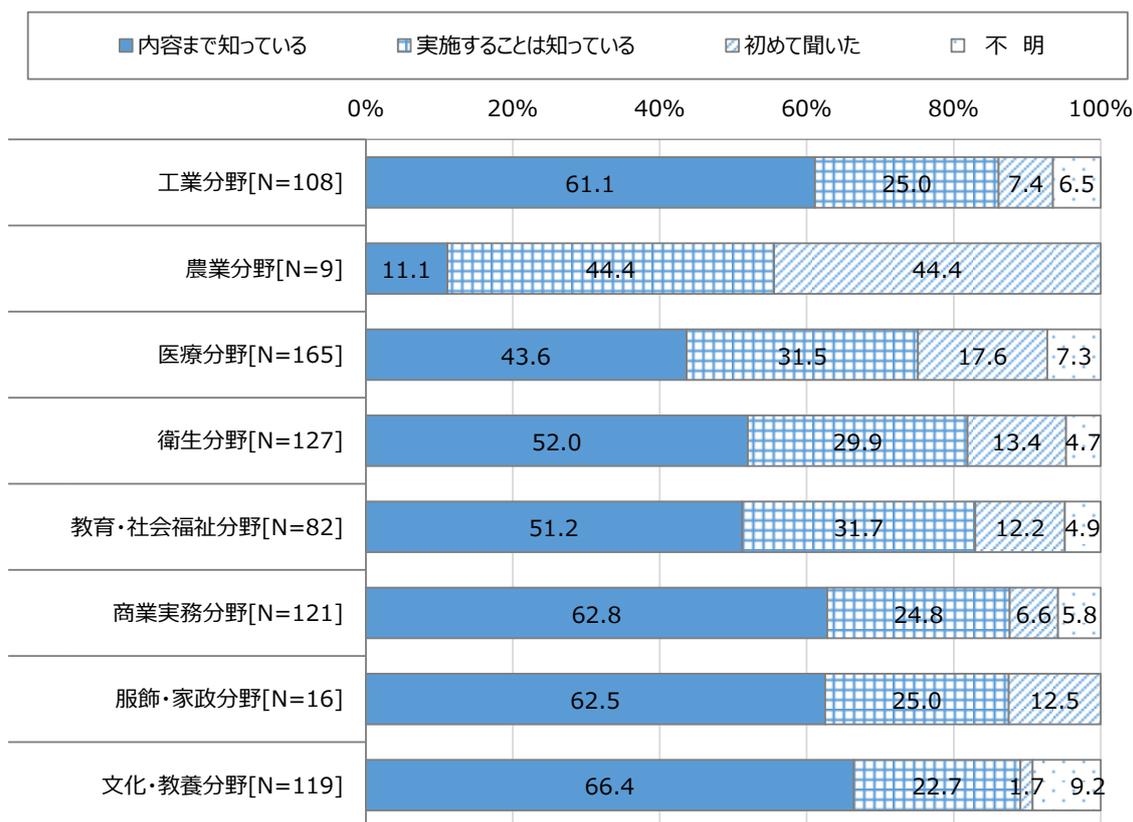


図 4-15 フォローアップの認知状況（単数選択）¹⁷

¹⁷ 農業分野、服飾・家政分野は N 数が小さいため、解釈には注意を要する。

(14) 別紙様式 4 の様式改訂の認知度

別紙様式 4 の様式改訂の認知度は 84.6% である。一方、「内容まで知っている」という回答は 66.9%、「初めて聞いた」「不明」という回答が合計 15.4% に上った。

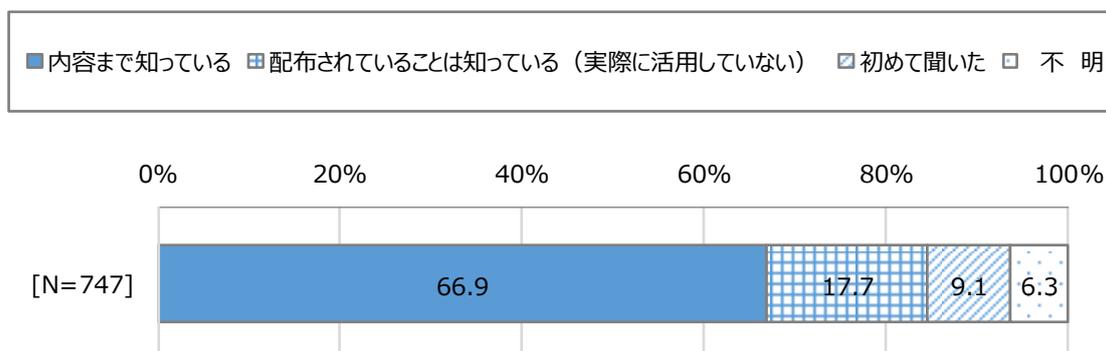


図 4-16 別紙様式 4 の様式改訂の認知度（単数選択）

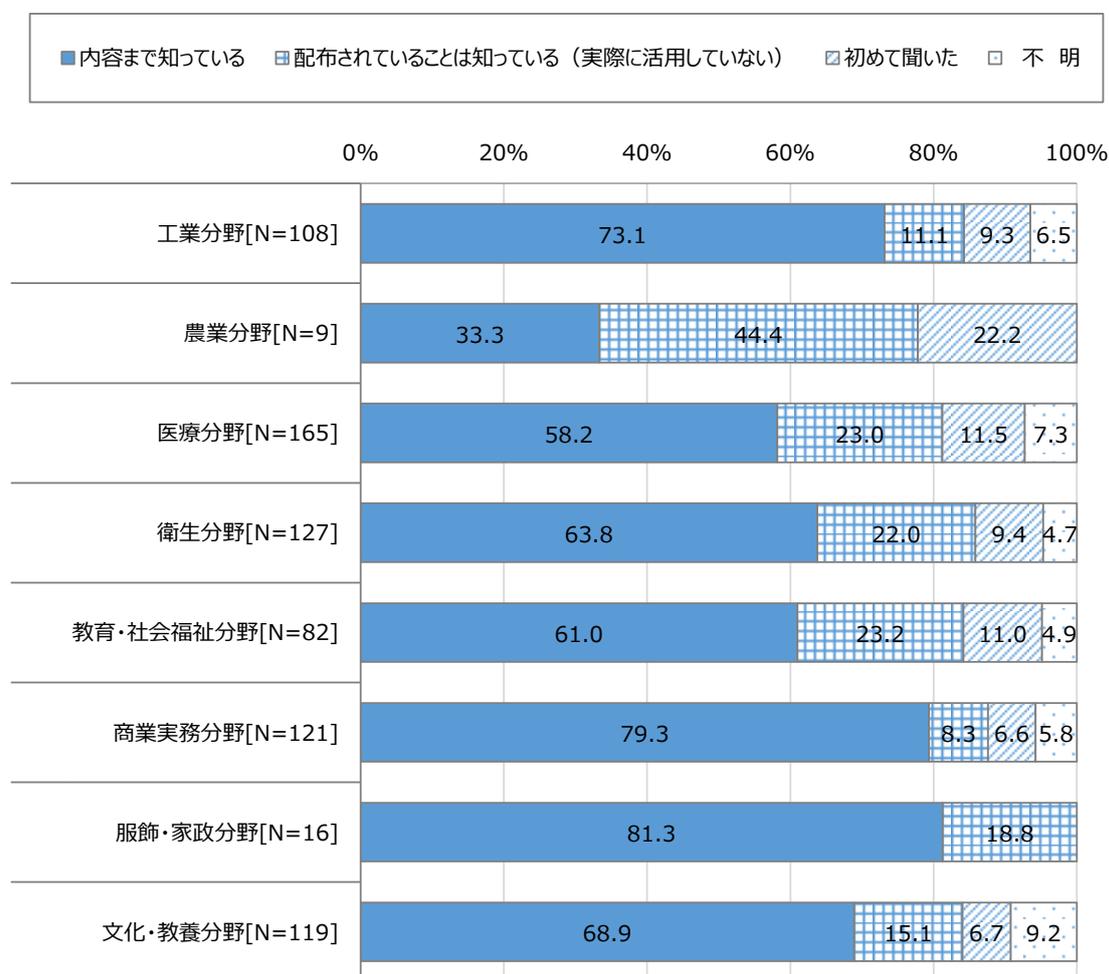


図 4-17 別紙様式 4 の様式改訂の認知度（単数選択）¹⁸

¹⁸ 農業分野、服飾・家政分野は N 数が小さいため、解釈には注意を要する。

(15) 職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項

職業実践専門課程の認定学科として、評価してもらいたい取組を尋ねたところ、「生徒の満足度向上の取組」が6割近くとなった。また、「就職支援の取組」も半数を超えている。

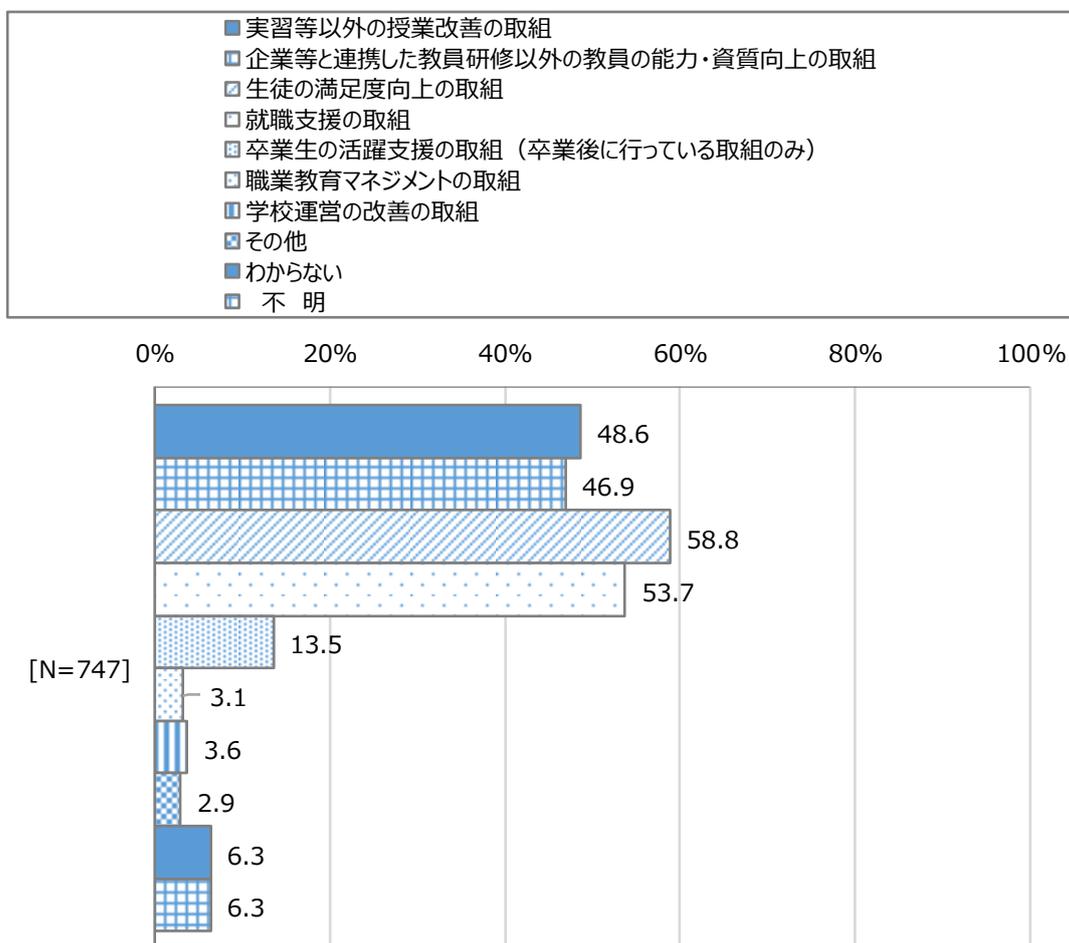


図 4-18 職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項（複数選択）

4.3 調査結果からの示唆

本アンケート調査で示された認定学科の現状を踏まえ、今後の職業実践専門課程の方向性について示唆をまとめる。

4.3.1 非常勤教員による授業や企業内実習における企業等連携の在り方

職業実践専門課程として職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するためには、非常勤教員の授業や企業内実習の質を確保することが重要となる。学校は本来業務で多忙な企業等に依頼して、教員を派遣してもらい、又は、企業内実習において指導を依頼することとなるが、4.2(1)、4.2(2)で示されたように、質の高い教員を学校側が選定することは難しく、全ての学科で企業等との綿密な打合せが実施できるわけではないため、学校側で質保証の工夫を行う方策の方がより多くの認定学科で採用されている。質の高い教員となりうる人材は、当然のことながら本来業務においても活躍しており、より充実した業務を経験できる部署は多忙であることが多いため、これは当然の帰結と言える。したがって、学校側の努力が非常勤教員による授業の質に反映されることとなる。

現在、認定要件の中には非常勤教員による授業の質に直接的に関する要件はなく、学科ヒアリングにおいても非常勤教員による授業の質保証は難しいことが指摘されているが、その重要性を鑑みるに、職業実践専門課程における非常勤教員及びその授業の位置づけについて検討が必要な可能性がある。

また、業界や企業等にとっても、職業実践専門課程が優れた人材を育成することは重要な関心事と考えられる。企業等との連携を充実させている学科のインタビューからは、業界や企業等が学校の人材育成に理解が深く、協力が得やすい土壌があることが伺われた。特に、卒業生を長年業界に輩出し、業界の中で卒業生がキャリアを積み重ねている場合、学校に愛着を持ち、学校教育をよりよくしようという意欲を持ちやすいことが想定される。したがって、今後の職業実践専門課程の在り方を考える上で、業界及び卒業生との関係性についてもさらに考察を深めることが求められる。

4.3.2 認定要件の PDCA サイクルの在り方

4.2(3)、4.2(4)で示されたように、企業等と連携した実習等において、いわゆる PDCA サイクルの C に当たる取組（成績評価）が比較的重視されておらず、C の段階で企業等を巻き込んでいく取組が比較的低調となっている。

これは、職業実践専門課程の制度創設以降年数が経過するにつれて、多くの認定学科において PDCA サイクルの P に該当する段階や D に該当する段階に組織的に取り組む体制は徐々に構築されつつあるが、C の取組にまだ到達していない、C に該当する取組（成績評価の適正化、成績評価手法の開発、学科の生徒の成績を教務データとして扱う分析的な態度等）を実現するための力が認定学科に備わっていない可能性を示している。

今後の職業実践専門課程制度では、こうした C（及び A）の段階の取組を促していく仕組みや、PDCA の各段階をサイクル化してつなげていく意識を醸成していくための施策が求められる。本アンケート調査（「職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査」内で実施）では「職業教育マネジメント」の概念を実質化していくための取組を調査研究したが、職業実践専門課程へもこの事業成果を反映していくことが求められる。

特に 4.2(10)、4.2(11)で示されたように、卒業以降の中期的な教育成果（アウトカム）を追跡する取組については、その把握のための方法や、アウトカムを教育課程へ反映していくサイクルがまだ多くの学校で定着していない。この領域における研究や手法開発を行うことは、職業実践専門課程の将来的な発展にも大きな効果が期待できる。

4.3.3 認定学科の認識と実態とのギャップ

4.2(12)では、認定学科として職員が身に着けておくべき役割や知識を質問し、それがどの程度修得されているかを回答してもらった。その結果、職業実践専門課程関連の知識を重視している約 8 割の認定学科の職員は、おおむね（約 8 割）その知識を修得しているという結果となったが、認定要件充足状況等調査結果からは、学科側の職業実践専門課程に係る認識や教育の質向上のためのマネジメントサイクルに対する知識が十分ではないのではないかと指摘されている。

アンケートの回答で言及されている職員と、認定要件充足状況等調査の資料を作成した人物が異なる可能性はあるが、その場合であっても、ここには認定学科の認識（自己評価）と実態（制度への理解度等）の間にギャップがある可能性がある。このギャップを埋めるため、適切な制度理解を普及啓発していく必要があるといえるだろう。

5. まとめ

以下では、本調査で行った調査に加え、令和2年度「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」におけるアンケート調査結果も踏まえて、フォローアップの見直しにおいて検討すべき論点を取りまとめた。

5.1 フォローアップの見直しについて

5.1.1 フォローアップの目的の再整理、周知

フォローアップの趣旨（目的、目指すところ）を再整理すべきではないか。

認定学科は、認定後引き続き認定要件に適合していることについて、認定後3年を経過する毎に別紙様式4を提出する形でフォローアップを受けることとされている。フォローアップで確認する「認定要件を満たしているか」という条件は、最低限以下を意味していると考えられる。

- 認定要件を形式的に満たしていること（本調査でいうところの「充足」）。
- 充足していることを都道府県並びに文部科学省へ示すこと。

したがって、フォローアップの結果、充足ができていない／充足を適切に示すことができない学科については、職業実践専門課程として課題があるとして学科へ何らかの注意喚起を積極的に行うべきと考えられる。

一方、認定要件の充足が形骸化している状態では、職業実践専門課程として不十分であり、制度全体の質が社会から疑義を持たれる可能性がある。

フォローアップでは、認定要件の趣旨を損ないかねない取組状況にある学科（教育課程編成委員会を複数学科・複数校同時に（各学科の検討時間を十分に取ることなく）開催している、企業等委員の出席率が極端に低い、教員研修への教員参加率が低い等¹⁹⁾）にも何らかの助言等を行うべきではないか。つまり、フォローアップの趣旨は「充足だけではなく、実質化のための一部の取組も求める」としてはどうか。また、フォローアップサイクルの計画的な延長を行う必要性から、認定要件の実質化がおおむねできている認定学科については何らかの肯定的な評価を行うなど、実質化へと促す方策を検討することも必要である。

また、フォローアップの趣旨に基づき、学科が「何を」「どこまで」説明すればよいかを明示することも求められる。

¹⁹⁾ 現行の認定要件については、実質化状況を定量的に判断するための指標を設定するのが難しい状況である。したがって、実質化を評価するための指標については、本調査を通じて洗い出し、それを実施要項等で指標として改めて位置づける必要がある。

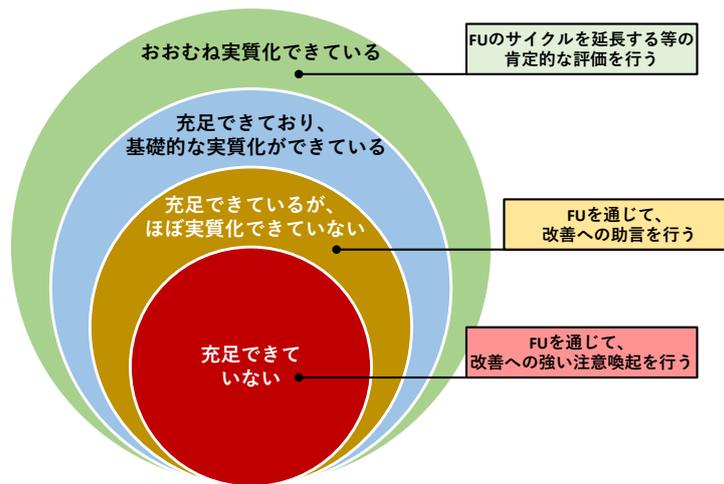


図 5-1 職業実践専門課程の現状とフォローアップの結果活用のイメージ²⁰

フォローアップの趣旨、結果活用の在り方を学科（学校、都道府県）と改めて共有すべきではないか。

現在、認定学科のフォローアップの認知状況は、「内容まで知っている」という回答が55.2%にとどまり、「初めて聞いた」「不明」という回答が合計17%に上った（図5-2）。また、現行のフォローアップの様式でもある別紙様式4についても、「内容まで知っている」という回答は66.9%、「初めて聞いた」「不明」という回答が合計15.4%に上った（図5-3）。都道府県については調査を行っていないが、書類提出状況を鑑みると、フォローアップについて十分に認知されていない可能性がある（自県の認定学科を有する学校を適切に把握していないと推測されるケース、認定学科がどのような状況にあるかの把握が十分にできていないと推測されるケースがあった）。

また、フォローアップの結果、職業実践専門課程として不適合となる可能性もあるとしても、不適合評価を受けた後のプロセスが明確ではない。

したがって、フォローアップの趣旨、その結果活動の在り方をわかりやすくまとめ、学科、学校、都道府県に向けてしっかりと周知を行う必要があるのではないか。

²⁰ この図で示した認定学科の分類は、フォローアップの結果とその活用を模式的に示したものである。したがって今年度の認定要件充足状況等調査でのABC分類とは完全に一致しない。

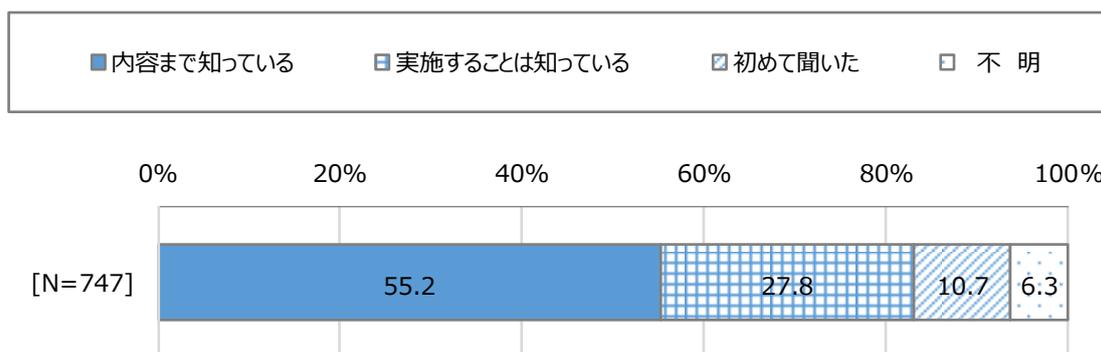


図 5-2 フォローアップの認知状況（単数選択）（再掲）

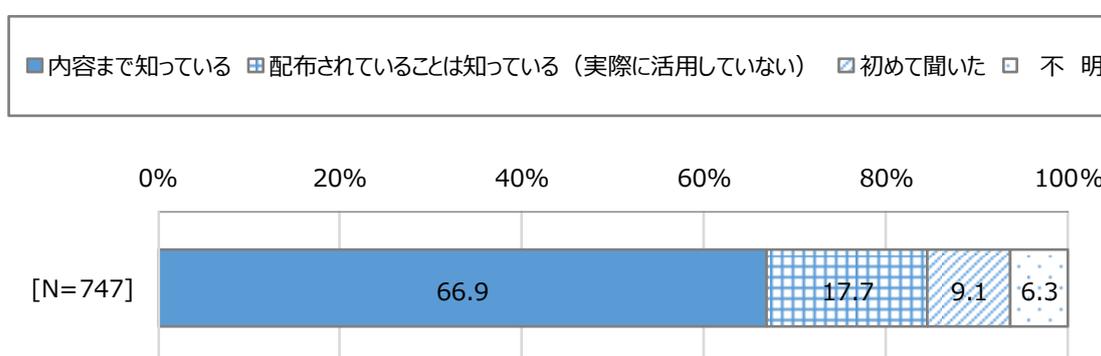


図 5-3 別紙様式 4 の様式改訂の認知度（単数選択）（再掲）

5.1.2 フォローアップ方法の見直し

(1) フォローアップ審査対象

各年度のフォローアップ対象数を減少させていってはどうか。

平成26年文部科学省告示第59号における認定学科が対象になる年度はフォローアップ件数が1500件以上となるなど、審査が実質的に困難な年度が生じている。したがって、本調査同様、分野を分けてフォローアップ対象を設定してはどうか²¹。

また、前述のとおり、認定要件を実質化していると評価された学科については、フォローアップサイクルを延長し、各年度のフォローアップ対象数を減少させていくなどしてはどうか²²。

²¹ 同じ分野とすることで、審査の観点を設定しやすくなり、審査業務が円滑になるという利点も見込める。

²² ただし、フォローアップの業務コストや求められる専門性を鑑みると、実施業務をアウトソーシングするなどの方法は必要となると考えられる。

(2) フォローアップ様式の変更

フォローアップ様式を、現行の別紙様式 4 から学校の自己点検の結果記入と取組を記述する形式へ変更してはどうか。

- 議事録をエビデンス資料とする場合には、提出時の様式指定も検討すべき。

現行の別紙様式 4 は、認定要件と記載項目の関係性が見えにくくなっているため、学科側がフォローアップを意識しにくいものである。また、審査側にとっても審査のポイントがわかりにくいのが現状である。本調査では別添 7 の様式を開発し、(1) ○×パート（学科の自己点検結果、及び自己点検結果とエビデンス資料との突合によって認定要件の充足状況を判断）、(2) 記述式パート（学科が自らの取組要件を文章で説明し、主にその説明ぶりに基づいて要件の実質化状況を判断）から構成した。調査実務担当者からは、調査が行いやすくなるとともに、認定学科における認定要件の実質化の取組状況も一定程度把握可能との意見を得た。そのため、自己点検結果の○×記入と、取組を記述する形式へと変更してはどうか。

また、認定要件充足状況等調査ではエビデンス資料として議事録を求めたが、学校によって多様性があるため、調査員が確認することが難しい。したがって、学内の議事録としての様式は自由だが、エビデンス資料として提出させる際には、様式を示してはどうか²³。

なお、別紙様式 4 について、引き続き情報公開用資料として継続的に活用する場合には、コース単位での作成となっている点について検討が必要ではないか。職業実践専門課程の認定単位ではない単位での情報公開は、職業実践専門課程の情報公開として適切ではないのではないかと。

(3) フォローアップ実施体制

フォローアップで確認したい内容に応じたフォローアップ実施体制を検討すべきではないか。

現在、本調査では図 5-1 に記載した全ての認定学科評価（認定要件の充足から、実質化状況までを確認。ただし、教育内容の評価までは分野別評価が必要となるために行っていない）を行った。この調査を実現するに当たっては、以下のような人員体制を取っている。

²³ C 分類の学科では、議事録への記載内容が十分ではない場合が多い。これは、教育課程編成委員会が教育課程編成において果たす役割が限定的となっている現状を反映していると考えられる。したがって、様式を示すことで、学内の議事録も改善されていくとともに、教育課程編成委員会を実質化していくことにもつながると期待できる。

表 5-1 認定要件充足状況等調査の実施項目、体制

実施者	実施事項	人数（合計）
弊社	認定要件充足状況等調査設計（調査票作成、各種記入要項作成）	2
文部科学省、 弊社	都道府県及び学校提出資料の不備・不足確認	3
文部科学省、 弊社	提出遅延分、不備等につき再提出分の提出資料の授受（複数回実施）	3
弊社	学校提出資料の印刷（データからのプリントアウト）	※印刷業者
弊社	審査方針の策定	2
機構 ²⁴	学校提出資料の増刷（調査員分）	2
機構	詳細な審査項目、基準の設計	2
機構	全学科提出資料の内容確認、エビデンス資料との突合	8
機構	個別学科の ABC 分類	8
機構	集約票へ全認定学科の評価結果とその根拠を記入	2

今後、認定要件の実質化状況を一定程度確認する形でフォローアップを効率的に実施するためには、以下のような体制、対策が求められる。

- 審査員に専門性が求められること、及び、複数チェックが必要となるために人数の確保が必要となることから、以下が必要ではないか。
 - ✓ 第三者評価機関への委託、フォローアップ実施委員会の設置・運営等
- 提出資料の不備・不足の多さが業務増大の一因となるため、学校及び都道府県に提出時のチェックを求めやすい以下のような工夫が必要ではないか。
 - ✓ 審査対象学科の低減、提出資料種類・量の削減、提出資料の形式変更（別紙様式 4 を含む全エビデンス資料の Word 化、全資料の PDF 一括提出のみを受け付ける 等）、学校及び都道府県に対して提出方法をわかりやすく伝える資料の作成、提出不備及び提出遅延時の処理のフローの明確化、電子申請化 等
- 調査資料の印刷・管理にコストがかかるため、以下のような工夫をしてはどうか。
 - ✓ 審査対象学科の低減、調査項目の絞り込み、議事録等のエビデンス資料の様式指定（既存の議事録を様式に転記させる）、別紙様式 4 の様式改訂 等

一方、将来的には都道府県の高等教育の修学支援新制度の機関要件確認作業と組み合わせ、都道府県に関与を求めることも検討を行うべきである。

²⁴ 「特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構」を指す。

(4) フォローアップの審査方針

今年度確認された課題別に、フォローアップ審査方針を更に詳細に設定する必要があるのではないかと。

今年度は別添7を改訂し、学科自己点検結果を○×で記入する部分と、より細分化された項目で学科の取組状況を説明する記述部分から構成される様式としたところ、学科が自らの取組状況についてマネジメントサイクルを意識しながら説明することができたため、より具体的に学科の取組状況を把握することができた。一方、具体的な審査の場面で以下について課題提起があるため、それぞれ検討、対策が必要と考えられる。

課題(1)：分野別、業界別に企業等との連携内容、度合いに相当の差が生じ始めている。各業界で企業等連携に対する考えの違いがあり、学校の自己点検結果や記述内容を一律に評価するのが難しい。

- 企業等連携が進んでいる分野・業界では、他の業界と比較して厳しい視点で自己点検を行いがちである。一方、企業等連携が進んでいない分野・業界では、不十分な企業等連携であっても十分な企業等連携だと評価しがちである。

この課題については、フォローアップの主な目的を認定要件の充足の判断に限定し、実質化状況についても一定の判断は下すが、最終的な実質化状況の評価は別の評価体系で改めて判断するなどの検討が必要ではないかと。例えば、第三者評価に認定要件を含む学校のマネジメントサイクルを評価させるなど、質保証の枠組みの機能分化を図ってはどうか。

なお、企業等との連携に係る内容については、職業実践専門課程の本質に深く関与するため、現行以上により具体的に規定する等の対応を検討する必要がある。

課題(2)：取組水準が同じであっても、学校の自己点検の判断基準の多様性によって○×パートの評価にぶれが生じる。

効率的なフォローアップを実現するためには、学校の自己点検も活用する必要がある。したがって、自己評価を含む学校評価体系を見直し、再度周知し、自己点検のぶれを小さくしていくよう促していくことが有効ではないかと。

課題(3)：記述式部分における文章表現の差によって、適切に学校の取組状況が判断できない。

認定要件充足状況等調査において、エビデンス資料から認定要件の実質化のための高度な取組が行われている学科でも、別添7ではそれが十分に見て取れない事例が見られた。一方、エビデンス資料からは実質化のための取組が十分とはいえない学科についても、別添7上の記述を見ると十分な取組を行っているように見える事例もあった。

この問題については、フォローアップが、訪問調査を併用せず、飽くまでも数少ない書面資料に基づいて調査を行うという性質のものであることを前提として検討すべきといえる。したがって、提出される書面で十分に自学科の取組を説明することが必要であることを学科

に理解してもらうとともに、学科が適切に記述できるよう促していくことが効果的である。例えば、記述式部分の項目を絞り込み、学科の検討時間を十分に確保するとともに、「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」²⁵やその他文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業を活用しながら、記載方法を丁寧に啓発していくことが有効である。

課題(4)：形式的な不備（簡単な記載ミス、提出資料の漏れ）があるにもかかわらず、認定要件の実質化ができていないと推測される認定学科をどのように評価すべきか。

認定要件充足状況等調査において、複数の観点を設定して調査を行ったため、形式的な不備による評価と認定要件の実質化状況に基づく評価のいずれを優先するかという問題が生じた。これについては、フォローアップが公的な大臣認定制度の一環であること、また、提出資料の不備・不足が著しい実態を鑑み、形式的な不備を優先して判断する方向で検討し、学科・学校・都道府県に普及啓発していくことが有効ではないか。例えば、学科・学校・都道府県において資料提出時のチェックを強化することを促すなどを行うべきと考えられる。もちろん、この普及啓発と同時に、提出時の形式的なミスが発生しにくい資料様式、提出方法等を採用していくことが重要である。

(5) 認定要件充足状況等調査のフィードバック内容、方法

都道府県に対して、令和2年度認定要件充足状況等調査の結果の全体概要、各認定学科個別評価を文部科学省よりフィードバックしてはどうか。

都道府県に対して、令和2年度認定要件充足状況等調査結果の全体概要（都道府県作成の【別添9】「職業実践専門課程」既認定課程一覧の不備含む）、各認定学科の個別評価を文部科学省よりフィードバックしてはどうか。

その際、結果のみをフィードバックするのではなく、調査結果からの示唆、調査結果の活用方法を説明する資料を添付するとともに、令和4年度以降フォローアップ方法を見直す旨を周知し、都道府県に学科を支援してもらえるよう促していくことが有効と考えられる。ただし、都道府県ごとに認定学科に対する指導や職業実践専門課程に係る補助事業実施状況が多様であることから、都道府県から学校へフィードバックするかどうかは都道府県にゆだねるのが適当である。

また、資料送付を行うだけでなく、都道府県や専修学校団体向けの行政説明の機会を捉えて、文部科学省より職業実践専門課程の趣旨やフォローアップ見直しを説明し、普及啓発することが重要である。

²⁵ 文部科学省ホームページ「令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/006800.html) (2021年3月6日閲覧)。なお、本資料は令和2年度事業成果を踏まえて文部科学省ホームページ令和2年度事業成果ページにおいて更新予定である。

5.2 職業実践専門課程制度の在り方について

5.2.1 普及啓発の必要性

都道府県を通じて、職業実践専門課程及びフォローアップの趣旨を改めて普及啓発してはどうか。

認定要件充足状況等調査の結果より、学科だけではなく、学科作成資料を学校で確認するプロセス、都道府県による資料提出チェック体制等を充実させていくことを目的として、学科、学校、都道府県のそれぞれに対して職業実践専門課程、フォローアップの趣旨を普及啓発する必要性が指摘された。しかしながら、学校（学科）は、職業実践専門課程としての改善意欲に差があるのが実態である。したがって、学校（学科）に対してだけではなく、都道府県に対する普及啓発を優先的に行い、都道府県を通じて学校（学科）の意識向上を促すのが効果的と考えられる。

また、普及啓発の際、従来の専修学校振興施策では好事例のノウハウを共有することが多かったが、フォローアップの主な目的に鑑みると、課題のある事例を共有していくことが有効であると考えられる。この方針に基づき、都道府県向け、学校（学科）向けに普及啓発資料案を作成した（6参照）。

なお、職業実践専門課程として質を向上するための取組を行っている認定学科も多数存在しているため、文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の中で好事例として取り上げ、文部科学省として情報発信することも引き続き効果的である。

(1) 都道府県向けの普及啓発資料

過年度調査及び今年度調査で、一部の都道府県が所管する学科について、資料不備、提出の遅れが見られた。結果的に、当該都道府県の学科全体の資料提出が遅延したケースがあった。こうした事情の背景には、当然のことながら学科（学校）のフォローアップへの認識が不十分であるという実態があるが、都道府県のレベルにおいても以下の可能性が存在している。

- 都道府県において学科名称変更が十分に把握されていない。
 - ✓ その結果として、自県の認定学科を有する学校を適切に把握できていない可能性がある。
- フォローアップの重要性（フォローアップの結果、不適合と判断された場合にどのようなやりとりが必要となるか等）に対する認識が十分ではない。

こうした実態を改善するため、認定要件充足状況等調査結果のフィードバックを行うことで、見直し後のフォローアップのプロセスを試行的に体験してもらうとともに、フォローアップ（フォローアップの結果、不適合と判断された場合のフローも含む）の趣旨を改めて説明する機会を設けることが有効である。

そこで、フィードバックの際の資料案を本事業で作成し、以下の構成とした。

- 調査の概要
- 調査結果（全体結果、各認定学科の個別結果、A分類及びC分類に特徴的な事例）
- 調査から指摘される課題
- 調査結果の活用例

また、過年度調査では「職業実践専門課程事例・ポイント集」を作成し、文部科学省ホームページを通じて職業実践専門課程の好事例やマネジメントサイクルの考え方を示してきた。上記フィードバック資料とは別に、「職業実践専門課程事例・ポイント集」の別冊として「フォローアップ関連業務におけるチェックポイント【都道府県向け】」を作成し、【別添9】「職業実践専門課程」既認定課程一覧の記載方法や今年度フォローアップで見られた資料提出の不備事例もまとめた。資料の構成は以下とした。

- 【別添9】「職業実践専門課程」既認定課程一覧の作成
 - ✓ 不備の例
 - ✓ 作成のポイント
- 提出物の確認
 - ✓ 不備の例
 - ✓ 確認のポイント

なお、認定学科が資料作成時に記載方法に迷った際に、都道府県が相談に応じる姿勢を学校（学科）に対して示すことも効果的と考えられるため、こうした資料を使って国が都道府県へ普及啓発する際には、学科の相談に応じることも併せて依頼していくことが重要である。

(2) 学校（学科）向けの普及啓発資料

フォローアップ実施時の文部科学省事務連絡に、今年度の認定要件充足状況等調査で見られた認定要件充足及び実質化における課題を解説する資料等を添付し、フォローアップについて普及啓発を行うことが有効である。

なお、過年度調査では「職業実践専門課程事例・ポイント集」を作成し、文部科学省ホームページを通じて職業実践専門課程の好事例やマネジメントサイクルの考え方を示してきた。上記資料は「『職業実践専門課程』のフォローアップについて」と題して「職業実践専門課程事例・ポイント集」に追加した。資料構成は以下のとおりである。

- フォローアップについての説明
 - ✓ フォローアップの目的・趣旨等
 - ✓ 「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」におけるアンケート調査から、フォローアップの認知状況
- 認定要件を充足できていない／実質化できていない事例の解説
 - ✓ 学校関係者評価委員会の委員に学校側の教職員が就任している例、教育課程編成委員会の開催方法が不相当と考えられる例 等
- 認定後に参考とすべき資料
 - ✓ 全国専修学校各種学校総連合会「職業実践専門課程」指針 等
 - ✓ 「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」

5.2.2 職業実践専門課程制度の関連資料の見直し

都道府県、学校（学科）の職業実践専門課程やフォローアップへの理解が不十分である現状を改善することは必須であるが、その一方、文部科学省の職業実践専門課程制度の関連資料（文部科学省事務連絡「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続について（依頼）」添付資料、別紙様式 1-1 から別紙様式 7 までの学科提出資料様式）が複雑で、学校（学科）にとってわかりにくいものとなっているという指摘が都道府県、学科双方から得られている。また、【別添 3】「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する記入要項も大部な資料であり、学校が読み解くのが難しいという意見もあった。したがって、普及啓発と同時にこれらの資料を見直すことも重要である。

5.2.3 職業実践専門課程制度への示唆

職業実践専門課程の認定要件等についても、改正等を検討してはどうか。

本調査（一部過年度調査含む）及び令和 2 年度「職業教育のマネジメント強化のための実証研究」アンケート調査において、「職業実践専門課程として、特に工夫している事項について」及び「職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項」（図 5-4）を調査した。こうした実態をもとに、職業実践専門課程の質を高めるための認定要件改正や記入要項の改訂を検討してはどうか。以下、見直しの例を示す。

- 新規事項を要件追加
 - ✓ 社会貢献の取組を要件追加（今年度学科ヒアリングより）
 - ✓ 授業改善の取組を要件追加（今年度学科ヒアリングより）
 - ✓ 企業等と連携した実習等における指導者（非常勤教員含む）の質を担保する仕組みを要件追加（アンケート調査結果より）
 - ✓ 教員研修以外の教員の能力・資質向上の取組を要件追加（アンケート調査結果より）
 - なお、「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること」という規定が意味する内容をより明確にし、別紙様式 4 やフォローアップ様式上も実際の研修内容だけではなく、当該年度の研修目的や計画（階層別研修の設定等）をより重点的に説明させることが有効ではないか。
 - ✓ 生徒の満足度向上の取組を要件追加（アンケート調査結果より）
 - ✓ 就職支援の取組を要件追加（アンケート調査結果より）
- 既存認定要件／実施要項／記入要項を改訂
 - ✓ 教育課程編成委員会の企業等委員の条件を見直し（今年度学科ヒアリングより）
 - 現在は記入要項上「役職員」とされており、学校側はこれを企業等の責任者と捉えている。一方、入社後数年程度の社員の方が、学校教育の成果を直接的に評価する視点からの意見が得られやすいという指摘もある。したがって、キャリア別の委員例を追加することを検討。
 - ✓ 企業等と連携した実習等の内容について、記入要項においてより具体的に規定（認定要件充足状況等調査より）
 - ✓ 高等教育の修学支援新制度の機関要件における「実務経験のある教員による授業科目」と企業等と連携した実習等の関係性の整理（過年度学科ヒアリングより）

- Q5_14 (Q0_9で「認定を受けている」を選択した学校にお伺いします。) 職業実践専門課程の認定学科として何を評価してもらいたいですか。

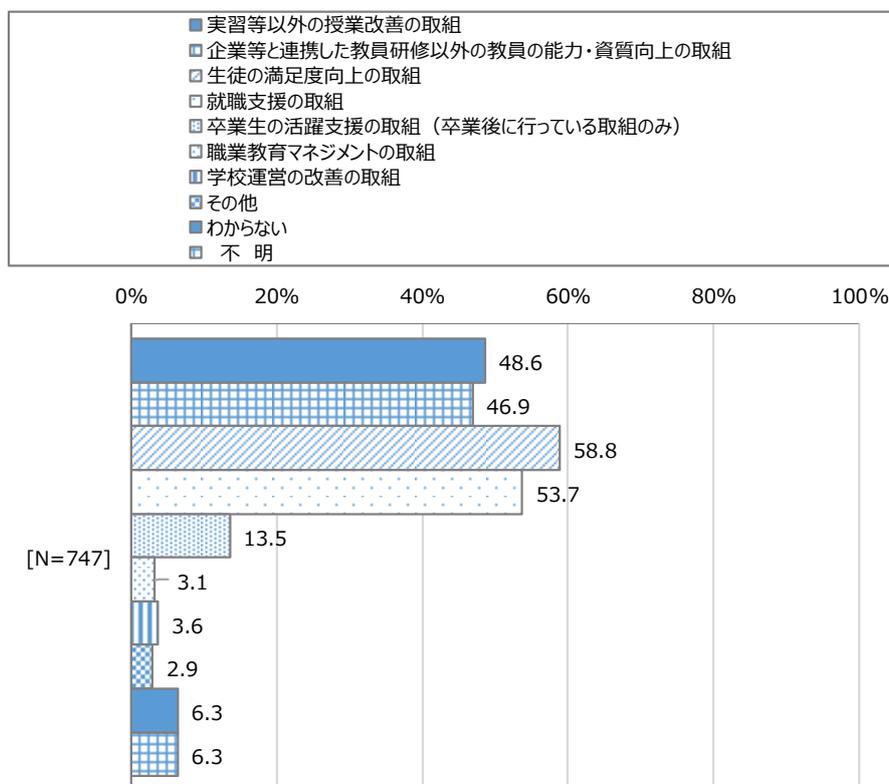


図 5-4 職業実践専門課程の認定学科として評価されたい事項 (複数選択)

また、今年度学科ヒアリングより、学校幹部 (学校法人が大規模の場合は法人本部含む) との連携体制がある学科では、職業実践専門課程の取組が組織化されやすい可能性が示唆されている。さらに、学科の教員が教育手法や教授法について知識を修得している (専修学校団体が提供している教員能力認定研修会の受講、大学の教員養成課程の受講、大学が提供している FD 研修への参加等) ことで、授業改善や企業等と連携した教育課程編成において高度な取組を行うことができる傾向がある。

一部の認定学科で、職業実践専門課程の制度理解が不十分であるという実態も踏まえると、職員も含め教職員全体について以下の要素を検討することも有効ではないか。

- 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究 (いわゆる FD に該当。既存の認定要件「授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会」が類似の取組を求めている) を行うことを、より明確に認定要件に位置づけてはどうか。
- 教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会 (いわゆる SD) を職業実践専門課程の教職員に提供する取組を行ってはどうか。
- ✓ 特に職業実践専門課程の制度をはじめとして、専修学校関連法制度の理解促進を行う機会の提供も効果的と考えられる。

5.2.4 職業実践専門課程の認知度向上

高校、企業等に向け、職業実践専門課程の認知度向上に資する施策を行うべき。

過年度調査より引き続き、職業実践専門課程の社会一般における認知度が低いことが課題視されている。特に、専門学校に入学する高校生、進路指導担当の高校教員の認知度が低いことが大きな課題とされている。また、卒業生が就職する企業等においても、職業実践専門課程卒業生がどのような強みを持っているのかが伝わっていないのが実態である。このように認知度が低いことは、一部の学校（学科）において、人員を割いて職業実践専門課程の質保証・向上に取り組まれていないという現状の大きな要因となっていると推測される。

したがって、職業実践専門課程の認知度向上は、国として早急に取り組むべき課題といえる。その際、他の学科と認定学科ではどのように差別化されているのかを明確にして、職業実践専門課程の魅力を高校（特に進路指導担当教員）、企業等に向けてそれぞれ伝えていくことが重要である。

5.2.5 フォローアップと他の制度の関係性の整理

高等教育の修学支援新制度、学校評価等の他の制度とフォローアップの関係を整理してはどうか。

- コースの在り方についても整理が必要。
- 分野別の質保証の在り方を検討し、指定養成施設以外の分野別評価を確立すべき。

認定要件充足状況等調査員ヒアリング、都道府県ヒアリングにおいて、フォローアップと他の制度との関係性を整理すべきであるという指摘があった。具体的には、職業実践専門課程として認定を受けている学科単位の下に設けられているコースや専攻の在り方、高等教育の修学支援新制度の機関要件確認作業との関係性、学校評価（特に第三者評価）とフォローアップの位置づけについて、制度間の整理がないままとなっているのではないかと指摘が行われている。職業実践専門課程制度創設以降、フォローアップのサイクルが2周目に入った現在、職業教育マネジメントの観点も考慮しながら、少なくとも専門学校についての各種制度の趣旨を再度整理し、制度間の調整を行うことが重要である。

また、フォローアップにおいて、分野別の取組状況を評価することは職業実践専門課程の制度趣旨からすると過剰と考えられる。したがって、見直し後のフォローアップにおいても分野別評価を導入することは難しいが、分野・業界によって企業等連携の度合いに違いが生じ始めており、実習等や教員研修、教育課程編成における取組状況の格差が拡大しているのが現状である。指定養成規則にのっとり設置されている学科は、分野別の質保証の機会が与えられているが、そうではない学科については分野別の観点から教育の質を担保し、社会にアピールする仕組みが欠けているといえる。職業実践専門課程の質保証の観点から、今後、分野別の職業実践専門課程取組状況を適切に評価するための仕組みの開発が強く求められるといえる。

6. 参考資料

**職業実践専門課程
事例・ポイント集
【改訂版】**

—職業実践的な教育の
さらなる充実に向けて—

はじめに

■ 本書の目的

本書は、「職業実践専門課程」の本来の趣旨を踏まえ、職業実践的な教育をより充実させるためのポイントや、職業実践専門課程の認定を受けた学科（以下、「認定学科」という。）における優れた取組・工夫を広く共有し、同様の取組・工夫を実践する上で参考にさせていただくことを目的に作成しています。

認定学科の皆様におかれましては、自学科における取組の改善や質の向上を目指す際に、本書でご紹介した先進事例をご覧いただき、各専門学校や学科の実情に合わせた取組や工夫を実践いただければ幸いです。

■ 主な読み手

本書は、認定学科の教職員の方、及び、認定学科を有する専門学校の運営責任者等の方々を主たる読み手と想定して作成しています。特に、以下のようなことをご検討中の皆様におかれましては、本資料内のポイントや事例等をご参照ください。

- 認定を受けたばかりで、他の認定学科の好事例を参考にしたい。
- 認定を受けて数年経っているが、教育活動の改善等の効果を感じられていない。
- 職業実践専門課程の要件（以下、「認定要件」という。）を充足するための学校の取組を高度化し、学校運営や教育活動を改善させていきたい。

また、認定学科を有していない専門学校や、認定を受けていない学科の教職員の皆様におかれましても、本資料でご紹介した「職業実践専門課程」の趣旨や認定による効果等をご覧いただき、認定取得についてご検討をいただければ幸いです。

認定要件の詳細や、認定を受ける上で必要となる手続き等に関しては、文部科学省のホームページをご確認ください。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm>

本書の構成

本書は、全体として以下のように構成されています。

「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント **2020年3月改訂** . . . 4

- 「職業実践専門課程」の本来の趣旨と、その趣旨に沿った教育活動等を行うための取組上のポイントを整理しています。

職業実践専門課程の認定による効果 **2020年3月改訂** . . . 5

- 職業実践専門課程の認定を受けたことで、各学科がどのような効果を感じているのか、学科に対するアンケート調査の結果を用いて紹介しています。

「職業実践専門課程」のフォローアップについて **2021年3月改訂** . . . 7

- 職業実践専門課程の認定後に受けるフォローアップについて、その目的を整理しています。また、問題のある認定学科の事例を挙げて説明しています。

認定要件のさらなる充実のためのポイントと事例 . . . 10

- 認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの取組の流れに合わせて実施項目を整理しています。

1. 企業等と連携した教育課程の編成 **2020年3月改訂** . . . 11

2. 企業等と連携した「実習・演習」 . . . 14

3. 企業等と連携した「教員研修」 . . . 16

4. 学校関係者評価 . . . 18

「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント

「職業実践専門課程」は、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科に対して、文部科学大臣が認定を行うものです。このような本来の趣旨に沿って学校運営や教育活動を行うためには、認定学科及び認定学科を有する専門学校において、認定要件に係る取組をより充実させることが求められます。以下では、各認定学科にて取組を充実させるためのポイントを整理しています。

■ 認定学科の特徴に応じた取組の実践

認定要件を形式的に満たすだけでは、学校運営や教育活動の改善は見込めません。それぞれの取組について、各分野や各学科の特徴に応じた独自の工夫を取り入れ、さらに充実させることで、職業実践専門課程の趣旨に沿った学校運営や教育活動が実現されます。

P5以降では、それぞれの認定要件に係る取組をさらに充実させるためのポイントや、実際に各認定学科で行われている事例を紹介しています。

■ 企業等との組織的な連携体制の構築

職業実践専門課程の根幹は、企業等※との連携にあります。取組をさらに充実させる上でも、企業等との連携体制の構築が必要不可欠です。教員の個人的なコネクションによる連携にとどまらず、認定学科や専門学校、あるいは学校法人として、組織的に企業等と連携体制を構築することで、職業実践的な教育活動の質の向上を見込むことが可能となります。また、組織的な連携を維持するには、協定書等の文書を通じた両者の役割分担と責任の明確化が重要となることにも留意が必要です。

※「企業等」とは、「専攻分野に関する企業、団体等」を指します。

■ 認定学科であることを活用した情報提供・広報活動

認定要件に係る様々な取組は、認定学科における学校運営や教育活動の特色の一つであり、職業実践専門課程の認定は社会に向けた教育の質保証となります。また、学校外へ積極的に情報提供を行うことにより、社会への説明責任を果たし、入学希望者及び保護者からの信頼の獲得、関係業界等との連携の促進等の実現につながります。

まずは、「職業実践専門課程の基本情報について（別紙様式4）」に、専門学校及び認定学科の正確な情報や取組をわかりやすく具体的に記載するとともに、毎年度、記載内容を更新することが求められます。その上で、別紙様式4に限らず、様々な方法を用いて認定要件に係る様々な取組を対外的にアピールしていきましょう。

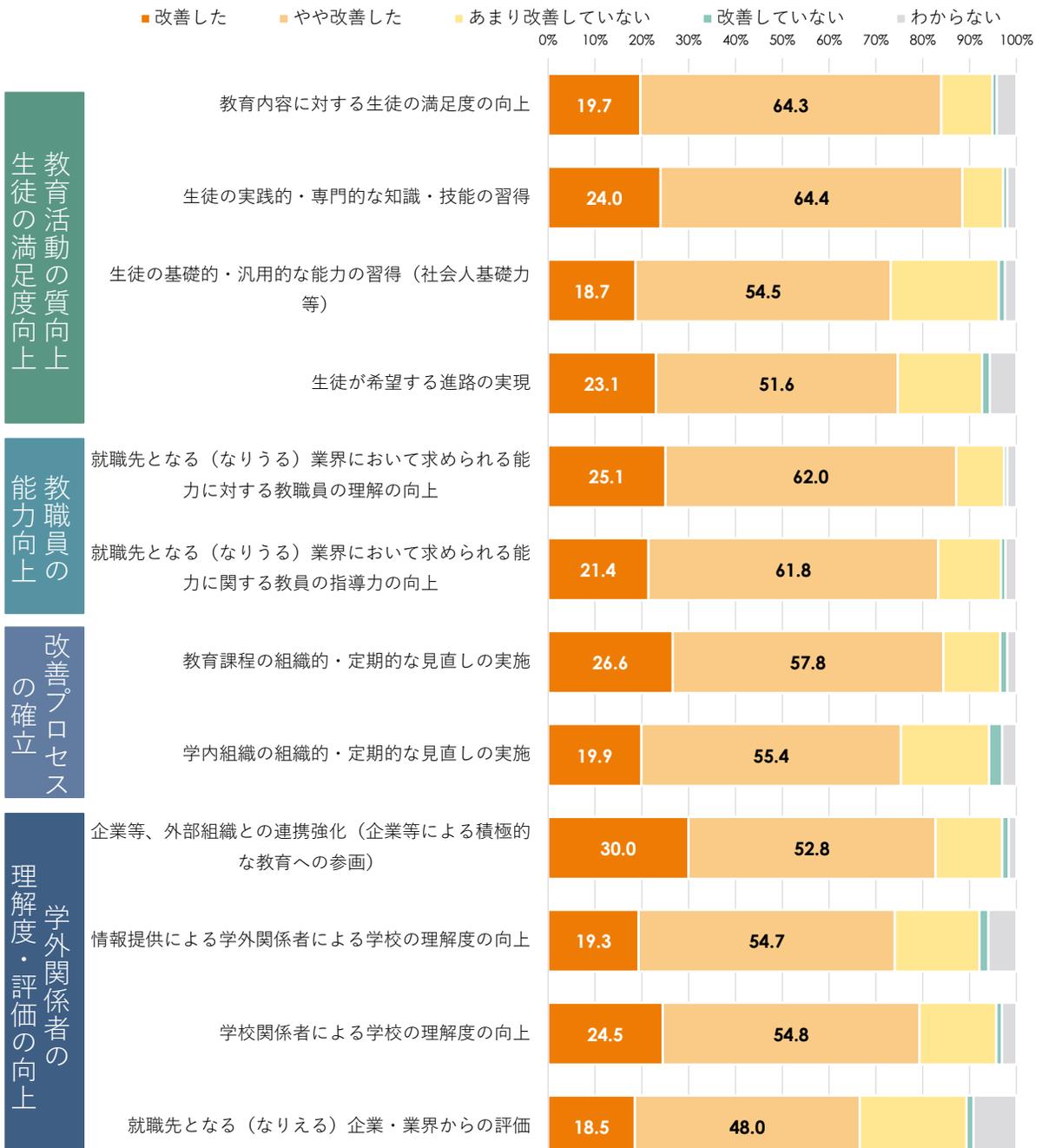
また、情報を提供する対象によって、情報提供の目的や、提供する情報の内容が異なります。高校生、高校教員、保護者、在学生、卒業生、企業など、対象に応じて情報提供の目的や内容を整理して、効果的な情報提供を行うことが重要です。

職業実践専門課程の認定による効果

職業実践専門課程の認定を受けた学校・学科の多くが、学校運営や教育活動の質向上の効果が出ていると感じています。

認定学科に対するアンケート結果によると、多くの学科が「教育活動の質向上・生徒の満足度向上」「教職員の能力向上」「改善プロセスの確立」「学外関係者の理解度・評価の向上」等について、改善効果があると回答しています。

職業実践専門課程の認定を受けたことによる改善状況

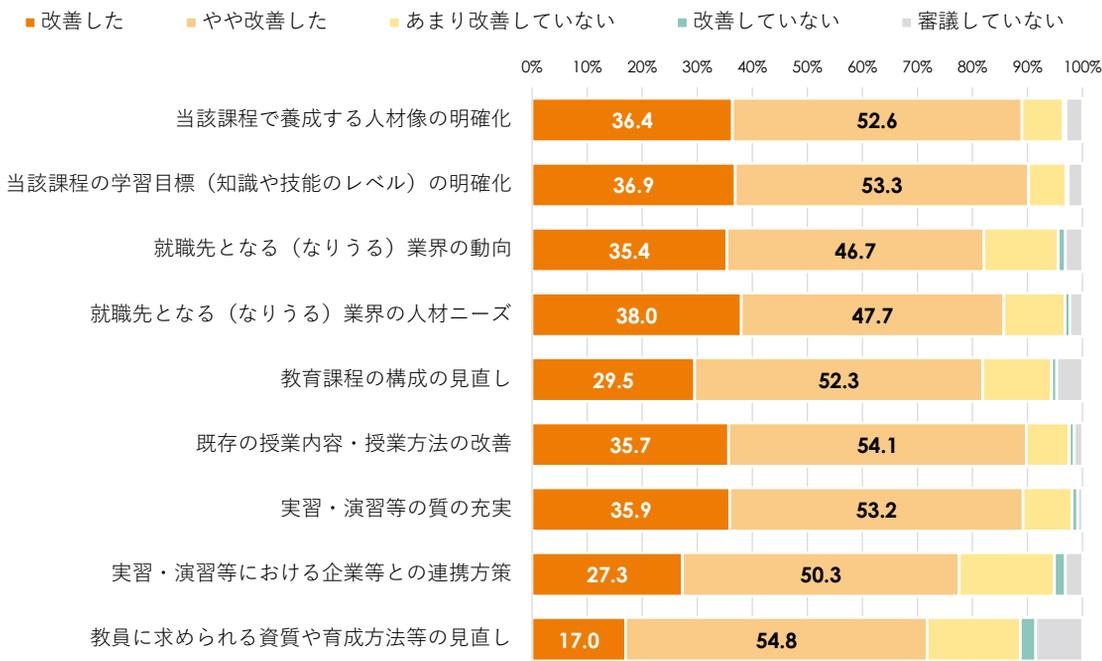


(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

各認定要件に係る取組についても、多くの学科がその要件を充足することで、自学科の教育活動の改善につながっていると感じています。

例えば、教育課程編成委員会を実施することによって、学科の人材像や学習目標の明確化、教育課程・授業内容・方法の改善等について、多くの学科が改善効果を感じています。

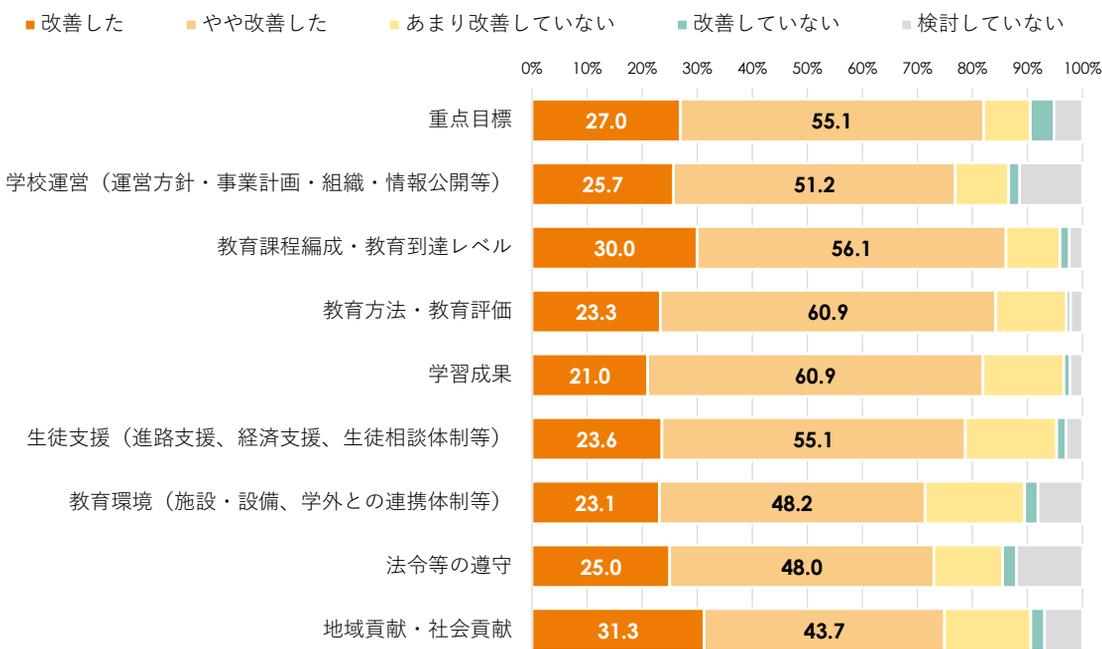
教育課程編成委員会での検討結果に基づく改善状況



（出典）平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

また、学校関係者評価委員会を実施することによって、教育活動や学校運営にかかわる幅広い事項について、多くの学科が改善効果を感じています。

学校関係者評価委員会での検討結果に基づく改善状況



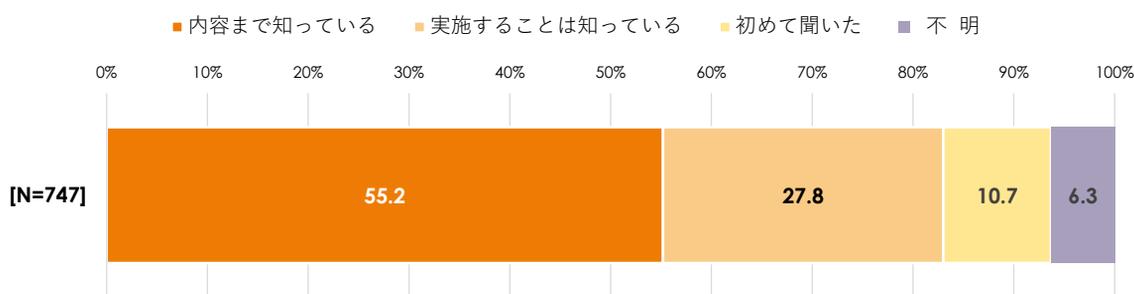
（出典）平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

「職業実践専門課程」のフォローアップについて

「職業実践専門課程」は、「職業実践専門課程として既に認定された専修学校の専門課程が、認定後も引き続き認定要件を満たしているかの確認」（文部科学省事務連絡）、「都道府県知事等は、認定された専修学校専門課程が引き続き上記3の要件に適合していることについて、認定された専修学校専門課程が認定後3年を経過する毎に、別紙様式4により10月31日までに文部科学大臣宛届出」（実施要項）するとされています。これはフォローアップと呼ばれ、職業実践専門課程の質保証上大変重要なプロセスです。

しかしながら、令和2年度「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」では、フォローアップについて認知している学科は以下のとおりでした。したがって、本資料では、改めてフォローアップとは何か、フォローアップで求められることはどのようなことかを説明します。

フォローアップの認知状況



■ フォローアップの目的

フォローアップは、職業実践専門課程が認定要件を継続的に「満たしているか」を「確認」するものです。したがって、まず以下を確実に満たす必要があります。

- 認定要件を形式的に満たしていること。
※本資料では、これを「認定要件を充足している」とします。
- 充足していることを広く社会一般や認定を行った文部科学省へ示すこと。

つまり、充足していると自学科で考えるだけでは不十分であり、それを対外的に説明する責任が認定学科にはあります。

また、充足だけでは不十分といえます。なぜならば、認定要件を形式的に満たしていても、認定要件が求められるところを実現できていないならば、職業実践専門課程制度の趣旨に反し、ひいては職業実践専門課程全体の信頼を損なうことになるからです。

職業実践専門課程として認定要件の趣旨を実現するための取組を行い、職業実践専門課程として質の向上を目指すことを本資料では「実質化」と呼び、全ての認定学科が目指すところとしています。

また、フォローアップにおいて認定学科は、認定要件を実質化するだけでなく、これらの取組を十分に説明する必要があります。求められている資料提出を適切に行わない、資料の内容の記述が正確ではない、社会一般の人々が読んだときに理解しづらい文章になっている等の学科は、フォローアップをクリアすることはできていないといえます。

■ 認定要件を充足できていない事例

それでは、どのような事例や状態がフォローアップで課題となるのでしょうか。以下では、令和元年度及び令和2年度「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」において見られた実際の例をもとに、**問題となる事例**をまとめました。

現在フォローアップは、別紙様式4（職業実践専門課程の基本情報について）の提出によって文部科学省において確認されています。ところが、この別紙様式4で、以下のような問題が見られます。

■ 認定学科の情報を適切に記載できていない

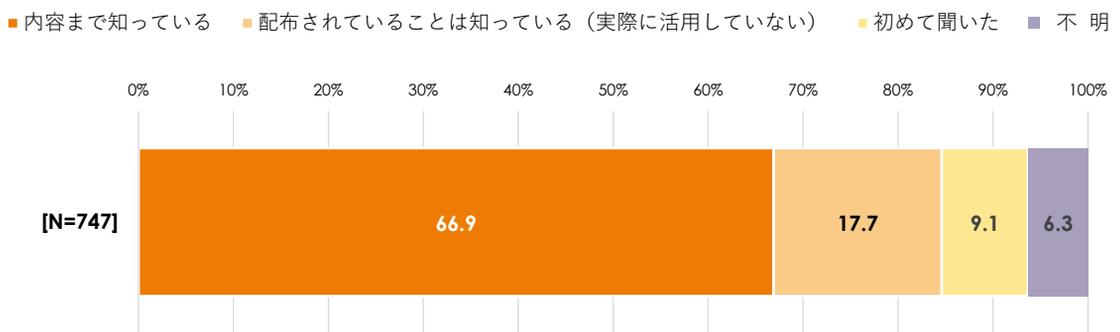
□ 学科の基礎的情報に誤りがある。

- 学校名、認定学科名、生徒総数、教員数等の基礎的情報の誤りが多い。他の認定学科の別紙様式4がコピーされた状態で提出されている事例も見られる。また、過去の記載を不適切に転記している。

□ 別紙様式4の様式が古い、全てのシートが提出されていない。

- 「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」においても、全ての認定学科が別紙様式4の改訂を認知しているわけではないことがわかる。

別紙様式4の様式改訂の認知度



□ 別紙様式4をPDF化する際に、記載されている文章全てが見えるように印刷範囲を調整していないために、文章が途中で切れている。

■ 認定要件を誤解している

□ 教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の委員の条件を理解しておらず、誤った委員会運営がなされている。

- 教育課程編成委員会の委員に学校教員が着任していない。学校関係者評価委員会の委員に校長等の学校教職員が着任してしまっている。

■ 認定要件を充足していない

□ 教育課程編成委員会を年2回開催していない状況が続いている。

□ 教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会を開催する際に、複数学校で合同開催してしまっている。

□ 教員研修について企業等と連携していない。

- 同じ学校法人内のグループで研修を実施している。講師を理事長が務めている。

■ 資料提出が理由もなく遅延する、資料を提出しない

こうした学科については、フォローアップの結果、**職業実践専門課程として不適合となる可能性**があります。

■ 認定要件を実質化できていない事例

フォローアップは、認定要件の充実だけではなく、実質化できているかについても確認する場面であるといえます。しかしながら、以下のような事例では、**認定要件の実質化ができていないかが疑わしい**と考えられます。

■ 認定要件を形式的にしか満たしていない

- 教育課程編成委員会の開催が不適切である。
 - ・ 開催間隔や1回の開催時間が短すぎる。
 - ・ 複数学科まとめて開催すること自体は認められているが、各学科の審議が十分に行われていない。
 - ・ 企業等委員の出席率が低い。

■ 企業等との連携が不十分である

- 教育課程編成委員会において以下のような状態になっており、企業等委員からの意見が表面的、一般的な内容に終始している状況が継続してしまっている。
 - ・ 具体的な議題を設定できていない。
 - ・ 議事進行や会議資料の内容がわかりにくい。
 - ・ 事前に会議内容を企業等委員に共有できていない。
- 企業等と連携して具体的に教育課程編成を行った実績がない。
 - ・ この場合、別紙様式4上の「教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況」の記載が表面的であるケースが多い。
- 企業等と連携した実習等の内容が、職業実践専門課程の趣旨と合致していない。
 - ・ 企業内実習において、実質的な業務を経験させてもらえない。
 - ・ 学科が就職を目指す分野とは直接関係のない実習内容になってしまっている。
 - ・ 企業等からの一方的な知識伝達の間になってしまっている。
- 企業等と連携した教員研修の内容が、職業実践専門課程の趣旨と合致していない。
 - ・ 常勤教員の研修参加率が低い。
 - ・ 学科の内容と関係がわかりにくい内容の研修しか行われていない。

■ 情報公開が不十分である

- 学校ホームページ上、別紙様式4の公開場所がわかりにくい。

■ 別紙様式4をフォローアップで提出する場合に、学内の適切な決裁プロセスを経ていない

- 誤字脱字、記載事項の誤記等が多い資料が提出される。

なお、ここで掲載した充足できていない／実質化できていない事例は代表的なものであり、その他にも課題があるケースが見受けられます。さらに、認定学科としてより質を高めるために、本資料に掲載されている好事例を参考にしてください。

また、認定学科のPDCAサイクルを検討する上で、以下の資料が参考となります（今後改訂等で掲載資料が更新される可能性があります）。

■ 令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果 「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」

文部科学省ホームページ

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/006800.html)

■ 全専各連「職業実践専門課程」指針

全国専修学校各種学校総連合会ホームページ

(https://www.zensenkaku.gr.jp/shokugyo_jissen_shishin/index.html)

認定要件に係る取組のさらなる充実のためのポイントと事例

P11以降では、認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの取組の流れに合わせて実施項目を整理しています。そして、各認定学科において取組をさらに充実させるために参考となるような、実施事項ごとの実施上のポイントや各認定学科の事例を多数紹介しています。

1. 企業等と連携した教育課程の編成 …… P11
2. 企業等と連携した「実習・演習」 …… P14
3. 企業等と連携した「教員研修」 …… P16
4. 学校関係者評価 …… P18

■ 各ページの構成

P11以降の各ページは、実施項目ごとに以下のように構成されています。



「実施上のポイント」では、各認定学科にて当該取組を行う際に意識することが望ましい視点や考え方をポイントとして紹介しています。

「各認定学科の事例」では、様々な専門分野の認定学科において行われている取組の概要や背景、特徴的な工夫、効果等を紹介しています。

なお、P11~13の「1. 企業等と連携した教育課程の編成」については、各実施項目の間に、取組上特に重要な点を「重要ポイント」として紹介しています。

※職業実践専門課程の認定要件のうち「情報提供」に関しては、

文部科学省「[情報公開を活かした専修学校の質保証・向上に向けて](#)」をご参照ください。

<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1387022_0101.pdf>

1 企業等と連携した教育課程の編成

企業等委員から教育課程編成に有益な具体的意見を得るためには、事前の情報提供や、要点を絞った効率的な委員会進行・運営、学校の実情を知る機会の提供等を通して、教育課程編成委員会（以下「編成委員会」とする。）への積極的な参画を得るとともに、意見を述べやすいよう議論を誘導することがポイントとなる。

編成委員会の設置

- 編成委員会の設置及び運営に必要な規程や文書等を整備し、教職員に周知する
- 原則として、学科単位で編成委員会を設置する

取組や工夫

- 編成委員会の位置づけと役割について学内規程で定めた上、当該規程をサーバーで保存し、学内の教職員全員が閲覧できるようにすることで、同委員会の存在やその意義について学内周知を徹底している。〔IT系学科〕
- 企業等委員の確実な参加、個々の学科の教育課程等に関する議論時間確保のため、学科ごとに編成委員会を設置し、企業等委員と調整して学科別に開催日等を設定している。〔医療系学科〕

企業等委員の選任・協力確保

- 得たい意見を明確にし、それらの意見をいただける企業等委員を選任する
- 企業等委員に積極的に参画してもらうための関係性を構築する
- 職務経験や地域性も勘案してバランスの取れた企業等委員の構成とする

取組や工夫

- 関連のある業界団体を通して、適任者の推薦を得ている。学校からは、業界全体を俯瞰できる人材の紹介を業界団体に依頼している。これにより、業界動向や人材ニーズ等、教育課程編成に直結する意見が得られるとともに、優れた委員の継続的な確保につながっている。〔IT系学科〕
- 現場経験が長く業界を俯瞰できる方から現在最前線で活躍されている方まで、幅広い職務経験の方々に委員に就任いただくことで、多様な視点からのご意見をいただいている。〔デザイン系学科〕
- 企業等委員への就任依頼の際には、優秀な人材を早期に発見できること、教育課程に企業側の意見を反映することができること等、企業側のメリットを伝えている。〔IT系学科〕
- 地元の有力企業からだけでなく、業界の企業が多数存在する都市圏からも企業等委員に来ていただき、業界の中心地ならではの情報を提供していただいている。〔商業系学科〕
- 外部委員として、高校の元校長や、実務経験のある卒業生等、学校として意見を得たい方にも就任いただいている。これにより、高校側のニーズや卒業後の状況等を踏まえた意見をいただくことができている。〔商業系学科〕

重要ポイント①

関連業界の現状や人材ニーズの変化を把握している方を委員に選定

- 編成委員会は、関連業界がどのように変化しているか、実際の企業等の現場においてどのような人材が求められているか等について、学外から意見を得られる貴重な機会です。
- 例えば、一つの企業の方に継続的に委員を依頼しつづけるのではなく、定期的に委員の属性を見直すなど、広く業界の動向を収集できる体制を検討しましょう。
- また、率直な意見を伝えてくれる方に就任いただくことも重要です。現場で実際に専修学校卒業生と接し、人材ニーズを具体的に持っている方に委員就任を依頼しましょう。

編成委員会実施前の準備

- 企業等委員から意見を得たいテーマを学科・学校内で事前に検討し、編成委員会の議題を設定する
- 企業等委員に対して、教育課程や学生の学習成果等を事前に共有し、理解を深めてもらう

取組や工夫

- **編成委員会の議題は、学科内検討と学校内検討というプロセスを通して設定**している。学科内検討では、学科長が教員・非常勤講師らの意見を聴取し、議題案を作成する。学校内検討では、その議題案をもとに、校長・副校長・教育部長らと各学科長が1時間の面談を行い、編成委員会の議題としての適切性を検討している。学科内検討では保守的な議題案が挙がりやすいが、**校長らが面談を行うことで、業界動向等を踏まえた教育課程の改善につながるよう促している**。〔IT系学科〕
- **学科内での事前の検討を踏まえて、毎年異なる重点テーマを設定し、開催1か月前～2週間前**には企業等委員に重点テーマを伝えている。これにより、毎回の編成委員会で企業等委員から新しい意見を伺うことができている。〔IT系学科〕
- 編成委員会の**開催1か月前**には、企業等委員に議題と関連資料を送付している。**教育課程の一覧や学則、便覧を送付し、重点的に見ていただきたい部分について伝えている**。〔教育系学科〕
- **学生の作品展示会等に企業等委員を招待し、普段から学習成果等を見ていただく**ことで、編成委員会当日も、現場のニーズを踏まえた具体的な改善案等をいただいている。〔デザイン系学科〕

重要ポイント②

企業等委員から意見を得たいテーマを事前に設定・告知

- 学外の企業等委員は、専修学校ならではの教育の取組や、学科の教育内容について十分把握していない場合もあります。そのため、テーマや議事が具体的に設定されていなければ、委員も意見を出しづらく、結果として、有益な意見が得られない場合もあります。
- そのような状況を防ぐために、編成委員会実施前に、学内での議論のもと、どのような点に関して意見をいただきたいかについて、テーマや議題として事前に設定するとともに、企業等委員の方々に事前に告知しておくことが望ましいです。

委員会時の進行・運営

- 企業等委員から教育課程編成に役立つ意見を得るための委員会進行を心がける
- 企業等委員からの意見の反映状況を報告し、さらなる改善につなげる
- 委員会当日、企業等委員に学校の状況や学生の様子を把握していただく機会を設ける

取組や工夫

- 当日配布の資料には、議題や補足情報、**前回編成委員会で得た意見に基づく学校・学科の取組状況**を記載している。**企業等委員に取組の進捗や成果を報告して再度意見をいただく**ことにより、**教育課程編成の調整が可能になる**。〔IT系学科〕
- 企業等委員に意見を伺う際は、**学校の意図や目的等をなるべく具体的に説明している**。これにより、一般論にとどまらない、**学校・学科の状況を踏まえた実践的な意見**をいただきやすくなる。〔IT系学科〕
- 編成委員会の開催時には、**学生の作品を用意したり、授業の一環として学生が運営している店舗を訪れたり**して、学生の成果物等を企業等委員に見ていただいている。**実際に成果物を見ながら議論する**ことで、学生の学習到達度や制作プロセス等について、企業等委員からより具体的な意見をいただくことができている。〔デザイン系学科〕
- **カリキュラム編成にかかわる副校長が編成委員会に参加している**。その結果、外部関係者の意見が学校幹部に直接伝わるようになり、**より迅速にカリキュラムの改善に活かされるようになった**。〔医療系学科〕

検討結果の教育課程編成への活用

- 自校のカリキュラム検討プロセスと連動できる日程で編成委員会を実施する
- 編成委員会での意見等を教育課程等に反映するプロセスを明確にする
- 意見を反映しやすい部分から着実に教育活動を改善する
- 実際に教育課程を改善する際にも企業等委員に協力を得る

取組や工夫

- 従来のスケジュールでは次年度のカリキュラムに編成委員会の意見を反映しづらかったため、現在は2回目の編成委員会の実施時期を早め（12月）、**次年度のカリキュラムの素案ができた段階で編成委員会を実施している。**〔ゲーム系学科〕
- 編成委員会で得た意見を学科内で検討し、「**カリキュラム変更提案書**」を作成している。「**カリキュラム変更提案書**」は**企業等委員の確認ののち、カリキュラム編成委員会に提出し**、検討の上、問題がなければ**学則に反映している。**〔IT系学科〕
- カリキュラムの根本的な変更は容易ではないため、編成委員会で得た意見を個々の科目の**シラバスに反映したり、教育課程外の外部講習等を学生に紹介したりする等、可能な部分から着実に改善している。**〔医療系学科〕
- 企業等委員から、アート作品制作への注力や海外を視野に入れることへの意見をいただき、台湾の私立大学との姉妹校提携を実現した。台湾とパッケージデザインの合同授業を実施する際には、**企業等委員の協力を仰ぎ、商品を提供していただく企業との連携を実現した。**〔デザイン系学科〕

重要ポイント③

編成委員会を、学内のカリキュラム検討・改訂プロセスに組み入れる

- 企業等委員から有益な意見を得られたとしても、当該意見を学内でさらに検討する機会を設けなければ、その意見をカリキュラムや科目内容に反映させることはできません。
- 企業等委員の意見を有効に活用するには、カリキュラム・科目内容を固める学内のプロセスに、編成委員会を組み入れる必要があります。例えば、次年度のカリキュラム・科目内容（シラバス）の検討前に委員会を実施することなどが望ましいです。

事例1

事前の議題と情報共有で 企業等委員からの確かな意見を聴取

これまでは、企業等委員に対して事前に議題を知らせることができていなかったため、委員会当日にその場で思いついた意見をいただくことしかできなかった。しかし、**各回の委員会で重点的に議論したいテーマを予め学校で設定することで、一般的な議論に落ち着いてしまうことを防ぐとともに、議題と関連情報を開催1か月前～2週間前に企業等委員に知らせる**ようにしてから、**企業等委員からの確かつ具体的な意見をいただけるようになった。**最近では、カリキュラム変更の半数以上は、編成委員会での検討をもとに行われている。〔IT系学科〕

事例2

学科ごとに編成委員会を設置し より実のある委員会に

従来は全学科（4学科）合同の編成委員会を設置していたが、日程が合わず多くの企業等委員が欠席したり、他分野の参加者がいることで企業等委員が発言を遠慮してしまったりといった課題があった。そこで、年間の開催回数と所要時間は変えずに、**学科単位で編成委員会を設置**するよう変更した。これにより、**全企業等委員が参加可能な日程で委員会を開催**できるだけでなく、**一人当たりの発言機会も増加した。**さらに、**同分野の参加者が集まることにより議論も深まり、以前よりも実質的な話し合いが実現している。**〔医療系学科〕

2 企業等と連携した「実習・演習」

企業等と連携した「実習・演習」（以下「実習」）を充実させるためには、連携企業等（以下「企業等」）との細やかな情報共有と学生への手厚いフォローが重要である。企業等とは、実習内容の計画や実施中の状況確認、実施後の改善点聴取の機会を確実に設けてPDCAサイクルを回し、学生に対しては、実習の振り返りを行い、学びを定着させることがポイントとなる。

企業等の選定・協力確保

- 非常勤講師に適した人材の選定のため、企業等と相談し適任者の推薦を受ける
- 実習内容以外にも、実習実施時の負担や利便性等を考慮して実習先を選定する<学外実習>

取組や工夫

- 指導能力のある非常勤講師の確保のため、企業の幹部等を訪問し適任と思われる職員を推薦いただく。推薦された職員とは面談を通して適性を判断し、非常勤講師を依頼している。〔商業系学科〕
- 長期の学外実習において、学生が無理なく実習を受けられるよう、学生の居住地から近い実習先を選定し、割り当てている。〔栄養系学科〕

実習・演習の設計・実施

- 実習内容や指導方針は、企業等と事前に相談し、詳細な設計や平準化を図るとともに、実施中も定期的に打ち合わせて調整する
- 非常勤講師との打合せ内容は、他企業からの非常勤講師とも共有し、実習間連携を円滑化させる
- 学生が実習をよりよく活用できるよう、事前準備を充実させる
- 業界のトレンドや学生のニーズを反映した実習を実施し、学内の講義では得られない学習機会を提供する<学外実習>

取組や工夫

- 学内実習実施の半年程度前から企業等との打合せを開始し、3か月程度前には具体的な内容やスケジュールを調整する。特に、現在学生に不足している能力を学校が企業に知らせ、それを踏まえて実習内容を設計している。実施中も、各回の実習終了後に連携先企業とその回を振り返り、次回以降の内容や指導へ反映している。〔IT系学科〕
- 学外実習実施前に、企業等の実習担当者に対する「実習指導者会議」を行う。最低限実施していただきたい研修内容、前年度の実習における課題、当年度の実習受講生の情報等について共有し、複数の実習先における実習内容を平準化している。〔医療系学科〕
- 企業等から派遣されている非常勤講師らと学科長が日常的にコミュニケーションを取り、学生の様子の共有や実習内容の検討、他実習との連携調整を行っている。議論の内容はSNSのグループを通して他の非常勤講師とも共有し、実習間の連携や実習内容の改善を円滑化している。〔IT系学科〕
- 学外実習の実施前に、学校附属の施設において、合計5日程度の体験実習を実施する。現場で求められるコミュニケーションや技能、実習記録の付け方等を事前に体験しておくことで、本番の実習の教育効果を高めている。〔教育系学科〕
- 教員主導で卒業生や学生からニーズを聴取し、教員の指導計画等とすり合わせて学外実習の内容を決定している。これにより、カリキュラムに含まれていないが業界のトレンドとして重要な項目を補完することができている。〔医療系学科〕

実習・演習の充実

- 実習内容に関して学生が報告・反省する機会を設け、実習での学びを定着させる
- 教職員が積極的に実習先へ訪問・連絡し、実施状況を確認する<学外実習>

取組や工夫

- 学外実習を終えた学生には、グループごとにプレゼンテーション資料と報告書を作成させ、他の学生や教員、業界関係者の前で、実習内容や成果を報告させている。この報告会・反省会は、学生自身が実習内容を振り返り、今後の学習に活かすよい機会となっている。〔栄養系学科〕

- ・学外実習中の学生の状況や実習内容を監督するため、**実習開始前と実習中に1回ずつ実習先に学科の教員が訪問し、実習担当者との情報共有を行っている**。定期巡回以外にも、問題発生時には教員が実習先に訪問する等して迷惑がかからないよう注意し、関係性維持に努めている。〔医療系学科〕

成績評価に当たっての企業等との連携・情報共有

- 企業等からの報告だけでなく、実習先での学生の様子を学校側が実際に把握する <学外実習>
- 学校がガイドライン等を準備し、企業等による評価基準を統一する

取組や工夫

- ・学外実習の成績評価は、連携先企業等による評価と学校による評価を組み合わせる。学校による評価を行う際も、**教員による実習先での訪問指導、実習の様子の観察、実習担当者との話し合い等を通して、企業等から積極的に情報を得る**ようにしている。〔教育系学科〕
- ・学外実習について、**成績評価に関する規程も含めたガイドラインを作成しているほか、地域の同分野の養成校間で連携し評価基準等を設定している**。例えば、教育協議会がある学科では他校と情報共有を行い、実習の評価基準や実施要項、実習先への謝礼額等も決定している。〔医療系学科〕

成績評価の結果を踏まえた実習・演習の改善

- 実習担当者や関係者から意見聴取する機会を設ける
- 学生アンケートを実施し、担当教員や講師にフィードバックする

取組や工夫

- ・半期に1度、非常勤講師から、**学内実習のコマ単位の実施報告や意見等を記入した「講義終了報告書」を提出してもらう**。「講義終了報告書」の内容は**教務会議や学科会議で検討し、フィードバックするとともに、実習の改善に活かしている**。〔商業系学科〕
- ・企業等の関係者数十名を集め、**1時間程度の「実習懇談会」を開催し、グループワークを通して、学外実習の運営方法や学生の実習結果に対する意見を交換・発表**していただいている。いただいた意見は、学校の実習担当の教職員が次回の実習や学生指導に反映している。〔教育系学科〕
- ・学外実習後には、**実習先と実習に参加した学生に対してアンケートを実施し**、学生の学習到達度、実習における課題、追加で実施すべき事項等を質問している。**アンケートの結果は次年度の「実習指導者会議」の際にフィードバックしている**。〔医療系学科〕

事例1

PDCAを一元管理する組織を設置し効果的な実習を実現

職業実践専門課程の認定を受けた際、企業等との連携強化や即戦力育成に向けたカリキュラム編成のため、「職業実践教育推進課」という部署を設置した。実習については、就職指導や実習指導の教員、実習実施学年の担任教員らからなる「**学外実習委員会**」を上記の課内に常設しており、**連携先の選定や、学生の事前指導・訪問指導、実習後の報告会・反省会の開催を行っている**。実習実施学年の担当教員が委員であるため、学生の能力や特性、ニーズ等を把握しやすく、企業からの指摘も指導に直接反映できる。**委員会がPDCAを一元管理する**ことで実習の効果が上がり、企業から低評価を受ける学生もいなくなった。〔栄養系学科〕

事例2

実習先への事前説明会とガイドライン提示により、実習運営のばらつきを軽減

実習は教育の一環であるが、適切な指導なしに学生を助手として利用するような実習先も以前は存在した。このような実習先によるばらつきを軽減するため、実習実施前に連携先企業等の**実習担当者に対して実習指導者会議**を行い、最低限実施していただきたい研修内容を伝えとともに、学校が実習の**ガイドラインを作成**して実習先に参照いただいている。また、評価時には**学校が作成したルーブリック※の使用**を依頼しており、評価基準のばらつき軽減も試みている。〔医療系学科〕

※学習到達度測定のための項目と各項目の水準を示したものの成績評価のほか、教育課程や指導計画の立案、履修指導等にも活用できる。

3 企業等と連携した「教員研修」

企業等との連携により教員研修の効果を高めるためには、研修テーマに関して学科や学校内において事前に十分な検討を行うこと、当該テーマの研修を提供できる企業等を選定し、連携すること、企業等との事前の調整により研修内容を具体化させることが重要である。加えて、教員が主体的に参加できる環境を整えることがポイントとなる。

研修計画の策定

- 教員が身につけるべき能力等を明確化し、それに連動する形で教員研修を計画する
- 学科や学校、あるいは学校法人として必要となる研修内容について方針を定めた上で、年間の研修計画を策定する
- 外部講師による学内研修の場合は、できる限り教員が参加しやすい日程で実施できるよう計画する

取組や工夫

- 学内で作成した教員育成のマニュアルにおいて、教員として身につけるべき能力（クラスマネジメント力、進路指導力など）を明確にし、それらの能力の養成に資する研修を実施している。また、当該能力の習得状況を人事評価における評価対象とすることで、研修へのインセンティブを高めている。〔商業系学科〕
- 学校法人全体と学校で、それぞれ教員研修を計画・実施している。特に指導力向上のための研修は、毎年度、学校法人や教育界全体の課題をもとに研修テーマを設定し、学校法人全体の教員に対して実施している。〔デザイン系学科〕
- 研修テーマを選ぶ際には、「実習・演習に活かすことができる」ということを重視している。昨年度も、実習・演習で行っているテーマと同じ内容を研修としても実施し、得た知見は学内の実習・演習で学生にフィードバックできている。〔栄養系学科〕
- 外部講師の派遣による指導力向上のための学内研修を、夏季休暇期間である9月頃に実施することで、できる限り全ての教員が参加できるようにしている。企業等との日程調整も必要となるため、当該年度が始まる前には連携企業を選定した上で、教員が参加しやすい日程を実施日として設定している。〔商業系学科〕
- 本来はカリキュラムや科目内容の検討を行う機関である編成委員会において、専門分野に関する研修内容についての議題とし、研修プログラムを振り返る機会としている。〔商業系学科〕

企業等の選定・協力確保

- 学校として実施したい研修を提供できる企業等を選定する
- 事前に企業等と打合せ等を行い、学校側が希望する研修内容となるように調整する

取組や工夫

- 指導力向上のための研修は、学校法人や学校としてテーマを定めた上、当該テーマを実施できる企業等を選定している。企業等には学校から研修内容についてリクエストし、学校として実施したい研修となるように調整していく。〔商業系学科〕
- 学科側で、独自に技術研修の内容を企画した上で、その研修に協力いただける企業と連携しながら研修内容の詳細を検討している。研修実施前には、企業との打合せ機会を設け、企業側に協力いただける内容について確認している。小規模企業では学科として求めている研修内容を十分に提供できないため、比較的大規模で、かつ研修のノウハウがある企業に連携を依頼している。〔IT系学科〕
- 企業等選定後、事前に来校してもらい、研修内容をすり合わせる。企業からの提案をベースにしながら学校としての要望を伝え、学校として必要としている内容の研修を実現している。〔栄養系学科〕
- 学校内の実習関連設備を、地域の利用希望者に無償で提供している。それを活用して、地域の様々な関連分野の団体が研修会を学内で実施しており、当校教員は幅広い内容の研修に参加する機会を得ている。〔医療系学科〕

教員研修の実施

- 個々の教員の研修受講状況を管理しつつ、主体的な研修参加を促す仕組みを整える
- 外部研修の開催状況について随時情報収集し、必要に応じて参加できる環境を整える
- 特に指導力向上のための研修については、非常勤講師に対しても研修参加機会を設ける

取組や工夫

- 全教員に、研修受講報告書と次年度の研修受講計画書を提出させるとともに、学内に教員研修担当を設置し、教員の研修受講状況の管理や、個々の教員が作成する研修計画に関してのアドバイス等を行っている。これにより、全教員の研修の実施状況や、教員研修において生じている課題、教員側の受講ニーズを把握することができるとともに、個々の教員が主体的に研修内容について考えることができている。〔IT系学科〕
- 学校法人本部からの紹介や学内での提案、研修実施企業等からの案内等により、外部研修に関する情報が時期に関わらず随時入ってくるため、その都度受講要否を判断し、年間の研修スケジュールを見直している。〔美容系学科〕
- 指導力向上の研修については、常勤教員に対して全員参加を義務付けるとともに、非常勤講師も任意で参加可能としている。また、常勤教員とは別に、非常勤講師のために別日程での実施を企画する場合もある。〔商業系学科〕

次年度以降の研修の改善

- 受講した教員からのフィードバック等を踏まえて改善事項を検討し、来年度以降の研修に反映させる
- 教育課程編成委員会や企業等と連携した実習・演習の結果等を教員研修にも反映させる

取組や工夫

- 外部研修に参加した教員には、研修終了後に研修内容の発表と報告書提出を義務付けている。それを通して、参加していない教員にも得られた知見等をフィードバックするとともに、当該研修の来年度以降の実施要否について検討している。〔商業系学科〕
- 学生向けに実施している業界の最先端の知識や技術に関する講義・実習について、教職員でも学ぶべき内容であると判断した場合には、次年度以降は教員の研修として、同じ企業等に依頼し、内容を一部変更しながら実施している。〔栄養系学科〕
- 外部研修を受講した教員は、関連資料と簡単な報告書を校長に提出しており、学校側で研修内容を把握できている。全教員が受けるべき研修だと判断された場合は、全体研修として学内で再現するなどして、研修内容の共有を行っている。〔美容系学科〕

事例1

長期間の事業所派遣を通して得た経験を学生指導に活用

現場経験が必要な若手教員を中心に、専門分野における企業の事業所に3週間程度派遣して、他の職員と同様に現場での業務を経験してもらう。派遣した教員は、現場の業務内容や雰囲気を変えて実感することができ、就職指導や学内実習の指導の際に、学生に対して現場の実情を踏まえた指導を行うことができている。職業実践専門課程の認定前から実施していたが、認定時に「専攻分野の実務に関する研修」とみなした上で、さらなる質の向上のため、研修内容への学校側の意見の反映等に努めている。〔栄養系学科〕

事例2

地方部の学校でも専門分野の最先端の研修機会を確保

学校所在地が地方部であり、特に「専門分野の実務に関する研修」については、連携できる企業等が学校周辺では限られるため、企業等連携による研修実施の機会を積極的に探している。例えば、首都圏の企業が学校所在地に訪問する際に合わせて研修を実施いただくよう依頼するほか、学生の東京訪問の際に、引率する教員には、東京で開催されている専門分野の技術研修に自主的に参加してもらうように指導している。地方では受講できないような業界の最先端の研修に参加することができるとともに、移動等に係るコストも削減できている。〔デザイン系学科〕

4 学校関係者評価

学校関係者評価を行う上で、自己評価委員会の設置やアンケート等を実施することにより、前提となる自己評価を充実させることが求められる。加えて、学校関係者評価委員会（以下、「評価委員会」）では、学外の委員を中心とした委員会進行や報告書の作成等を行うことで、学校関係者評価委員会の主体性を確保し、自己評価の客観性・透明性の向上につなげることが重要である。

学校評価については文部科学省「[専修学校における学校評価ガイドライン](#)」及び「[学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～](#)」も併せて参照されたい。

自己点検・評価の実施

- 学内で自己点検評価委員会等を設置することで、組織的に自己点検・評価を実施する
- アンケート等を活用し、定量的かつ客観性が担保された評価を実施する

取組や工夫

- 学内の教職員計4名からなる**自己点検委員会を設置**し、夏頃に約2か月間で自己点検を実施している。評価項目ごとに学内の現状を調査し、評価基準を満たしているか判断する。その上で、校長の承認を得て、最終的な自己点検結果を確定させている。（デザイン系学科）
- 自己評価として、**教職員に対してアンケートを実施**している。アンケートは各評価項目に対して5点満点で回答する形式であり、**各評価項目の平均点を自己評価の結果として活用**している。（医療系学科）

評価委員会の設置

- 学内の諸規程において評価委員会の役割や運営方針等を明確に定める
- 評価委員会を複数回実施すること等を通して、十分な議論時間を確保する

取組や工夫

- **評価委員会に関する要領を作成し、評価委員会の運営方法等について定めている**。また、学園の組織規程の中でも、学内組織の所掌事務の一つとして「評価委員会に関すること」を規定している。（医療系学科）
- 評価委員会を**9月と2月の年間2回実施**している。1回目では自己評価結果についての議論を行い、学校関係者評価の結果を確定させている。2回目では、評価項目に限らず、時宜に合わせた議論テーマを設定し、各評価委員から意見をいただいている。（医療系学科）

評価委員の選任・協力確保

- 多様な視点からの意見を得るため、様々な分野の方に評価委員への就任を依頼する
- 評価委員会以外の場面でも、評価委員と学校の教育活動等との接点を作り、学校の教育活動等への理解を深めていただく

取組や工夫

- **地域の関係者として、町内会長に評価委員を依頼**している。学内実習の際に町内会の方々に協力を仰いでいるほか、ボランティア活動を協力して行う場合もある等、学科の性質上、町内会とは密接な関係性があるために、評価委員を依頼するに至った。（医療系学科）
- **関係の深い高校の進路指導担当教員に、評価委員を依頼**している。**自校の生徒の進学先として適切かという観点から**、当該分野の将来性等について指摘を受けており、実際に、指摘を踏まえて奨学金返済プランを学内で作成した。（デザイン系学科）
- 評価委員には、**学校が主催する展示会等のイベントに普段から参加していただいている**。これにより、**学校と評価委員との関係性を構築できている**ほか、**学校の教育活動等への理解が深まり**、より具体的な改善提案につながっている。（デザイン系学科）

評価委員会の運営

- 評価委員会実施前に、自己点検・評価結果を評価委員に送付し、事前の確認を得る
- 評価委員会の進行や報告書の作成においては、評価委員会の主体性を確保する
- 評価方法や評価基準の明確化等を通して、評価の客観性を高める

取組や工夫

- 評価委員会の1か月半程前に、自己点検評価報告書を、学校の評議員・理事、教育課程編成委員会委員、評価委員等に送付し、各人から事前に意見を得ている。得られた意見は、学校側で集約し、その集約した結果を各評価委員に事前送付している。評価委員会では、集約結果を踏まえて作成した評価結果報告書の第一案をもとに、さらに具体的な意見を得て、評価委員会後に報告書案の修正を行っている。〔医療系学科〕
- 評価委員会の自主性・主体性の担保のために、委員長を評価委員の中から互選によって選任している。また、評価委員会は委員長が司会進行を行い、学校の教職員はオブザーバーとして学校の各種活動についての説明や委員からの質問に答えるのみである。〔医療系学科〕
- 評価項目ごとに、A,B,Cの3段階で評価しており、段階ごとに評価基準を設定している。具体的には、「A改善等を実施している（実施済み）」「B改善等を進めている（実施中）」「C改善等を今後検討する（未実施）」という基準を設けている。〔医療系学科〕

学校経営・教育活動等の改善

- 評価結果を教職員に共有し、評価結果が芳しくない評価項目については着実に改善する
- 評価結果は来年度以降の自己点検・評価にも反映させ、評価全体の質を向上させる

取組や工夫

- 学校関係者評価結果は、評価委員会にオブザーバーとして参加している校長や学科長を中心として、学内の教職員に周知している。〔医療系学科〕
- 評価項目のうち、評価基準を満たしていない項目を、学内の教員会議等の場を利用して教員に周知し、その項目の改善を促している。教員も意識的に評価項目に係る業務の改善に努めることができている。〔デザイン系学科〕
- 学校法人が各専門学校における学校関係者評価結果を集約し、その集約結果を受けて次年度以降の自己点検の評価項目を変更している。それにより、継続的な評価や改善につながっている。〔デザイン系学科〕

事例1

2回の評価委員会実施により 精度の高い学校関係者評価を実施

学校法人全体の方針により、評価委員会を2回開催している。1回目では、自己評価結果を提示・説明し、評価委員との質疑応答を行う。2回目は、1回目の評価委員会を踏まえて、学校関係者評価結果の素案を学校として作成し、評価委員の方々に確認・修正いただく。2回の議論を通して、十分な自己評価結果の説明や質疑応答を踏まえた精度の高い学校関係者評価を実施できており、学校側としても評価結果を意識しながら改善に係る取組を実施できている。〔医療系学科〕

事例2

評価結果報告書のフォーマットを統一し 毎年度の改善状況を明確化

学校関係者評価結果報告書のフォーマットを作成し、毎年度同じフォーマットを利用している。フォーマット中には、評価項目ごとに、「意見・改善を要する事項」「意見等に対する取組・改善状況」「評価」の項目を設け、評価委員の意見や学校の改善に係る取組を踏まえ、毎年度追記・更新している。評価項目についても、前年度を踏襲しつつ、評価委員会での指摘を踏まえて更新している。前年度からの改善点がわかりやすく、継続性のある学校関係者評価の実施につながっている。〔医療系学科〕

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

TEL：03-5253-4111（代表）

<http://www.mext.go.jp/>

本書は、文部科学省委託事業として三菱総合研究所が実施した

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の成果を取りまとめたものです。

2019年3月作成
2020年3月改訂
2021年3月改訂

【職業実践専門課程】
フォローアップ関連業務における
チェックポイント
【都道府県向け】

はじめに

■ 本資料の目的・趣旨

本資料は、各都道府県において、職業実践専門課程の認定を受けた学科（以下「認定学科」）のフォローアップ関連業務を行う際に参考にしていただくことを目的に作成しています。

職業実践専門課程のフォローアップにおいて、都道府県は、所管の認定学科の資料をまとめ、全ての学科の情報を取りまとめて提出いただくという役割を担っていただいています。学科提出資料や資料の取りまとめ方に不備がある場合には、認定学科がフォローアップを受けるのに時間がかかる、資料の再提出が必要になり国と都道府県の行政コストがともに増大するなどの問題が生じてしまいます。

また、一部の学科の提出資料が遅延したなどの理由で、当該都道府県の全ての学科の資料提出が著しく遅延した例も見られました。円滑な資料提出が可能になるよう、日頃から所管の認定学科とのコミュニケーションを持っていただくことも有効かもしれません。

都道府県の所管課の皆様におかれましては、フォローアップ関連業務を実施される際に、本資料でご紹介したチェックポイントをご確認いただき、効率的なフォローアップの実施にご協力いただければ幸いです。

■ 主な読み手

本資料は、各都道府県において、専修学校の職業実践専門課程のフォローアップ関連業務を担当されている方々を主たる読み手と想定して作成しています。

■ 注意事項

本資料は、文部科学省令和2年8月18日付事務連絡「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続について（依頼）」をもとに作成しています。本資料で扱う提出資料の資料番号や名称については、年度により異なる可能性がありますのでご注意ください。

本資料で扱う提出資料の、令和2年度における資料番号と名称、本資料における表記は以下の通りです。

資料番号	資料名称	本資料における表記
別添7	職業実践専門課程の要件及び取組状況等 確認シート	確認シート
別添9-1、9-2	「職業実践専門課程」既認定課程一覧	別添9
別紙様式4	職業実践専門課程認定後の公表様式	別紙様式4

1 【別添9】 「職業実践専門課程」 既認定課程一覧の作成

【別添9】「職業実践専門課程」既認定課程一覧（以下「別添9」）は、フォローアップ調査を適切に実施するための基礎となる重要な資料です。「別添9」に不備があると、所管の認定学科がフォローアップの審査から漏れてしまう等の事態が生じる可能性があります。「別添9」に記載いただいた学科情報をしっかりとご確認いただくことが重要です。

過年度は、以下のような例がありました。

不備の例

当該年度のフォローアップ対象学科のうち、「別添9」に記載されていない学科がある。

「別添9」上の学科名が最新のものではなく、提出資料に記載の学科名と一致していない。

「別添9」に、学科の名称変更の新旧状況が適切に記載されていない。

生じた問題・生じうる問題

- その都道府県における認定学科の資料提出状況を正しく確認できない。
- 記載されていない学科は、資料が未提出でも気づかれず、フォローアップの審査を受けられない。
- その都道府県における認定学科の資料提出状況を正しく確認できない。
- 同様の不備が複数の学科である場合、どの資料がどの学科のものか判断できず、フォローアップの審査ができない。
- 認定当初の学科名が記載されていないと、最新の学科名だけではどの学科であるのか判断ができないケースがある。
- 認定当初の学科名が記載されていないと、フォローアップの結果の追跡が難しくなる。

提出前に以下のポイントをチェックしましょう

【別添9-1】
(一覧表様式)

「職業実践専門課程」既認定課程一覧[平成29年文部科学省告示第22号において告示された専門課程]

都道府県：
担当者名：
電 話：
合 計： 校 学科

記入上の注意
○認定学科は官報に掲載された順番通りに記載してください。(※全ての認定学科が対象です。)
○最初の認定時から名称変更等があった場合は、変更後の最新の名称を記載してください。
○「過去の名称変更等」の欄には、名称変更等(昼夜の別を含む、以下同じ)があった課程の場合、名称変更等が告示された年度を記載してください。
○「過去の名称変更等」の欄には、昨年度までに認定申請した課程は、廃止が告示された年度も記載してください。
○今年度廃止又は要件不適合を申請する課程のセルは黄色に塗りつぶしてください。
○「原初の名称等」の欄には、平成29年告示第22号で告示された名称を記載してください。ただし、現在までに名称変更等がなかったものは記載不要です。

都道府県	設置者	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限	学科内のコース数(該当ある場合)	過去の名称変更等	原初(平成28年文部科学省告示第45号)の名称等			
								専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
〇〇県	学校法人〇〇学園	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年	2	名称変更(令和元年度)	××専門学校	〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年
		△△専門学校	△△専門課程 △△科	昼間	三年		廃止(平成30年度)				
		▽▽専門学校	▽▽専門課程 ▽▽学科	夜間	二年						
	学校法人□□学園	□□専門学校	□□専門課程 □□科	昼間	二年	2	名称等変更(令和元年度)	□□専門学校	□□専門課程 □□科	夜間	二年
	学校法人☆☆学園	☆☆専門学校	☆☆専門課程 ☆☆科	昼間	二年	3	要件不適合申請予定(令和2年度)	☆☆専門学校	☆☆専門課程 ☆☆科	昼間	二年

①②

③

④

⑤

⑥

- 当該年度のフォローアップ対象学科を全て記載している(当該年度のフォローアップ対象外の学科は記載していない)。
- 官報に掲載された順番で記載している。
- 最新の名称を記載している。
- 名称変更や認定取り消し、廃止等の状況を正しく記載している。
- 名称変更がある場合は認定当初の名称等を正しく記載している。
- 今年度廃止又は要件不適合申請する学科の行は黄色に塗りつぶしている。

2 提出物の確認

認定学科からの提出資料は、フォローアップ調査において認定要件の充足状況を確認するための重要な判断材料です。提出資料に不備があると、認定要件を充足していても正しく確認することができず、充足していないと判断されてしまう可能性があります。認定学科からの提出資料に不備がないか確認いただくとともに、提出状況がわかりやすいフォルダ構成での提出をお願いします。

過年度は、以下のような例がありました。

不備の例

フォルダ名が最新の学校名・学科名になっていない。

当該年度のフォローアップ対象学科のうち、資料を提出していない学科がある。

必要な資料が全て提出されていない。

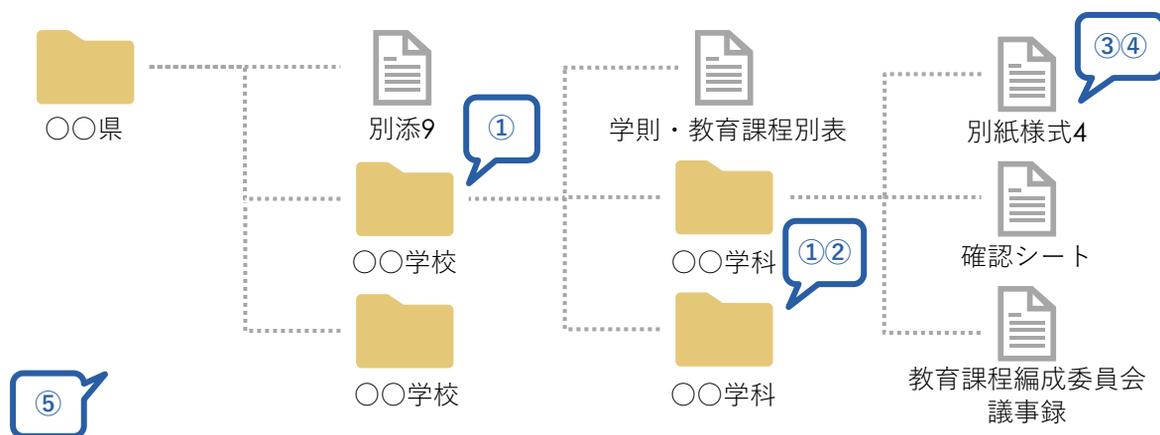
資料がフォローアップ調査に使用できない（ファイルが印刷不可能な設定になっている、資料に空欄が多い、エクセル形式の資料の記入欄のサイズ調整をしておらず内容の一部が隠れてしまっている等）。

求められているフォルダ構成となっていない（学校法人単位で提出されている、認定学科ではなくその下のコース単位でしかまとめられていない等）。

生じた問題・生じうる問題

- 「別添9」と突合できず、その都道府県における認定学科の資料提出状況を正しく確認できない。
- 認定要件の充足状況を確認できず、フォローアップができない（結果的に職業実践専門課程として不適合となる可能性もある）。
- 資料の再提出に多くの行政コストが費やされる。
- 認定要件の充足状況を確認できず、フォローアップができない（結果的に職業実践専門課程として不適合となる可能性もある）。
- 認定学科の資料提出状況の確認に多くの行政コストが費やされる。
- 場合によっては、認定学科の資料提出状況を正しく確認できない。

提出前に以下のポイントをチェックしましょう



- ① フォルダ名が最新の学校名・学科名になっている。
- ② 当該年度の全てのフォローアップ対象学科が資料を提出している。
- ③ 必要な資料が全て提出されている。
- ④ 資料がフォローアップ調査に使用できる状態である。

- ⑤ 要項どおりのフォルダ構成になっている。

※学校フォルダ・学科フォルダが「別添9」の記載順（官報の掲載順）になるようナンバリングするなどの工夫を行うことで、学科がそろっているかのチェックも容易となります。

文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

TEL：03-5253-4111（代表）

<http://www.mext.go.jp/>

本書は、文部科学省委託事業として三菱総合研究所が実施した
令和二年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の成果を
取りまとめたものです。

2021年3月作成

職業実践専門課程として認定された学科の実態調査結果について(概要)

1. 実態調査の概要

1.1 本調査の背景

職業実践専門課程として認定された学科(以下「認定学科」という。)は、認定後引き続きその要件(以下「認定要件」という。)に適合していることについて、認定後3年を経過する毎に別紙様式4を提出(以下「フォローアップ」という。)することとされている。これまで、運用面での改善を図りつつ実施しているが、認定要件を充足しているか等の外形的審査には有効であるものの、認定要件で示される趣旨を踏まえて有機的な連携のもとに運用され、実質的に機能しているか(以下「認定要件の実質化」という。)を十分に確認することが困難である等の課題が見られた。このため、フォローアップで認定要件の充足状況について確認するとともに、今後の確認方法や審査の改善に資するための調査研究として、株式会社三菱総合研究所において、実態調査を併せて実施した。

1.2 本調査の目的

本調査では、認定学科における認定要件の実質化を確認する方法を検討・分析し、より効果的なフォローアップへの改善方法の実証・検証を行うものである。

1.3 調査対象学科

令和2年度にフォローアップ対象となる平成25年度(1,373学科)及び平成28年度(240学科)の認定学科のうち、平成25年度の文化・教養分野の学科と平成28年度的全学科を対象とする。現在までの認定学科の廃止等を徐し、具体的には以下の学科が対象となった。

- 平成29年文部科学省告示第22号における認定学科(220学科)
- 平成26年文部科学省告示第59号における認定学科のうち文化・教養分野の学科(216学科)

1.4 調査方法

書面調査を実施。フォローアップと同時に、調査発出・調査票回収を実施(下図参照)。

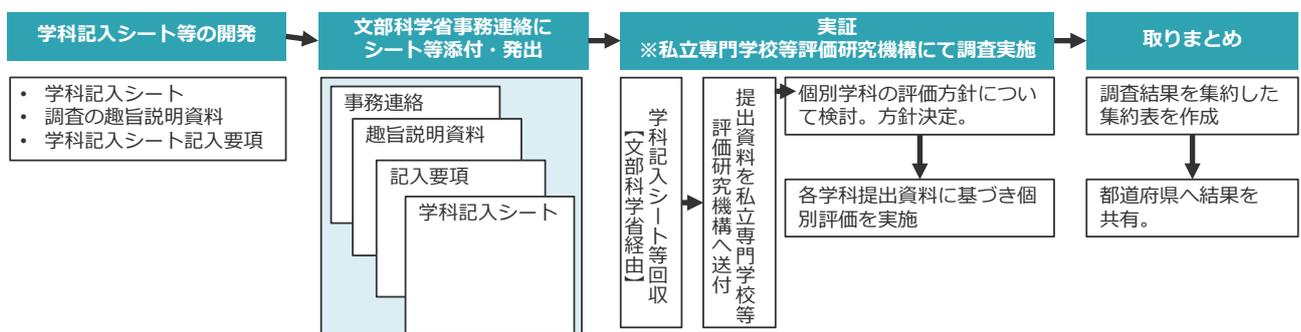


図 1-1 実態調査のフロー

1.5 主な調査項目（詳細は別添資料「令和 2 年度職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シート」（以下「別添 7」という。）参照）

- 認定要件の継続的な充足の状況
- 認定要件の実質化の状況
- 認定学科として特に工夫を行っている取組等

1.6 本調査の成果

本調査に基づき、調査報告書「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」が取りまとめられている。また、認定学科及び都道府県向けに普及啓発資料「職業実践専門課程 事例・ポイント集」、「職業実践専門課程 フォローアップ時の関連業務におけるチェックポイント（都道府県向け）」が作成されている（以下、資料イメージ参照）。

https://www.mext.go.jp/content/20210517-mxt_syogai01-000014842_5.pdf

また、本調査の成果は、今後のフォローアップの在り方や見直し等において活用される。

2. 調査結果

2.1 各認定学科の評価結果（全体）

今年度の調査対象である 436 学科の評価結果は以下のとおりであった。

A. 認定要件を充足し、おおむね認定要件の実質化が図られていると推測される学科： 106 学科（24.3%）
B. 認定要件を充足していると推測されるが、認定要件の実質化が図られていることが十分に確認できない学科： 178 学科（40.8%）
C. 認定要件を充足できていない可能性があるとして推測される学科、提出資料を通じて充足を説明できていない学科： 152 学科（34.9%）

表 2-1 認定年別の評価結果¹

	A	B	C	計
平成29年告示	68	79	73	220
上記のうち平成29年告示（文化・教養分野）	(11)	(7)	(11)	(29)
平成26年告示（文化・教養分野）	38	99	79	216
計	106	178	152	436

¹ 平成 26 年文部科学省告示第 59 号における認定学科については、文化・教養分野のみを調査対象としたが、医療分野の 1 学科から提出があったため、表 2-2 内の「文化・教養分野（平成 26 年告示）」より 1 件多くなっている。

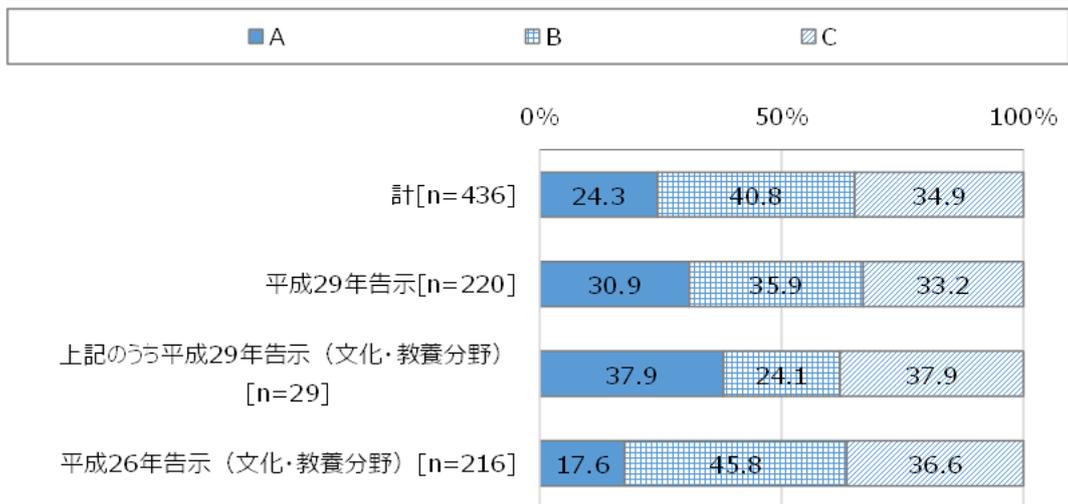


図 2-1 認定年別の評価結果

表 2-2 分野別の評価結果

	A	B	C	計
工業分野	19	13	17	49
農業分野	0	0	1	1
医療分野	20	13	11	44
衛生分野	1	5	9	15
教育・社会福祉分野	5	18	6	29
商業実務分野	9	23	14	46
服飾・家政分野	3	0	5	8
文化・教養分野（平成29年告示）	11	7	11	29
文化・教養分野（平成26年告示）	38	99	78	215
計	106	178	152	436

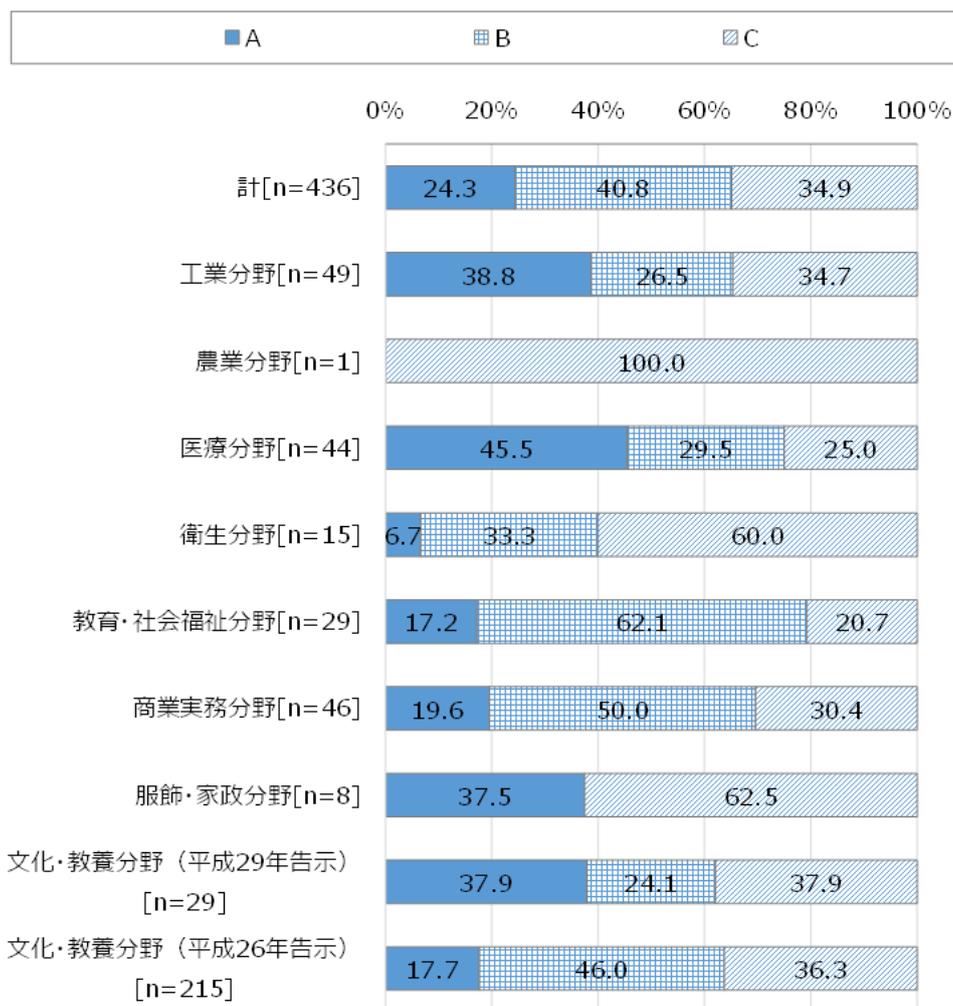


図 2-2 分野別の評価結果

2.2 各学科の個別結果

都道府県ごとに、当該都道府県に所在する認定学科の個別結果を文部科学省より送付。

2.3 学科の評価結果の説明

今年度の調査では、C分類の学科を洗い出した上で、A分類に位置づけられる学科を特定した。したがって、B分類の学科はA及びC以外の学科となる。以下では、A分類の学科の特徴、C分類の学科の特徴を記載する。

(1) A分類：認定要件を充足し、おおむね認定要件の実質化が図られていると推測される学科の特徴

1) 教育課程の編成

- 教育課程編成のプロセスが明確である。
 - ✓ 例 教育課程編成に関与する会議体や主体が明確である／教育課程編成委員会の位置づけが明確である 等
- 企業等委員から具体的な意見を聴取するための取組を行っている。
 - ✓ 例 委員に卒業制作展を視察してもらい、学校に対する理解を促進している／開催 1 か月前に議題や重要項目を送付し事前の意見集約を行っている 等
- 効率的な議論を行っている。
 - ✓ 例 認定学科共通の全体会議と専門内容別の分科会を設けて、議論の階層を分けて議論している／委員会当日に扱う項目を限定して集中的に議論するとともに、委員会後に委員から意見書を提出してもらい、追加の意見を聴取している 等
- 企業等委員からの意見の活用状況が具体的に確認できる。

2) 実習、実技、実験又は演習

- 実習の位置づけを明確化し、企業等にも理解を求め、実習への協力をより積極的に得ている。
- 実習の教育効果を確認している。
 - ✓ 例 実習報告書をもとに生徒と面談し、課題や問題点を抽出し、指導等に生かしている／生徒への授業評価アンケートを行い、実習の生徒満足度を調べている 等
- 実習の準備から改善にいたるまで、企業等と密に連携している。
 - ✓ 例 年 2 回、企業等からの講師との会議を開催し、学校・学科の教育方針や実習・演習の指導計画等を説明の上、シラバス作成を依頼し、実習後には授業改善に向けたアンケートを実施し、改善に生かしている 等

3) 教員の実務研修

- 教員を企業等に派遣して研修を受けさせている。
- 教員研修の受講に組織的に取り組んでいる。
 - ✓ 例 教員研修の受講に関する計画・予算化・スケジュール策定等が明確であり、研修が必要な教員が当該研修を確実に受講できるようにしている 等

4) その他

- 卒業生調査を実施している。
 - ✓ 例 卒後 1 年以内の離職率調査を行い、初期キャリア形成における課題分析を行っている／実習先に就職後 2 年目の卒業生の評価を聴取し、学習成果を把握している 等
- 卒業生と連携している。
 - ✓ 例 教育課程編成に卒業生を活用することで、当該学校の教育を受講していた視点から意見を聴取し、改善に生かしている／同窓会組織を通じて企業連携している／ホームカミングデイで意見を聴取し実習実施の参考にしている／卒業生によるセミナーを開催し、在校生のモチベーション向上や学習効果の向上を図っている 等

- 生徒が学習内容を実践する機会を与えている。
 - ✓ 例 学科の教育内容を生かして、地域で開催されているイベント支援に取り組みさせている／地元の企業団体との共同プロジェクトに参画し、学生に実際の仕事をイメージさせるとともに、企業等との信頼関係を構築して新たな就職先を開拓している 等

(2) C分類：認定要件を充足できていない可能性があるとして推測される事例・提出資料を通じて充足を説明できていない学科の特徴

1) 認定要件の不備

- 学科の基本情報がエビデンス資料から確認できない。
 - ✓ 例 別添 7 に記載の学科名と認定学科名が異なる／学則に昼夜の規定がない／学則の教育課程にコースが明記されていない 等
- 教育課程編成委員会の委員の選任状況が不適切である。
 - ✓ 例 委員名簿に学校教員が記載されていない 等
- 教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会を適切に開催していない。
 - ✓ 例 教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会を合同開催している 等
- 企業等委員の意見の活用状況が確認できない。
 - ✓ 例 議事録の学校報告等で意見の活用の様子を伺うことが全くできず、別紙様式 4 との突合によっても確認ができない／別紙様式 4 や別添 7 における企業等委員からの意見活用例の記載が抽象的である 等
- 企業等と連携した実習・演習等が教育課程上規定されているか確認できない。
- 教員研修について企業等との連携が確認できない。
 - ✓ 例 学校法人内で研修を実施している／教員研修の講師を理事長が務めている 等
- 学校関係者評価委員会の委員の選任状況が不適切である。
 - ✓ 例 委員に学校教職員が含まれている 等
- 学校関係者評価委員会が主体的に運営されていない。
 - ✓ 例 校長が委員長を務めている 等

2) 提出資料の不備・不足

- 学則の必要箇所が提出されていない。
 - ✓ 例 教育課程別表が提出されていない／学則の全文が提出されていない 等
- 必要な教育課程編成委員会の議事録が提出されていない。
 - ✓ 例 議事録が提出されていない／年度をまたいだ開催にも関わらず前年度分が提出されていない 等
- 教育課程編成委員会の議事録の内容に不足があり充足が確認できない。
 - ✓ 例 発言者の明記がないため企業等委員が発言しているかが不明／記載が簡潔すぎる／同じ学校法人内の他校と内容が同じである／別紙様式 4 と整合が取れない／出席者の明記がない 等
- 別添 7 の基本情報部分に誤りがある。

3. 令和2年度調査対象学科の課題（全般）

調査結果では、以下のような課題が指摘されている。

(1) フォローアップへの理解不足

フォローアップへの理解が十分ではないために、提出資料に不備・不足が多い。

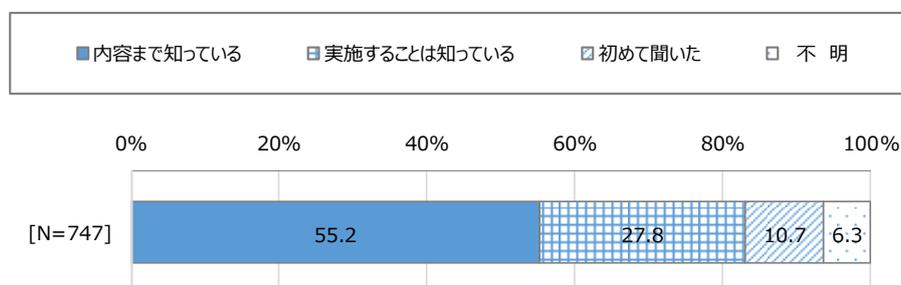


図 3-1 フォローアップの認知状況
(令和2年度「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」より)

(2) 認定要件の充足が形骸化

一部の学科で、認定要件を充足していることそのものが形骸化しているおそれがあるために、真に企業等と連携した教育課程編成が実現できていない。

- ✓ 教育課程編成委員会を年2回開催するという要件は充足しているが、開催時間が極めて短く十分な議論ができていないと評価しにくい
- ✓ 教育課程編成委員会における企業等委員の意見が学科の教育内容と結びついていない 等

(3) 認定要件で示される趣旨への理解不足

一部の学科で、認定要件で示される趣旨への理解が不十分であるために、十分な認定要件の充足がなされていない。

(4) 職業実践専門課程制度そのものへの理解不足

認定学科を有するにもかかわらず、担当者が自校のどの学科が認定学科なのかを十分に理解していないと推測される学校があった。

また、都道府県担当者の中にも、自県の認定学科を有する学校を適切に把握していないと推測されるケースが見られた。

(5) 提出資料の著しい不備、遅延

資料の提出遅延、提出不備が著しいケースがあった。

4. 調査結果の活用例

本調査結果は、フォローアップの仕組みの改善などに活用されるほか、都道府県が自県の認定学科を有する学校における企業等連携などの現状を把握し、認定学科を有する学校における認定要件の実質化を促し、専修学校教育の質向上のための助言や対話等に活用されることが期待される。

以下、活用例をまとめた。

(1) C 分類とされた認定学科を有する学校

C 分類とされた認定学科を有する学校について、現状を確認し、必要に応じて助言等を行う。

実際には認定要件を充足できていると思料されるにもかかわらず、提出資料に不備があるために C 分類となっているケースも多数見受けられることから、次回フォローアップに向けた資料作成（行政文書等の資料の読み解き方等に係る理解促進も含む。）に係るものも含まれる。なお、1.6 で掲げた普及啓発資料を活用することも考えられる。

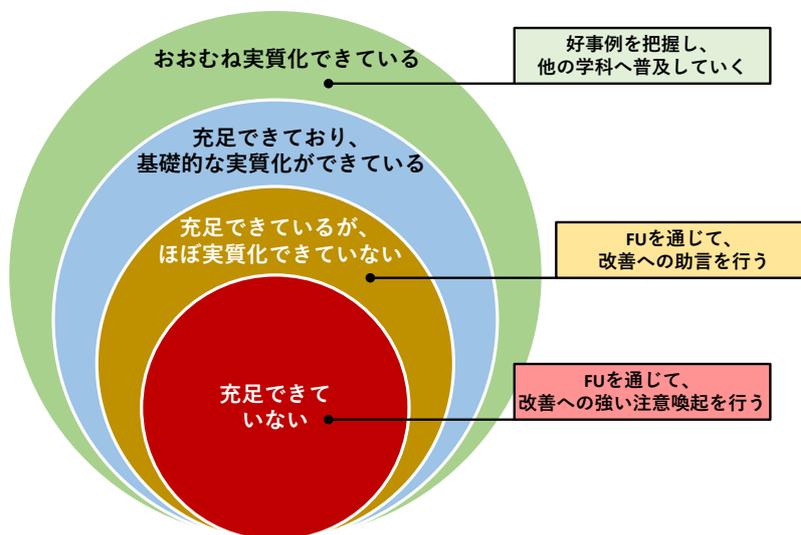
(2) B 分類とされた認定学科を有する学校等

B 分類とされた認定学科を有する学校については、認定要件の充足が形骸化している可能性のある学科も含まれている。認定要件の実質化に向けた不断の改善が難しい学科については、必要に応じ取組状況に対する助言等を行う。なお、1.6 で掲げた普及啓発資料を活用することも考えられる。

(3) A 分類とされた認定学科を有する学校

A 分類とされた認定学科を有する学校については、その取組状況が、認定要件の実質化を図るための好事例として、関係団体等との対話や都道府県独自の支援策等の立案などに活用していくことが考えられる。

なお、1.6 で掲げた普及啓発資料のほか、文部科学省委託事業で取りまとめられた「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」²に掲載された事例や概念説明を参照することも有効である。



(以上)

² https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_3.pdf

³ この図で示した認定学科の分類は、フォローアップの結果とその活用を模式的に示したものである。したがって今年度の認定要件充足状況等調査での ABC 分類とは完全に一致しない。

職業実践専門課程の要件及び取組状況等確認シート

- 本調査は、以下の認定学科のみが対象となります。ご注意ください。
 - ✓ 平成28年度の全認定学科（平成29年文部科学省告示第22号にて認定された専門課程）
 - ✓ 平成25年度認定学科（平成26年文部科学省告示第59号にて認定された専門課程）のうち文化・教養分野の学科

1. 学科の基礎的情報

学校名	設置認可年月日	設置者名	所在地
〇〇専門学校	平成〇年〇月〇日	学校法人〇〇学園	東京都千代田区霞が関3-2-2
分野	認定課程名	認定学科名	認定年月日
	〇〇専門課程	〇〇科	平成〇年〇月〇日

2. 自己点検チェック項目

- 特に指定がない項目については、最新の「別紙様式4」作成時点の状況についてご回答ください。また、「別紙様式4」上の記載との整合性を確認してください。
- 学校での自己点検結果を○（当該項目を満たしている）、×（当該項目を満たしていない）を記入してください。
- ×（当該項目を満たしていない）場合は、今後の対応方針を必ず記入してください。
- 表の枠は書きやすいように適宜幅を変更等してください。

※凡例：●告示、実施要項で定められた認定要件

自己点検項目	自己点検結果 ※○×を記入	×の場合は必ず 対応方針記入
修業年限等		
●修業年限が2年以上である。		
学校名は学則に記載されている名称となっている。		
課程名は学則に記載されている名称となっている。		
学科名は学則に記載されている名称となっている。		
学則に記載されている昼間・夜間別と合致している。		
学則又は学則の別表等の文書で、認定学科の教育課程について定めている（コースを設けている場合は、コースの教育課程についても定めている）。		
※コースを設けているにもかかわらず、コースの教育課程に係る定めがない場合は、×を記入すること。		
教育課程の編成：専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること		
●企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置している。		

自己点検項目	自己点検結果 ※○×を記入	×の場合は必ず 対応方針記入
<p>●昨年度、教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催した。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度開催予定だった会議を延期している場合、自己点検結果に○を記入の上、必ず対応方針記入欄に、当初の開催日程及び延期予定について記載すること。延期した会議を開催済みの場合は、その会議の議事録も提出すること。</p> <p>※委員が参集せずに書面のみで開催する場合の扱いは文部科学省「職業実践専門課程」に関する主な質問に対する基本的考え方 Q9. を参照。</p>		<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、当初令和元年度開催予定だった会議を延期している場合、本欄に以下事項を記入すること。</p> <p>※延期分について、開催済みの場合はその議事録も提出すること。</p> <p>【当初の開催予定及び延期日程】</p> <p>第1回：令和元年●月●日 ※開催済み</p> <p>第2回：令和元年●月●日 ※新型コロナウイルス感染症対策のため●年●月に延期予定、又は、開催済み</p>
<p>●教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っている。</p>		
<p>昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会等において、企業等の役員又は職員の委員（全員又は一部）の出席があった。</p> <p>※代理出席の場合は、出席があったものとして含め、書面等による意見提出のみの場合は含めない。</p> <p>※1回でも企業等の役員又は職員の委員（又は代理出席者）が出席しない会議があった場合は、×を記入すること。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p>		
<p>昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会等について、議事録を作成した。</p> <p>※全ての教育課程編成委員会等について議事録が作成されていない場合は×を記入。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p>		

自己点検項目	自己点検結果 ※○×を記入	×の場合は必ず 対応方針記入
<p>昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会等について、議事録に発言者を明記した。</p> <p>※全ての教育課程編成委員会等について議事録に発言者が明記されていない場合は×を記入。 ※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p>		
<p>昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会等について、議事録に発言や意見内容を明確に記録した。</p> <p>※全ての教育課程編成委員会等について議事録に発言や意見内容が明確に記録されていない場合は×を記入。 ※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p>		
<p>昨年度に開催された全ての教育課程編成委員会等について、議事録を学科長又は学校長等の教育課程の責任者が内容を確認した。</p> <p>※全ての教育課程編成委員会等について、議事録を学科長又は学校長等の教育課程の責任者が内容を確認していない場合は×を記入。 ※新型コロナウイルス感染症対策のために、当初昨年度開催予定だった会議を今年度へ延期し、かつ、すでに実施した場合、その会議についても本項目を判断すること。</p>		
<p>実習、実技、実験又は演習：企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること</p>		
<p>●企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っている。</p>		
<p>●実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携している。</p>		
<p>●学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っている。</p>		
<p>総授業時数・単位数</p>		
<p>●全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上である。</p>		

自己点検項目	自己点検結果 ※○×を記入	×の場合は必ず 対応方針記入
教員の実務研修：企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。		
●企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている。		
●企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させている。		
学校関係者評価		
●学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表している。		
学校関係者評価委員会：学校関係者評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。		
●学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置している。 ※学校の教職員は、学校関係者評価委員会の委員となることはできないことに留意すること。		
昨年度、学校関係者評価委員会を年1回以上開催した。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度開催予定だった会議を延期している場合、自己点検結果に○を記入の上、必ず対応方針記入欄に、当初の開催日程及び延期予定について記載すること。		<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、当初令和元年度開催予定だった会議を延期している場合、本欄に以下事項を記入すること。</p> <p>【当初の開催予定及び延期日程】 令和元年●月●日 ※新型コロナウイルス感染症対策のため●年●月に延期予定、又は、開催済み</p>
●「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っている。		

自己点検項目	自己点検結果 ※○×を記入	×の場合は必ず 対応方針記入
●学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表している。		
<p>主体的な学校関係者評価を実施している。</p> <p>※学校関係者評価委員会の主体的な取組を引き出すため、学校側の教職員ではなく委員が委員長に就任するなどし、報告書の取りまとめ等において委員が意見を出し、取りまとめを行うなどの活動が期待されている。詳細は「全専各連『職業実践専門課程』指針」全国専修学校各種学校総連合会新学校制度創設推進本部（平成27年7月第2版）を参照。</p>		
教育情報の公表：企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。		
●「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っている。		
●ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っている。		
公開項目が目次立てしてあるなど、外部に向けてわかりやすく公開してある。		
最新の別紙様式4を学校ホームページ等へ掲載している。		
<p>学校のホームページには、トップページから別紙様式4が容易に確認できるようにするとともに、印刷可能な方法により掲載している。</p> <p>※ホームページがない場合は企業、卒業生、保護者、地域住民等に対し刊行物等により別紙様式4の情報について広く情報提供しているかどうかを回答。</p>		

3. 取組状況調査項目

- 以降では、認定要件と関連した貴学科での取組や工夫について、具体的にお伺いします。
- 特に取組がない場合は空欄でご提出いただいても結構ですが、今後のフォローアップの在り方を検討する上での重要な資料となるため、可能な範囲で取組状況をご回答ください。
- 取組の年度は指定しませんが、なるべく新しい取組を記載してください。

3.1 企業等と連携した教育課程の編成について

- 「企業等と連携した教育課程の編成」や教育課程編成委員会等に係る取組状況を記入してください。記入しやすいように記入欄の幅を変更等してください。
- 提出時には赤字の記載例を削除してください。

- 専攻分野に関する企業、団体等との連携体制を確保して、教育課程の編成を行うために、学内にどのような体制、プロセスを設けていますか。以下の記載例を参考にしながら具体的に説明してください（提出時には記載例を削除してください）。

項目	取組内容の説明
教育課程編成委員会等へ諮る検討項目を決定するためのプロセス	<p>例)</p> <p>まず、学科で検討項目の案を作成する。その後、必ず校長、副校長が内容を確認し、場合によっては議題の修正を行う。</p>
教育課程編成委員会等の企業等の役員又は職員の委員から、教育課程編成の改善に資する具体的な意見等を引き出すための取組	<p>取組の具体的内容：</p> <p>例)</p> <p>編成委員会の開催 1 か月前には、企業等委員に議題と関連資料を送付している。教育課程の一覧や学則、便覧を送付し、重点的に確認いただきたい部分について伝えている。</p>
	<p>上記取組の効果、課題：</p> <p>例 1)</p> <p>重点的に確認いただきたい部分を伝えているため、教育課程についての具体的な意見をいただくことができている。一方、委員からは個別企業の意見しか得られず、業界全体の動向を知ることは難しいと感じている。</p> <p>例 2)</p> <p>事前の資料送付を十分に行うことが難しい場合があった。前日送付となってしまう場合もあり、委員の理解を十分に深めることができていない委員会もあった。その結果として、得られる意見が一般的な内容にとどまり、教育課程の改善につなげることができなかった。</p>
<p>教育課程編成委員会等での意見を議論する学内（法人内含む）の主な会議体の名前、簡潔な会議体の概要・役割</p> <p>※主要な会議体が 3 つ以上ある場合は 2 つまで選択し、説明してください。</p>	<p>1. 会議名： _____</p> <p>概要・役割：</p> <p>例)</p> <p>会議名：学科の定例会議</p> <p>概要・役割：認定学科内において、日常的な連絡事項を含め、学科の常勤教員が情報共有・議論等するために毎週開催している定例の会議。</p> <p>2. 会議名： _____</p> <p>概要・役割：</p>

<p>教育課程編成委員会等での意見を議論する学内(法人を含む)会議体の参加者属性</p> <p>※上記で記載した会議(最大2つ)のそれぞれについて記載してください。</p>	<p>1. 会議名 : _____</p> <p>参加者属性 :</p> <p>例)</p> <p>会議名 : 学科の定例会議</p> <p>参加者属性 : 学科長、学科の常勤教職員</p>
	<p>2. 会議名 : _____</p> <p>参加者属性 :</p>

- 教育課程編成委員会等で得た意見を、これまでどのように活用してきましたか。代表的な反映事例について、以下の記載例を参考にしながら、具体例を挙げて説明してください(複数年度にまたがる取組を記載いただいてもよいですが、なるべく新しい取組を記載するようにしてください。また、提出時には記載例を削除してください)。

項目	取組内容の説明
<p>教育課程(カリキュラムの構成・内容、成績評価等)についての意見の反映事例(対象の教育課程の内容、教育課程編成委員会等での意見、反映の具体的内容について、それぞれ説明)</p> <p>※代表的な反映事例を1つ選択し、説明してください。</p>	<p>対象の教育課程の内容 :</p> <p>例)</p> <p>対象の教育課程の内容 : 企業内実習</p>
	<p>教育課程編成委員会等での意見 :</p> <p>例)</p> <p>教育課程編成委員会等での意見 : 企業内実習の成績評価基準が担当者ごとに異なっており、評価を受けた生徒にとって納得しにくいものになっているという指摘があった。</p>
<p>教育課程以外(生徒募集、生徒指導、学内イベント、就職支援等)についての意見の反映事例</p> <p>※代表的な反映事例を1つ選択し、説明してください。</p>	<p>反映の具体的内容 :</p> <p>例)</p> <p>反映の具体的内容 : 企業内実習開始前に、受け入れ企業の担当者を集めて説明会を開催し、その中で成績評価方法について説明を行った。</p>
	<p>対象の事項 :</p> <p>例)</p> <p>対象の事項 : 就職支援(卒業生交流会)</p>
	<p>教育課程編成委員会等での意見 :</p> <p>例)</p> <p>教育課程編成委員会等での意見 : 当学科では就職支援の一環で、企業で働く卒業生を招いて講演会を実施しているが、卒業後10年以上経過した中堅クラスの卒業生だけではなく、卒業後2,3年程度の若手も招聘すべきとの意見が出た。</p>

	<p>反映の具体的内容：</p> <p>例)</p> <p>反映の具体的内容：翌年度の卒業生交流会には、卒業後2年目の卒業生を招聘した。</p>
教育課程編成委員会等で得た意見を反映するための取組	<p>例) 教育課程編成委員会等で得た意見を学科内で検討し、具体的な教育課程の変更案を取りまとめる。それを翌年度の教育課程編成委員会に報告し、委員の確認を受けた後、学校内に設置されている教育課程を議論する会議にかけ、審議の上、さらにその翌年の教育課程編成に反映している。</p>

3.2 実習、実技、実験又は演習について

- 「企業等と連携した実習、実技、実験又は演習」(以降、実習等とする)に係る取組状況を記入してください。
- 貴学科での認定要件を充足するために設けている企業等と連携した実習等について回答してください。なお、企業等とは連携していないが、学外の講師(フリーランスの外部講師等)と連携して行っている実習等について、特筆すべき取組がある場合は3.3で回答してください。
- 記入しやすいように記入欄の幅を変更等してください。
- 提出時には赤字の記載例を削除してください。
- 取組状況を説明する上で、説明の根拠・補足となる資料については追加提出してください。補足資料の中で個人情報、企業等の機微情報、成績等の情報が含まれている場合必ず該当箇所を黒く塗りつぶしてください。根拠・補足資料の例は以下です。
 - ✓ 例：ループリック様式、シラバス例、企業等への実習等マニュアル 等
- 追加資料によって説明を補足することはできますが、このシート内の記載事項で取り組みの概要を把握できるよう、簡潔な記述をお願いします。

実習等の段階	取組内容の説明
実習等の企画・計画(準備)において、企業等と連携するための主な取組	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等から派遣された講師及び企業内実習における指導者(以降、企業等の講師等)に対して、学生の達成目標を具体的に伝えている ・ 実習・演習の指導計画を、企業等の講師等に直接説明している ・ 企業等の講師等に対して、指導してほしい事項を具体的に伝えている ・ 企業等の講師等に対して、学生の有する知識・技能等について具体的に伝えている
実習等の教育的効果を確認するために、行っている主な取組	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習等についても授業アンケートを実施している ・ 実習等協力企業にヒアリングやアンケートを実施している

実習等の成績評価において、企業等と連携するための主な取組	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価方法を、企業等の講師等に直接説明している ・ 成績評価の結果を企業等にフィードバックしている ・ 成果発表会を実施し、実習先企業を招いて講評してもらっている
------------------------------	--

3.3 教員研修について

- 「専攻分野における実務に関する研修」に係る取組状況を記入してください。記入しやすいように記入欄の幅を変更等してください。
- 提出時には赤字の記載例を削除してください。

項目	取組内容の説明
専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修・研究に係る主な取組	<p>例)</p> <p>教員の実務面でのスキルアップや関連業界の動向を把握させるために、若手教員の一部を学校長が選定し、1か月程度企業に派遣する長期教員研修を毎年実施している。</p>
授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための研修・研究に係る主な取組	<p>例)</p> <p>教職経験の浅い新任教員等を対象に、インストラクショナル・デザインの研修を3か月間かけて受講させている。</p>
上記の研修・研究の機会を教員が計画的に受講できるように、行っている主な取組	<p>例)</p> <p>研修への参加率を向上させるために、長期研修については授業期間外に設定している。</p>

3.4 第三者による評価等について

- 民間の評価機関等からの第三者評価等について、回答してください。

項目	取組内容の説明
第三者評価の有無	有・無 (いずれかを選択。有の場合、以下項目も記載)
評価団体	
受審年月	
評価の有効期間	○年から○年まで
評価結果	
評価結果の掲載 URL	

3.5 職業実践専門課程として、特に工夫している事項について

- 職業実践専門課程として貴学科が特に工夫している事項や取組について、上記で記載したものの以外にあれば簡潔に記述してください。ない場合には、記載例を削除し、空欄のままとしてください。
- 3. 取組状況調査項目の項目と同じものであっても、記述内容が異なる場合には記述いただいても問題ありません。
- 提出時には赤字の記載例を削除してください。

取組名：

例1) 学校関係者評価委員会

例2) 業界の動向把握

取組概要：

例1) 卒業生を委員としている。

例2) ホームカミングデーを設定している。そこで幅広い年代の卒業生を集めて、業界の動向について情報収集している。

取組のきっかけ、効果等：

例1) 学校運営について率直な意見を聴取するため、卒業生を委員とすることが適切ではないかと考えた。実際に委員として卒業生に就任してもらってからは、教育課程や就職支援について率直な意見を受けることができ、具体的な学校運営改善につながっている。

例2) 教育課程編成委員会だけでは、業界の動向を把握することが難しいため、関連業界に就職した卒業生から直接業界の動向を収集している。そこで得られた情報を活用することで、新しい就職先開拓などにつなげることができている。

(以上)

令和2年度「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」報告書

2021年3月

株式会社三菱総合研究所
キャリア・イノベーション本部